

8 計画の推進に向けた考え方

新たな総合計画は、少子高齢化の進展などの社会経済状況の変化を踏まえ、次のような視点に基づいて推進します。

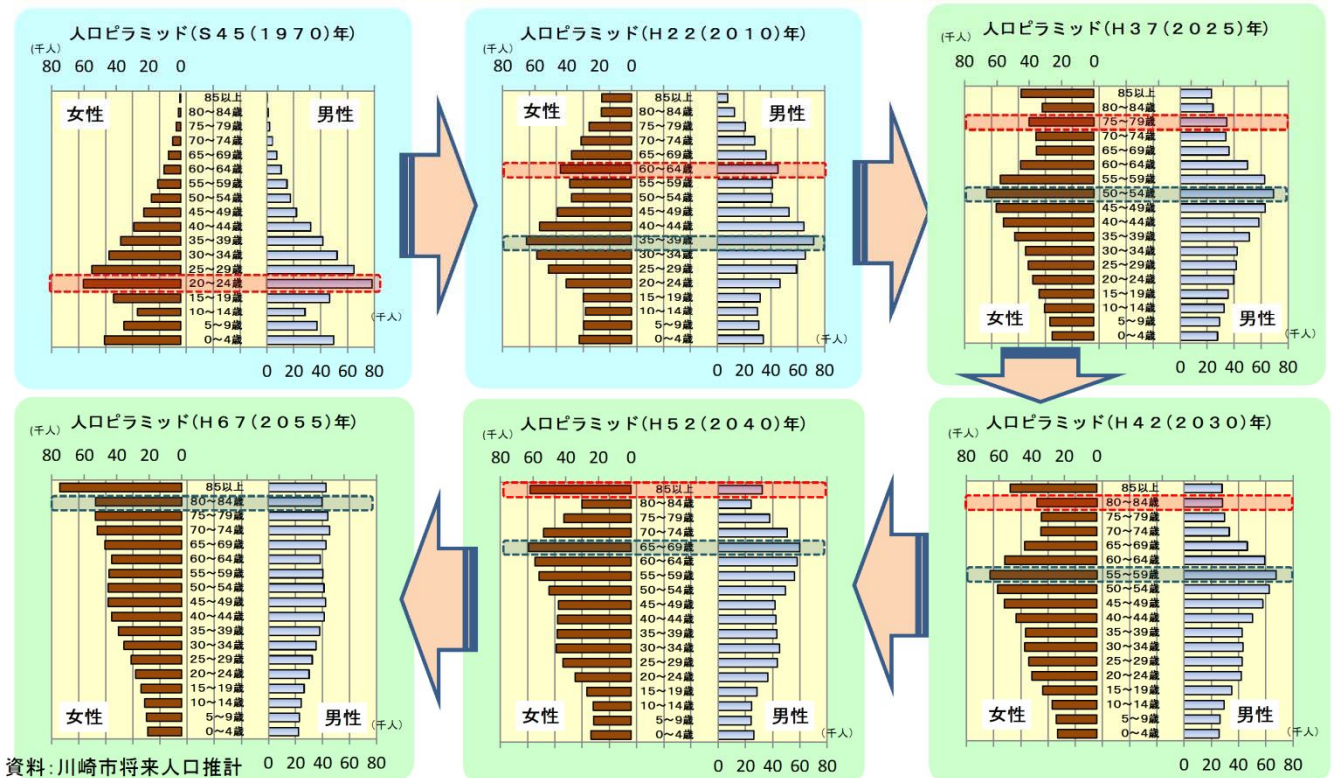
(1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応

本市の人口構成は、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する一方で、子育て世代の減少や、出生数の低下などにより、大きく変化することが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

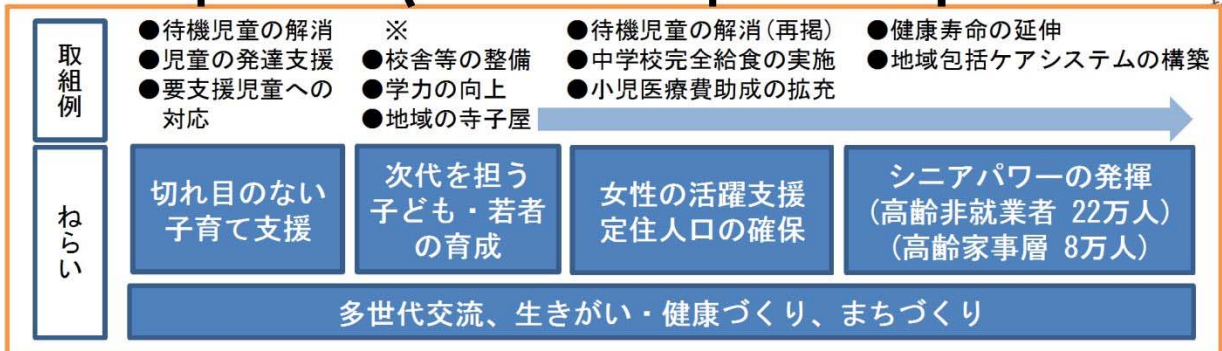
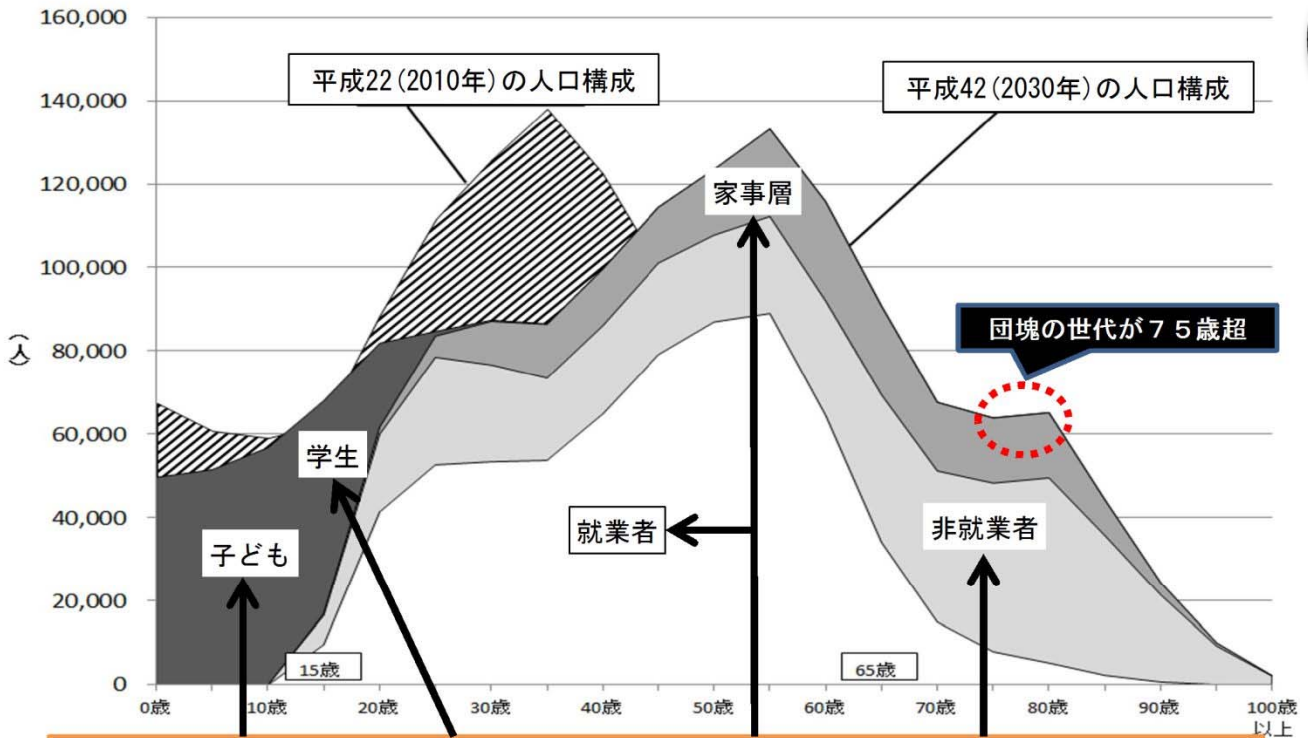
こうした中で、都市の活力を維持していくために、子育て支援や、次代を担う子ども・若者の育成、元気な高齢者が社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

人口構成の変化

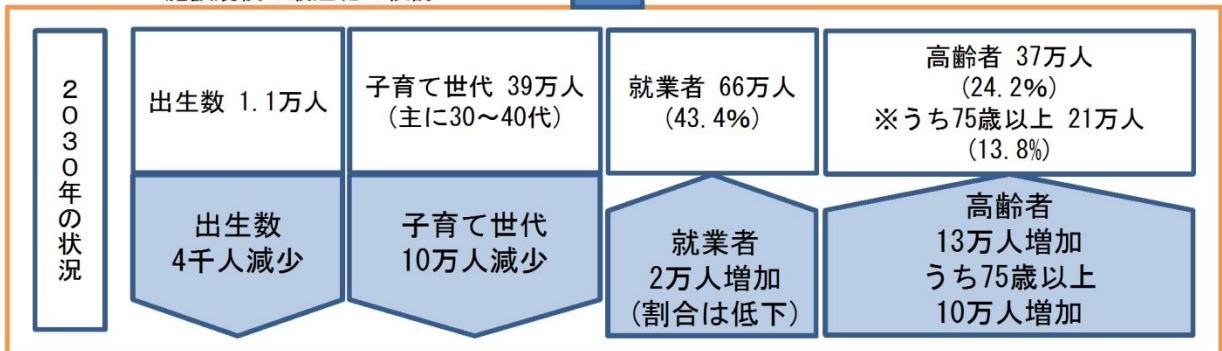
今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に、大きな人口構成の変化が予測されている。



〔少子高齢化などの人口構成の変化への対応のイメージ〕



※改築から再生整備へのシフト、施設規模の最適化の検討



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画 [政策体系別]
- 実施計画 [区]
- 進行管理

(2) 多様な主体との協働・連携

少子高齢化の進展や経済のグローバル化、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化しています。一方で、地域で活動する住民団体やNPO、CSRに取り組む企業や地域貢献活動を行う大学など、地域の多彩な資源をまちづくりに活かしていくことが、ますます重要となっています。さまざまな地域課題の解決に向けて、多様な主体を地域でコーディネートする取組や、地域人材の発掘・育成、市民の意識啓発など、協働・連携によるまちづくりを進めます。

(3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

首都圏域の中心的な役割を担う本市は、犯罪捜査などに係る警察事務などの真に広域的なものを除き、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限を担うことにより解決に導くことが、大都市としてあるべき姿と考えます。

一方で、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。

そのため、市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、新たな大都市制度の創設に向けた取組を推進します。

② 区役所機能の強化

区役所は、地域が抱える課題を市民の参加と協働により解決する拠点として機能を拡充してきました。身近な市民サービスを市民により近い区役所で提供することを基本としながら、市民が地域で安心して暮らすために必要な、多様な主体の連携をコーディネートする機能の充実など、区役所機能をさらに強化します。

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴う市域を越えたさまざまな課題の解決をはじめ、それぞれの自治体が、お互いの強みと地域資源を活かして発展していくために、柔軟かつ効果的に取り組むことが今後さらに重要となっています。そのため、近隣都市や、相互に強みを活かせる都市と積極的な連携を図り、地域課題の解決や地域活力の醸成などを進めます。

(4) 将来を見据えた「自律」による市政運営の推進

社会経済状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに対応して、新たな総合計画を着実に推進するとともに、市民満足度の高い市役所を構築するため、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の確保等を行います。

また、市民目線を基本とした発想の転換により、行政運営のしくみ、手法を自己決定、自己責任で変えていく「自律」への変革に向け、次の基本的な理念と姿勢に基づく行財政改革を推進します。

① 基本理念

●市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行政運営に向け、

- 職員意識の醸成や、ICT（情報通信技術）の活用による効果的な情報発信
- 職員が積極的に現場に足を運ぶことによる市民との課題の共有
- 継続的な情報交換の場の設置

などに取り組むことにより、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

●市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、市民サービスについては、

- 多様な主体との協働・連携や区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- 将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ICTの活用による利便性の向上
- 広域連携や、地方分権改革の推進
- 世代間の受益と負担を考慮した再構築
- 優先順位づけや、当初目的の薄れたものを見直し

などに取り組むことにより、真に必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けます。

●市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員については、

- 新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- 失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- 地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成

などに取り組みます。また、そうした取組を後押しするため、組織につい

ては、

- 日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
 - 新しいことを受け入れる風土の醸成
 - 働きやすい、働きがいのある環境づくり
- などに取り組みます。

●効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来的な効果創出も見据え、

- 簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
 - 債権確保の強化
 - 施設の効率的な維持管理や保有量の最適化
- などの効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

② 改革の実現に向けた基本的な姿勢(「3D改革」の推進)

職員一人ひとりが、コスト意識や危機意識を持ち、市民目線で日々の業務改善に努めることにより、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

(5) 健全な財政の運営

① 本市を取り巻く財政状況

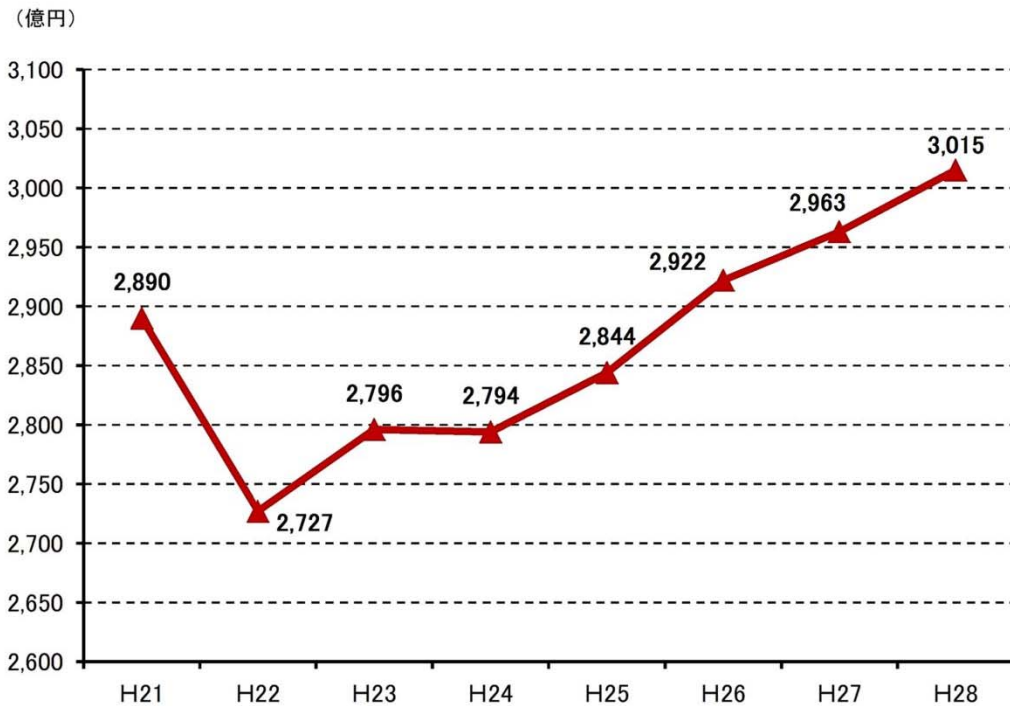
本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費（社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金などを給付する経費）は年々増加し、平成 28(2016)年度には歳出予算の4分の1を超える26.3%に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度700億円を超える規模で推移しています。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22(2010)年度に50%を超えて、平成 28(2016)年度も52.6%に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

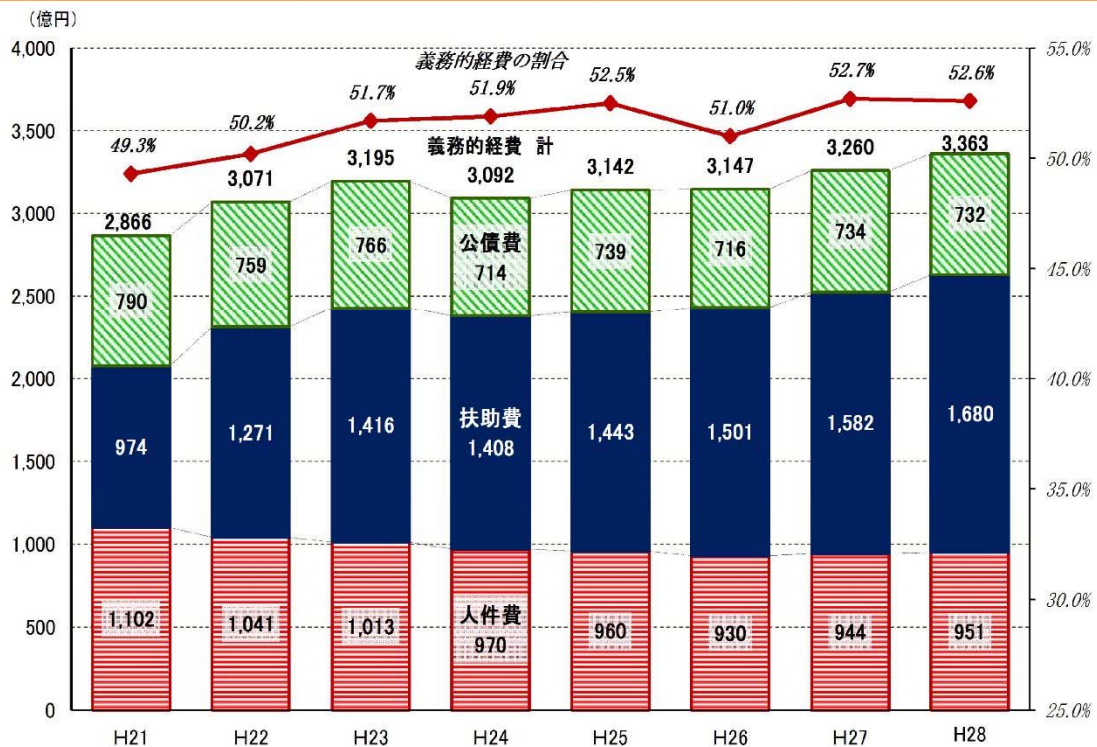
市税収入の推移(当初予算)

市税収入については、人口増等を背景として、増加傾向となっている。



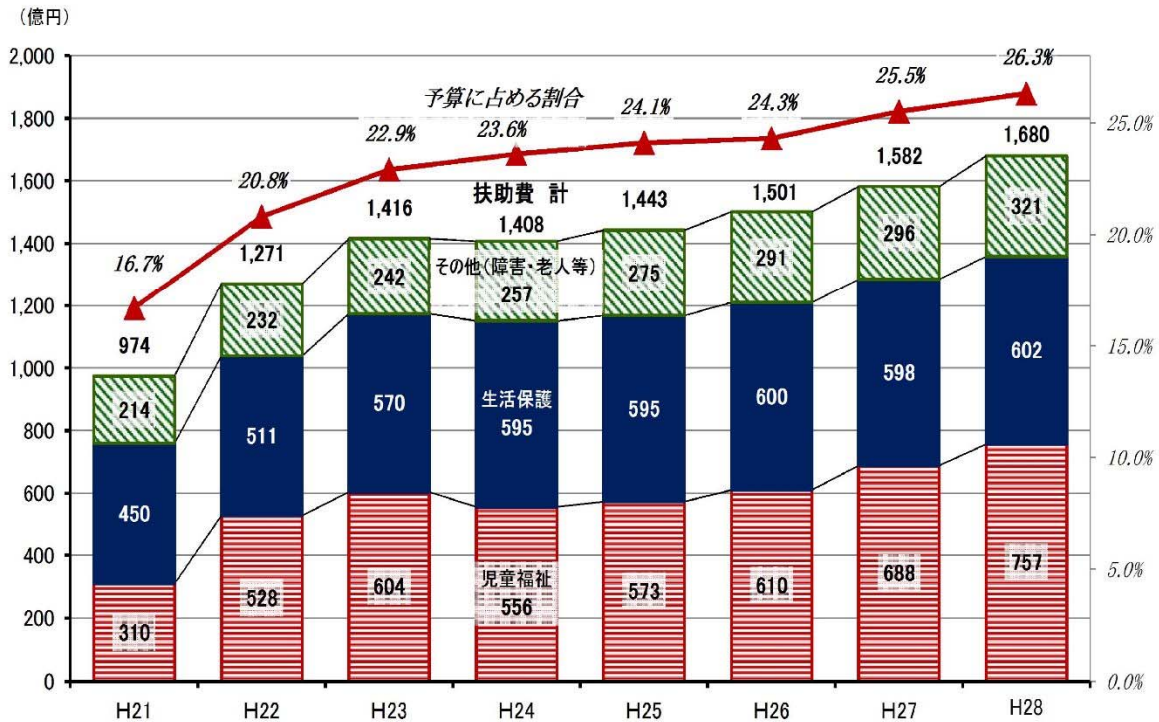
義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移

義務的経費は増加傾向にあり、歳出予算の50%を超えて財政の硬直化が進んでいる。



扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移

扶助費は、平成28年度には歳出予算の4分の1を超え、26.3%に達している。



② 収支不足への対応

行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24(2012)・25(2013)・26(2014)年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金（将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金）から新規借入を行いました。

また、平成 27(2015)・28(2016)年度においても、市税等が経済成長などにより堅調に増加する一方、地方交付税（税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの）及び臨時財政対策債（地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債）が大幅に減少した影響や、法人市民税の一部国税化による減収の影響が続く中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとしています。

今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより財政需要が増加することから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

③ 今後の財政運営の基本的な考え方

①②のような厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

1 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

2 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

3 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、計画的に返済を行います。

4 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

5 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

●取組目標

・継続的な収支の均衡

平成 31(2019)年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行い、その後においても、継続的な収支均衡を図ります。

・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

・減債基金借入金の計画的な返済

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

※「収支フレーム」においては、財政状況を勘案して、平成34(2022)年度以降20億円の返済額を仮計上していますが、毎年度の予算編成や決算の中で、可能な限り借入額の圧縮と返済額の増額に努めていきます。

●財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

〔収支状況〕

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

・**実質赤字比率**・【普通会計】赤字とならないこと（H26決算 赤字となっていない）

・**連結実質赤字比率**・【全会計】赤字とならないこと（H26決算 赤字となっていない）

〔財政構造の弾力性〕

・**経常収支比率**・【普通会計】97%以下（H26決算 99.7%）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

・**市税収入に対する義務的経費の割合**・【普通会計】100%以下（H26決算 106.7%）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

〔将来負担〕

・**プライマリーバランス**・【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保

（H17決算以降 黒字）

過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの

・**市民一人あたり市債残高**・【普通会計】指定都市平均以下

（H26決算 587,788円、指定都市平均 631,072円）

将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

・**実質公債費比率**・【普通会計】18%未満（H26決算 8.2%）

将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

・**将来負担比率**・【普通会計】400%未満（H26決算 115.3%）

市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

・**将来負担返済年数**・【普通会計】中長期的に低減（H26決算 18.4年）

将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

〔企業会計等の経営健全化〕

- ・基準外繰出金・【普通会計】縮減・規律の確保（H26 決算 前年から縮減）
各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの
- ・資金不足比率・【企業会計】資金不足を生じないこと
（H26 決算において、1会計で資金不足）
企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの
- ・負債比率・【全会計・出資法人】中長期的に低減（H26 決算 34.5%）
連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

6 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

- 計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）
新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。
- 計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）
これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。
- 基礎的な投資的経費
公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。
- 一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む）
社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。
- 公債費（諸費を除く）
投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。
- 管理的経費
庁用経費、施設管理経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。
- 政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く）
直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

7 行財政改革の取組

新たな総合計画に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

行財政改革の取組について、「収支フレーム」に反映したものは、次のとおりです。（各年度の取組内容を、翌年度予算に反映します。）

	H28 予算	H29 見込	H30 見込
①債権確保策の強化	14	10	10
②財産の有効活用	3	3	3
③組織の最適化（人件費の見直し）	23	28	33
④その他（市役所内部改革や市民サービスの再構築等）	5	5	5
合計	45	46	51

※②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

＜資料＞ 収支フレーム【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、平成 28 年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、新たな総合計画や、「行財政改革プログラム」の平成 28 年度以降の取組を反映して、算定しています。

また、「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後、5 年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行ってまいります。市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、新たな総合計画の実施計画の改定時などにおいて、適宜、見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応してまいります。

○川崎市将来人口推計【H26(2014)年8月】 (単位 人)

10月1日現在	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)
総数	1,425,500	1,471,400	1,503,500	1,515,700	1,522,000
0～14歳	187,400	190,900	186,400	172,800	158,100
15～64歳	998,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300
65歳以上	239,600	293,100	322,800	340,500	368,600

○中長期の経済財政に関する試算【H27(2015)年7月】 (単位 %程度)

年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
経済再生 ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	2.7	3.9	3.5	3.6	3.7	3.7
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	3.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ベースライン ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	1.5	2.0	1.3	1.3	1.3	1.3
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	2.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

【今後の収支見通し算定の前提条件】

平成 28 年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

1 歳入

- ・市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向等を勘案
- ・地方消費税交付金は、平成 29 年 4 月の消費税率 10%への引上げを前提

2 歳出

原則として、平成 28 年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しているが、**今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上**

- ・投資的経費 「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として平成 28 年度予算と同額で計上
- ・公債費 投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上
- ・管理的経費 原則として平成 28 年度予算と同額で計上
- ・政策的経費 これまでの推移や対象人口の推移等をもとに計上

* 歳入・歳出とも、平成 29 年 4 月に予定されている県費負担教職員の移譲影響額を反映しています。

収支フレーム（平成 28～32 年度） 【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、平成 28～32 年度の 5 年間で「収支フレーム」と位置づけ、その後の平成 33～37 年度の 5 年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

- * 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。
- * 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。
- * 歳入・歳出とも、平成 29 年 4 月に予定されている県費負担教職員の移譲影響額を反映しています。

(単位 億円)

	収 支 フ レ ー ム					収 支 見 通 し				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
市税	3,015	3,474	3,523	3,597	3,647	3,678	3,716	3,767	3,788	3,841
地方消費税交付金	232	246	318	319	313	317	319	323	327	331
地方譲与税・その他交付金	118	107	106	105	104	103	102	102	101	101
普通交付税・臨時財政対策債	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	141	99	99	99	99	99	99	99	99	99
退職手当債	20	20	20	20	20	20	20	0	0	0
行政改革推進債	65	70	70	70	70	70	60	40	40	20
歳入合計	3,601	4,026	4,136	4,210	4,253	4,287	4,316	4,331	4,355	4,392

減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	303	361	299	293	296	293	271	254	254	254
大規模な投資的経費(未定枠)	0	0	0	0	0	0	0	47	47	49
大規模な投資的経費(新規分)	3	9	6	25	38	38	31	7	4	4
大規模な投資的経費(継続分)	129	184	122	93	86	81	67	28	33	26
基礎的な投資的経費	171	168	171	175	172	174	173	172	170	175
一部の社会保障関連経費	851	896	927	953	986	1,000	1,027	1,054	1,081	1,121
高齢者福祉	268	287	301	316	333	349	368	387	408	442
障害者福祉	180	186	194	197	209	202	205	207	210	212
生活保護	147	150	152	153	155	156	158	160	161	163
保育事業(待機児童対策)	221	236	243	250	252	256	259	263	265	267
小児医療費助成	35	37	37	37	37	37	37	37	37	37
公債費(諸費を除く)	700	706	714	715	726	740	751	766	758	741
管理的経費・政策的経費	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240	2,243	2,241	2,230	2,236	2,234
職員給与費	827	1,220	1,197	1,197	1,200	1,200	1,196	1,194	1,202	1,196
管理的経費	398	402	403	403	403	403	407	397	397	397
中学校給食(PFI分)	0	13	22	22	22	22	22	22	22	22
政策的経費	614	619	617	622	615	618	616	617	615	619
歳出合計	3,693	4,217	4,179	4,205	4,248	4,276	4,310	4,324	4,349	4,370

収 支	▲ 92	▲ 191	▲ 43	5	5	11	6	7	6	22
-----	------	-------	------	---	---	----	---	---	---	----

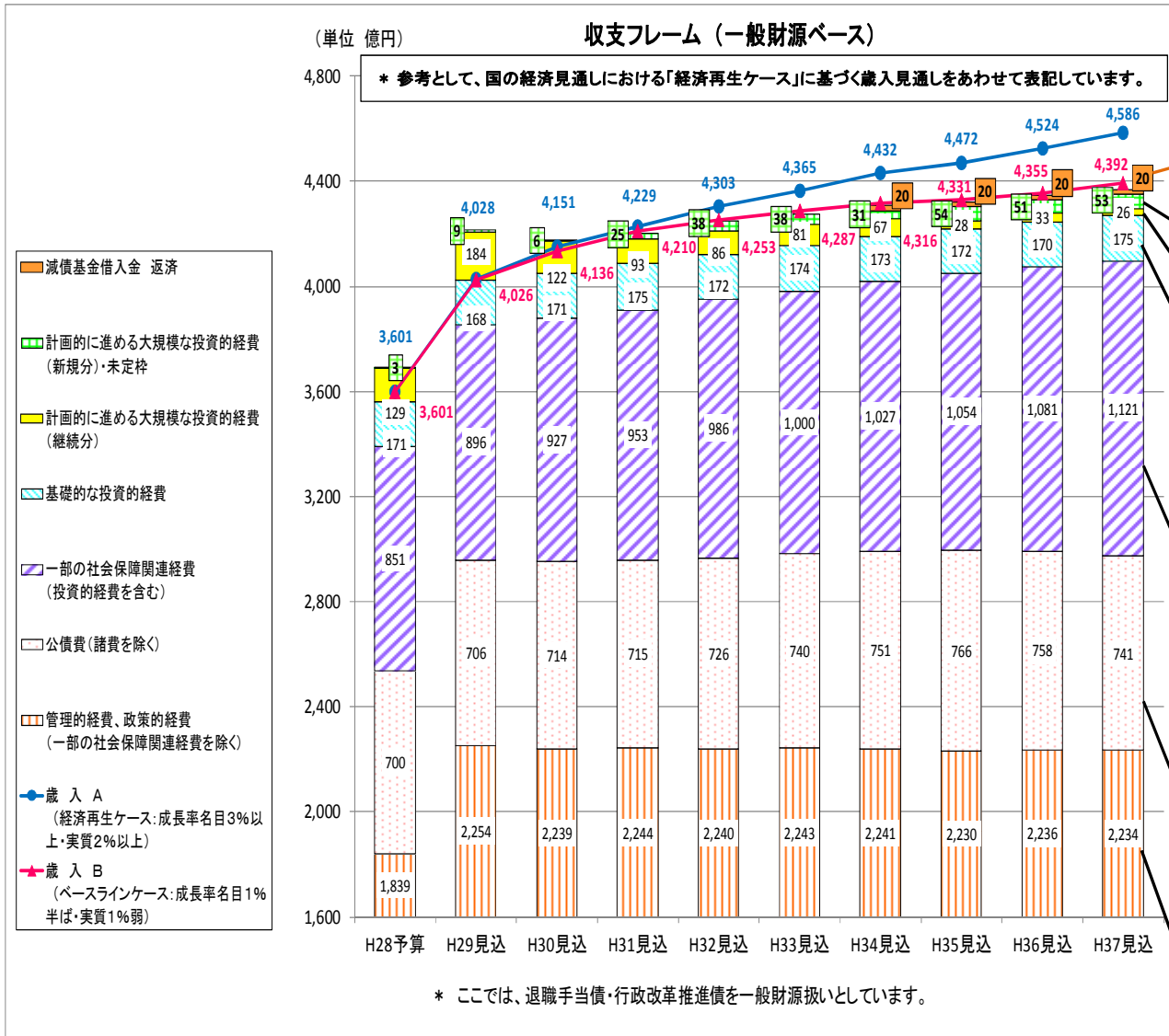
H28税制改正による減収影響額	—	△ 7	△ 23	△ 16	△ 17	△ 18	△ 18	△ 19	△ 19	△ 20
法人市民税 国税化等 (影響拡大分)	—	△ 6	△ 9	△ 4	△ 5	△ 6	△ 6	△ 7	△ 7	△ 8
地方消費税交付金 (軽減税率)	—	△ 1	△ 14	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12

施策調整・事務事業の見直しなどによる 今後の要調整額(収支改善額)	—	7	23	11	12	7	12	12	13	—
--------------------------------------	---	---	----	----	----	---	----	----	----	---

減債基金からの新規借入 想定額	92	191	43	0	0	0	0	0	0	0
-----------------	----	-----	----	---	---	---	---	---	---	---

減債基金からの借入残高 想定額	231	422	465	465	465	465	445	425	405	385
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- * 平成28年度税制改正大綱(H27.12.16公表)により、新たな減収影響が見込まれることとなりましたが、こうした影響や市民ニーズ・社会経済状況の変化等に伴う今後の財政状況への影響については、毎年度の予算等において、施策調整や事務事業の見直しなどを行い、収支不足の解消に努めていきます。



		（単位 億円）											
		H28 予算	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込	H33 見込	H34 見込	H35 見込	H36 見込	H37 見込		
歳 出		3,693	4,217	4,179	4,205	4,248	4,276	4,310	4,324	4,349	4,370		
減債基金借入金 返済				財政状況を勘案して、20億円を仮計上							20	20	20
投資的 経 費	計画的に進める大規模な投資的経費 （新規分）・未定枠	3	9	6	25	38	38	31	54	51	53		
	計画的に進める大規模な投資的経費 （継続分）	129	184	122	93	86	81	67	28	33	26		
	基礎的な投資的経費	171	168	171	175	172	174	173	172	170	175		
	一部の社会保障関連経費 （投資的経費を含む）	851	896	927	953	986	1,000	1,027	1,054	1,081	1,121		
	公債費（諸費を除く）	700	706	714	715	726	740	751	766	758	741		
	管理的経費、政策的経費 （一部の社会保障関連経費を除く）	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240	2,243	2,241	2,230	2,236	2,234		
	歳 入 A （経済再生ケース：成長率名目3%以上・実質2%以上）	3,601	4,028	4,151	4,229	4,303	4,365	4,432	4,472	4,524	4,586		
収 支 A	▲ 92	▲ 189	▲ 28	24	55	89	122	148	175	216			
歳 入 B （ベースラインケース：成長率名目1%半ば・実質1%弱）	3,601	4,026	4,136	4,210	4,253	4,287	4,316	4,331	4,355	4,392			
収 支 B	▲ 92	▲ 191	▲ 43	5	5	11	6	7	6	22			
減債基金からの借入残高 想定額 （ベースラインケース）	231	422	465	465	465	465	445	425	405	385			

平成 31 年度には、収支均衡が見込まれますが、経済成長等により歳入が堅調に推移した場合でも、当面は、収支不足への対応として減債基金からの借入が想定されること、社会経済環境の変化が市税等の歳入にも大きな影響を及ぼすことなどから、本市の財政は、決して楽観視できる状況にはありません。

◎減債基金借入金の返済について

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。
 (「収支フレーム」においては、財政状況を勘案して、平成 34 年度以降 20 億円の返済額を仮計上しています。)

計上の考え方

計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）・未定枠

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。
 *平成 35 年度以降、現時点では使途を決定していない 50 億円程度/年の未定枠を計上

改革の取組

計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

【歳入】

- ・債権確保策の強化
- ・受益者負担の適正化
- ・財産の有効活用など

基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

【投資的経費】

- ・施設の長寿命化
- ・資産保有の最適化
- ・効率的・効果的な施設整備手法の活用など

一部の社会保障関連経費等

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

<内訳>

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、保育事業（待機児童対策）、小児医療費助成

*投資的経費に分類される保育所整備補助金等を含む

【社会保障関連経費】

- ・自立支援・学習支援
- ・サービスの再構築
- ・社会保障関連施設の民間譲渡など

公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

【公債費】

- ・適正な市債残高管理
- ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

管理的経費、政策的経費

管理的経費について、効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るとともに、政策的経費についても、事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

<内訳>

職員給与費、施設管理運営費、防災・教育・環境・産業振興・スポーツ振興・文化振興等のソフト系事業、中学校給食推進事業（PFI分）など

*平成 29 年度の県費負担教職員の移譲影響額を反映済

【管理的経費、政策的経費】

- ・民間活用
- ・協働・連携
- ・組織の最適化
- ・ICTの活用など



II

基本構想

■ 川崎市基本構想

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。震災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

Ⅱ めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。



Ⅲ

基本計画

■ 川崎市基本計画

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 目標年次及び計画の位置づけ

平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

III 「政策」の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる

道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るといった大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策 1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策 1-6 市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策 3-2 地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組めます。

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性

のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでもICTを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組めます。

政策 4-4 臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住

まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでな

く、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

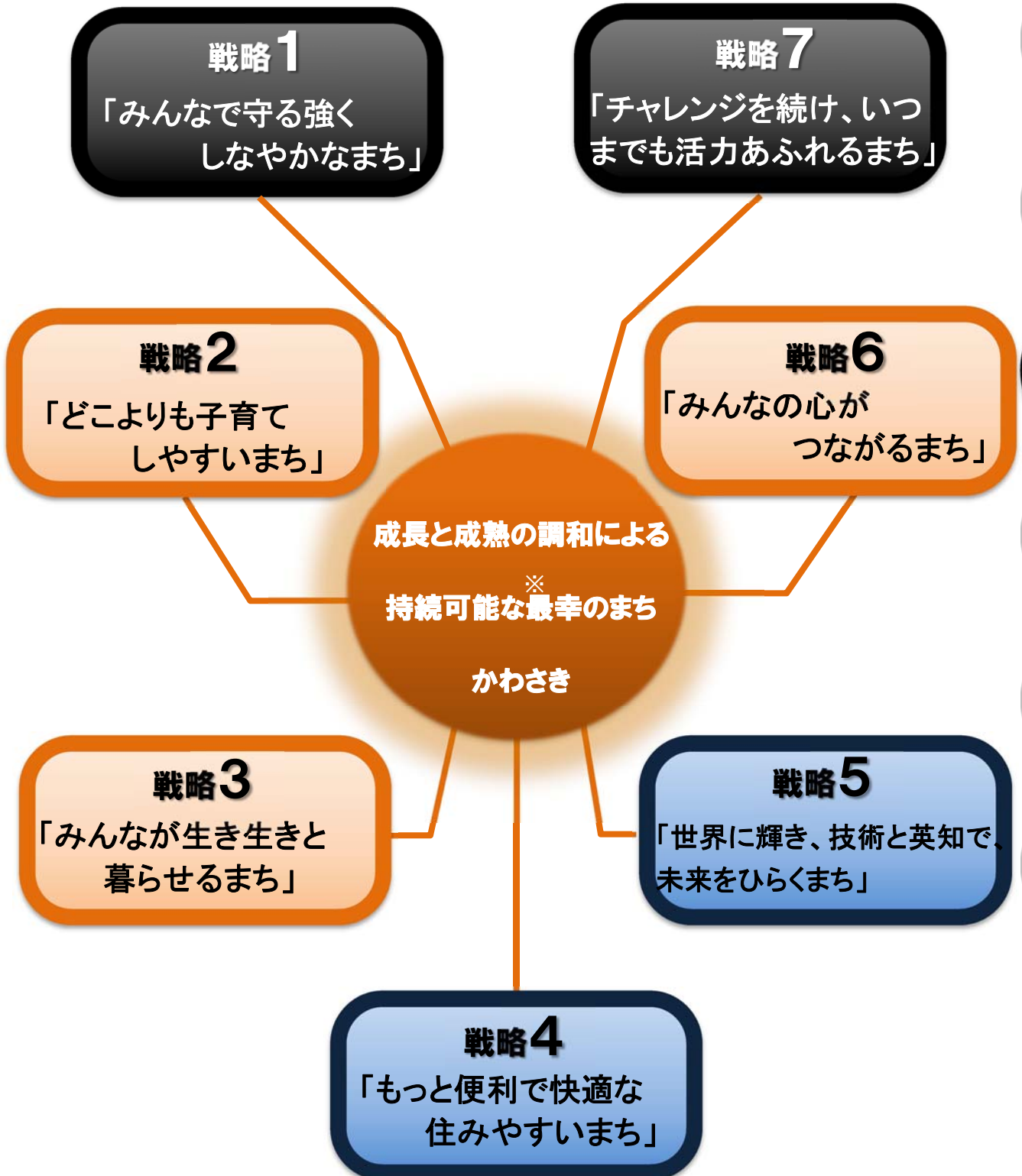


IV

かわさき 10 年戦略

かわさき10年戦略

～成長と成熟のまちに向けて～



※「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

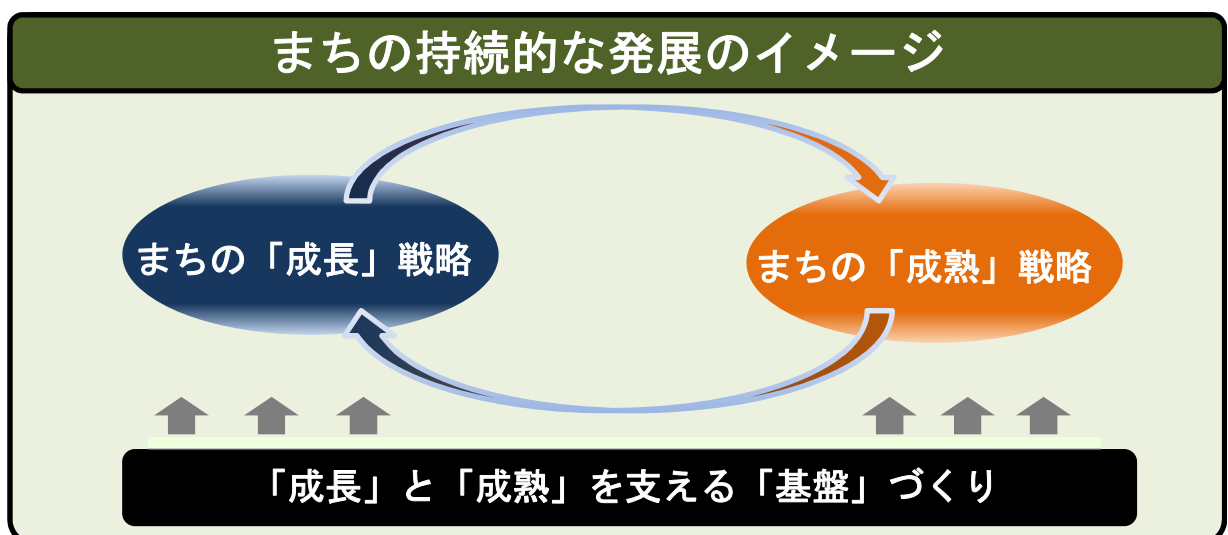
実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方

- 少子高齢化の急速な進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる厳しい状況の中にあっても、予想される厳しい状況をそのまま受け入れるのではなく、効果的な取組の積み重ねにより、その影響を出来る限り緩和しながら、本市の将来にわたる発展に向けて、チャレンジし続けていくことが重要です。
- 総合計画における具体的な取組は、実施計画の中で定めていきますが、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現するためには、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った戦略が必要となります。
- そのため、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちになっていくための戦略とともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させる戦略を積極的に進めていきます。
- さらに、産業・経済・まちづくり等の活性化による「成長」は、市税収入の増加をはじめとして本市財政にも好影響を与えることから、市民生活の向上を通じてまちの「成熟」につながるとともに、「成熟」した市民の力は、新たな産業や文化・スポーツ・地域活動の振興の源泉となり、更なる「成長」を促します。
- この戦略は、こうした「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざして、好循環を支える「基盤」づくりとあわせて、その考え方と、現時点で想定する主な取組をまとめたものです。



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

2 中長期的な課題と戦略との関係等について

- 左ページの基本的な考え方に沿って、「総論」に示した、少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な課題を踏まえるとともに、本市のポテンシャルとチャンスを活用しながら7つの戦略を設定し、実施計画における具体的な施策・事業を推進していきます。
- 設定した戦略は実施計画のローリングにあわせて見直しを行うとともに、位置づけた施策・事業については、取組の状況等を踏まえて、毎年機動的に推進していきます。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

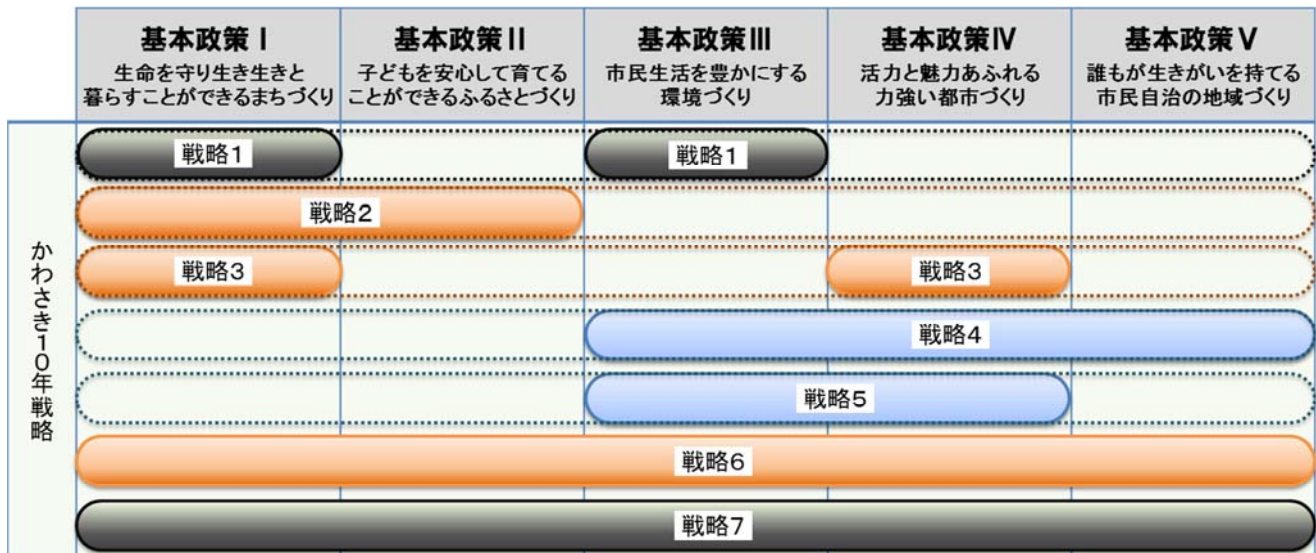
進行管理

中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ

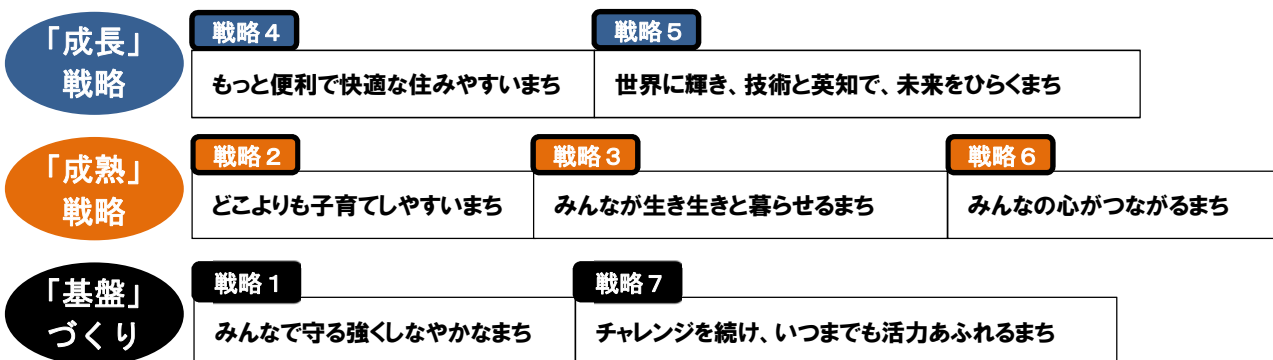


3 「かわさき10年戦略」と「政策体系」の関連イメージ

- 「かわさき10年戦略」は、中長期的かつ政策を横断する視点で設定しているため、政策体系を横断する考え方ですが(下図の点線部分)、行程表で具体的に示す主な施策との関連性を示すと下図のようになります。



4 「かわさき10年戦略」のメニュー



5 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略

- この「かわさき10年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの項目を設定しました。
- 各戦略では、戦略の目標や、目標を達成するための大まかな行程を明らかにしています。

戦略1

「基盤」

「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

国土強靱化に向けた取組、災害時の拠点となる本庁舎等の建替えなど

戦略2

「成熟」

「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

待機児童対策の推進、中学校完全給食の実施、地域の寺子屋 など

戦略3

「成熟」

「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

総合的なケアの推進、健康寿命の延伸 など

戦略4

「成長」

「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

広域拠点・地域生活拠点等の形成、交通網の整備 など

戦略5

「成長」

「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

イノベーションの推進、臨海部の活性化、水素戦略の推進 など

戦略6

「成熟」

「みんなの心がつながるまち」をめざす

オリンピック・パラリンピックに向けた取組、シティプロモーション など

戦略7

「基盤」

「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

「行政改革」の推進、「健全な財政運営」

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

- ・次ページ以降の各戦略の行程表における「H●●」は「平成●●年度」を意味しています。
- ・行程表の内容は、今後の取組の進捗等により、変更する場合があります。
- ・行程表内の「1-1-1」などの表記は、政策体系別計画の主な対応施策を表しています。(P86参照)

「基盤」

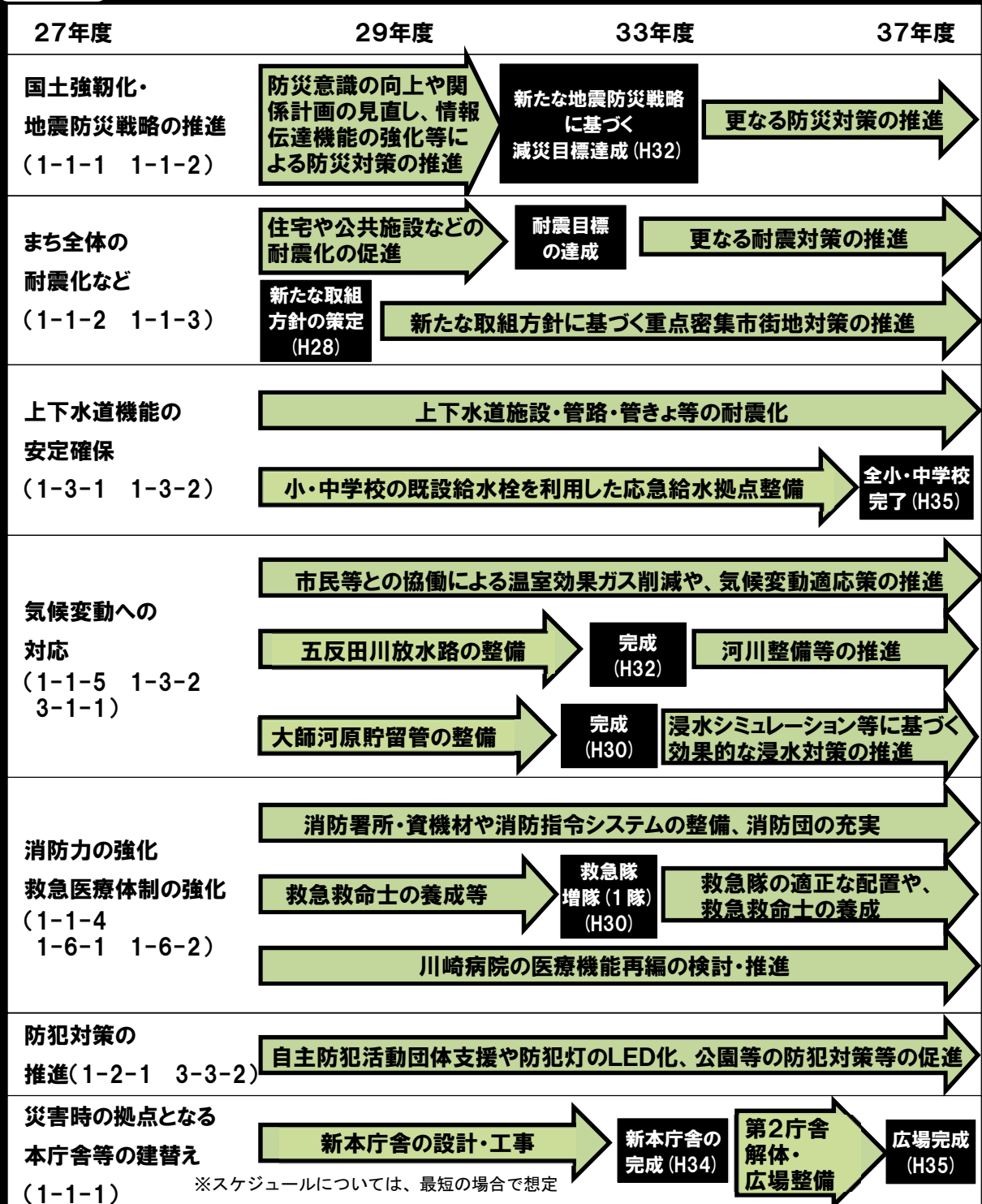
戦略1

「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

目標

いつ起こるか分からない地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えるとともに、日常生活を安心して過ごせる環境づくりを推進し、中長期的な視点で気候変動にも的確に対応しながら、いつでも安心して暮らせる、しなやかなまちをめざします。

行程表



※スケジュールについては、最短の場合で想定

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

戦略2

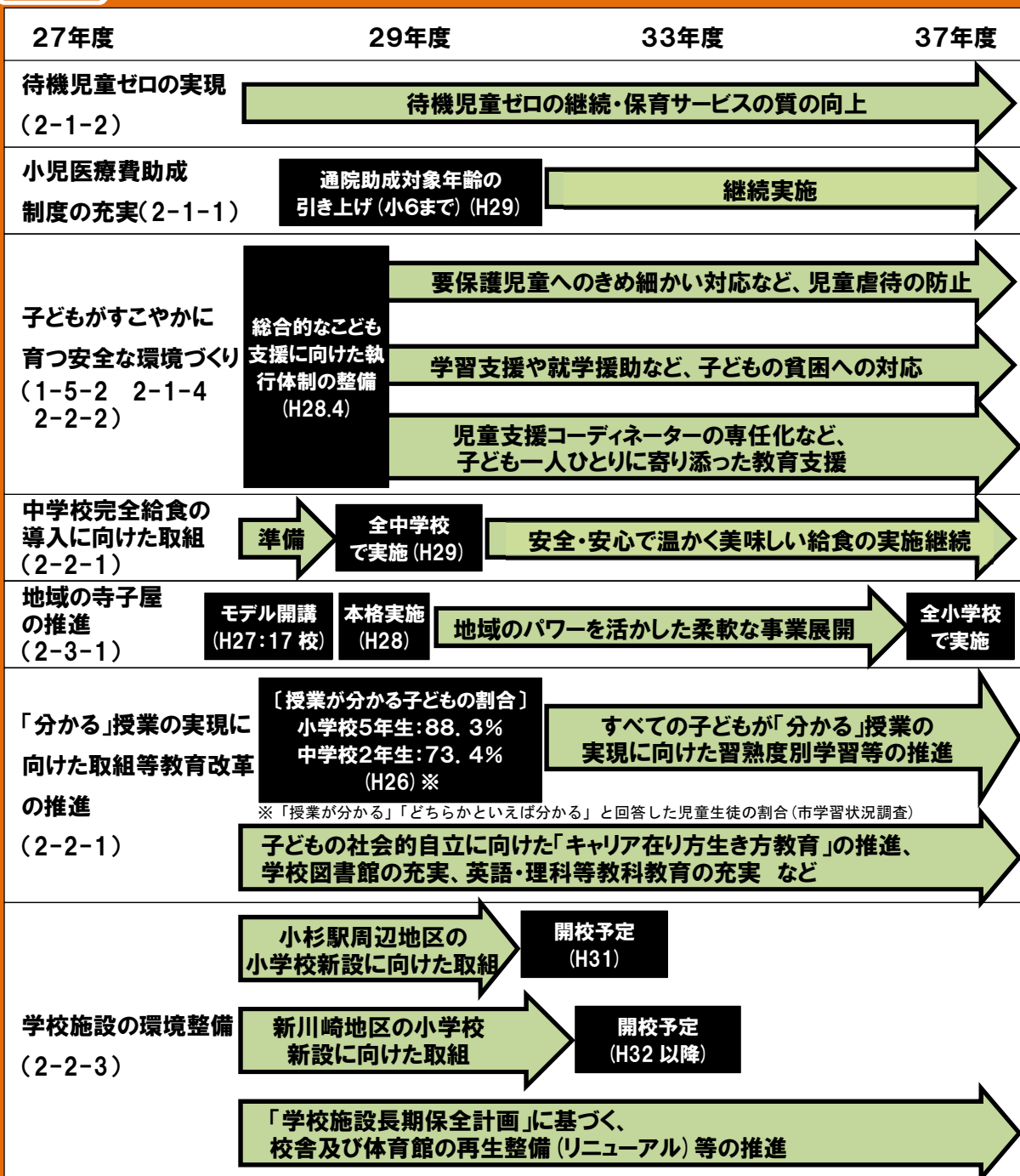
「成熟」

「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

目標

待機児童対策の継続的な推進や、中学校完全給食の導入など、子どもを育てやすい環境をつくるとともに、地域の寺子屋を増やし、シニアパワーを活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。こうした取組により、子どもが安全な環境ですこやかに育つとともに、女性が生き生きと輝き、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

行程表



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画
【政策体系別】
- 実施計画
【区】
- 進行管理

戦略3

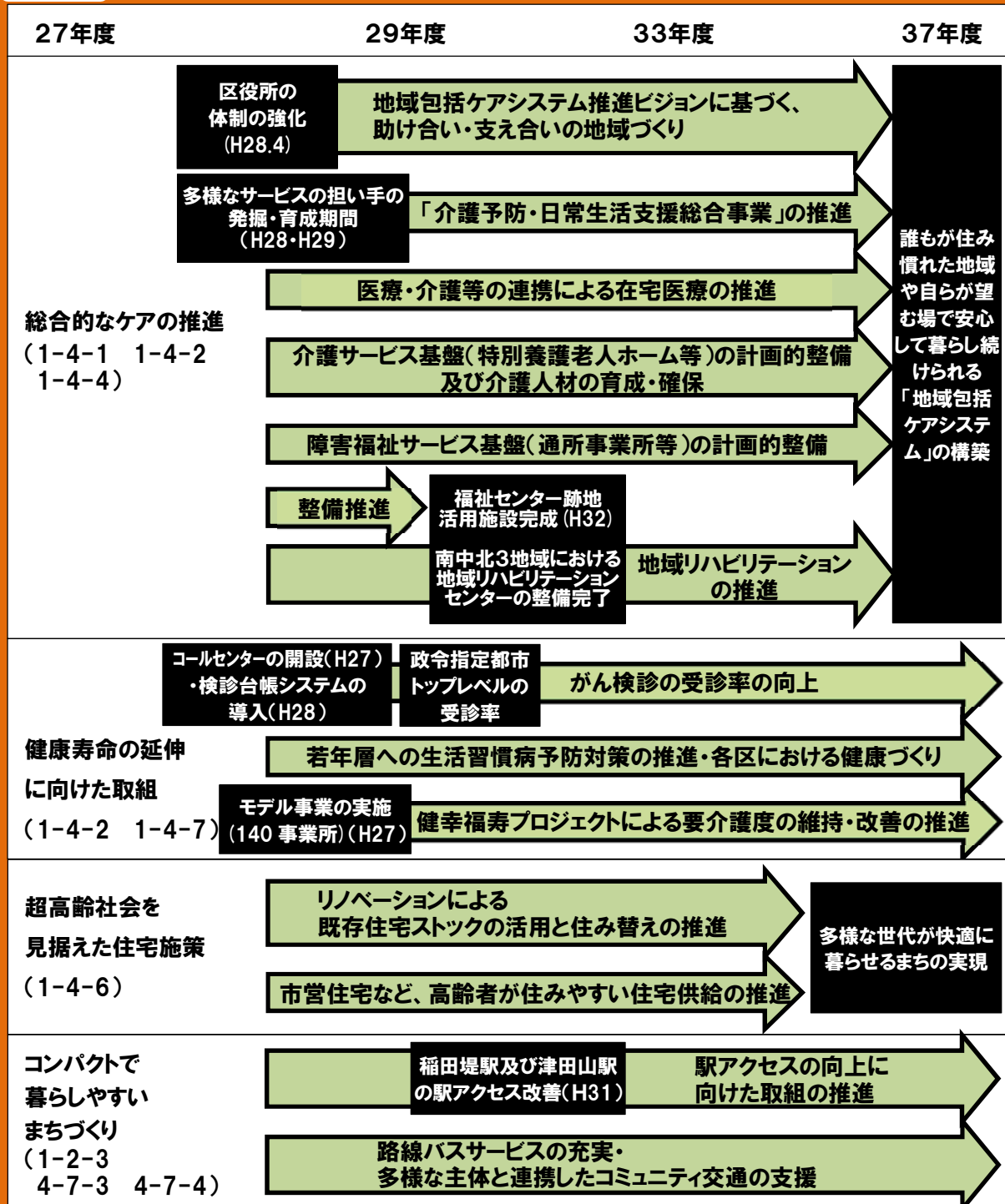
「成熟」

「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

目標

急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防を充実することなどで、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくり、生き生きと暮らせるまちをめざします。

行程表



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画【政策体系別】

実施計画【区】

進行管理

戦略4

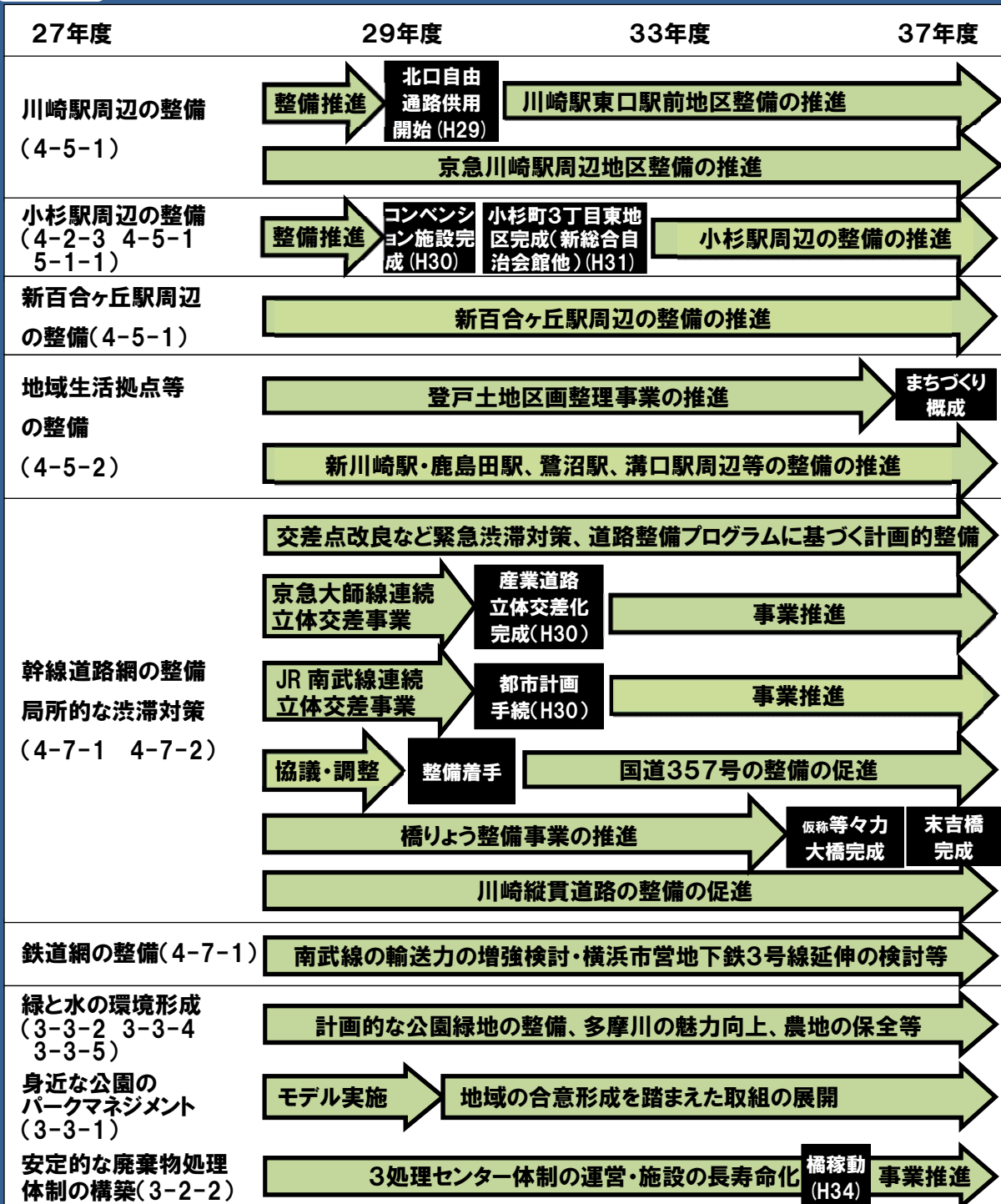
「成長」

「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

目標

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市計画道路の整備や交差点の改良など、交通渋滞を解消し、便利でうるおいのある、環境に配慮した住みやすいまちをめざします。

行程表



総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

戦略5

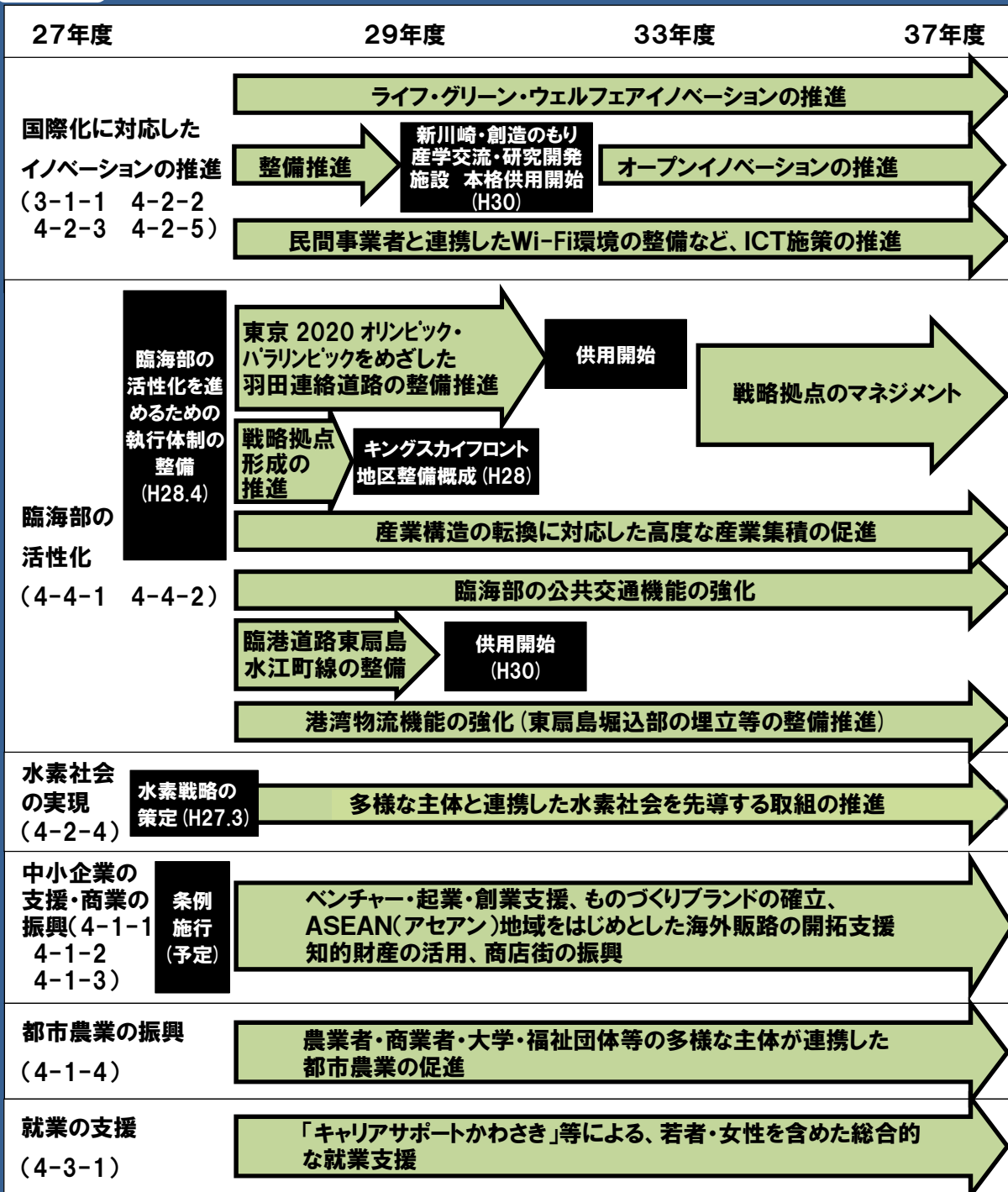
「成長」

「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

目標

本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、成長が続くアジアをはじめとした、世界で輝き、環境と産業が調和した、未来をひらくまちをめざします。また、頑張る中小企業や商店街等を応援し、活気にあふれる元気なまちづくりを進めます。

行程表



総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

戦略6

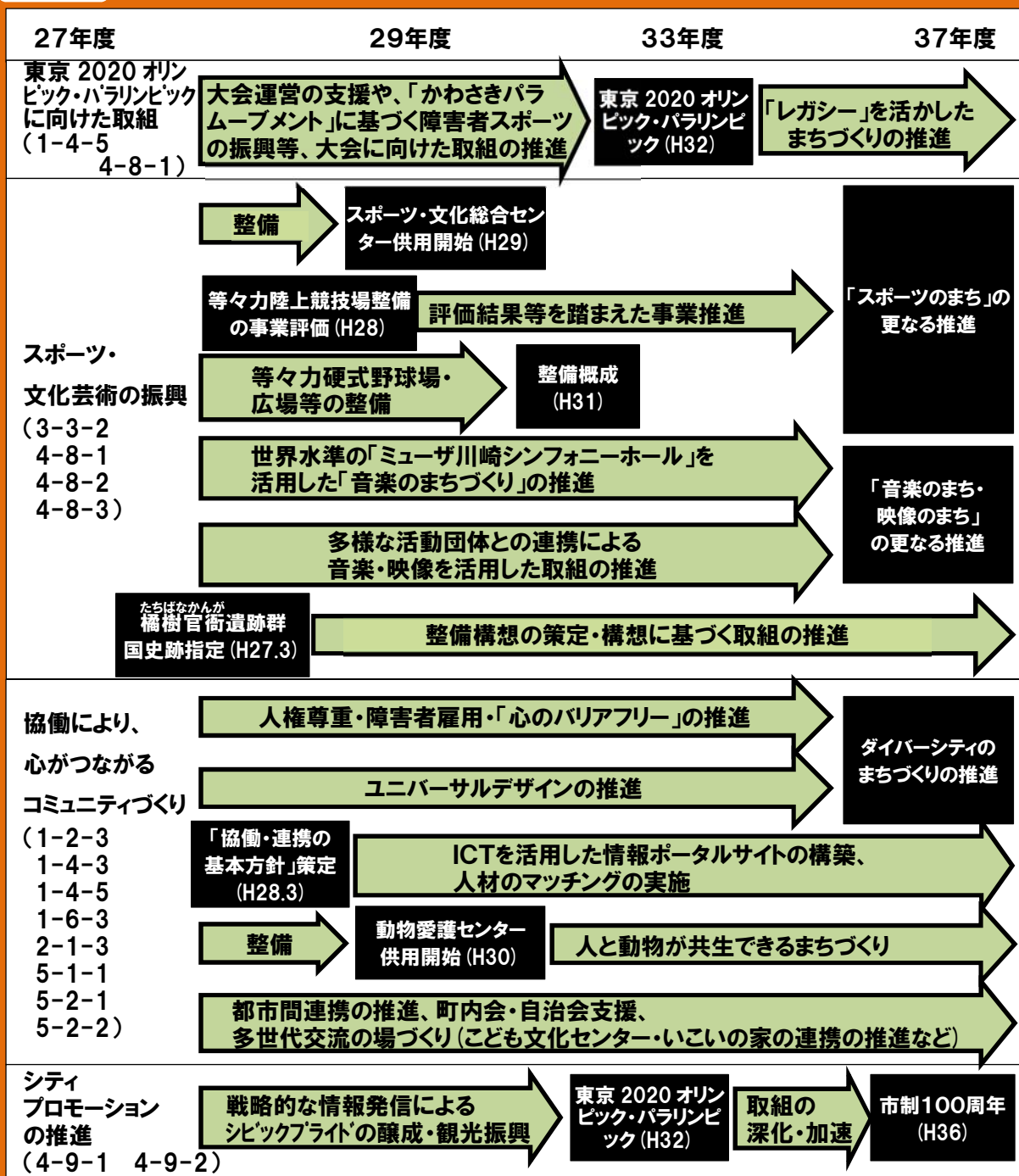
「成熟」

「みんなの心がつながるまち」をめざす

目標

東京 2020 オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を推進するなど、障害者や高齢者等、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、まちに愛着や誇りを持てるよう、本市の魅力をブランド化し、分かりやすく伝えていくことで、市民の心をひとつにしていきます。

行程表



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画 [政策体系別]
- 実施計画 [区]
- 進行管理

戦略7

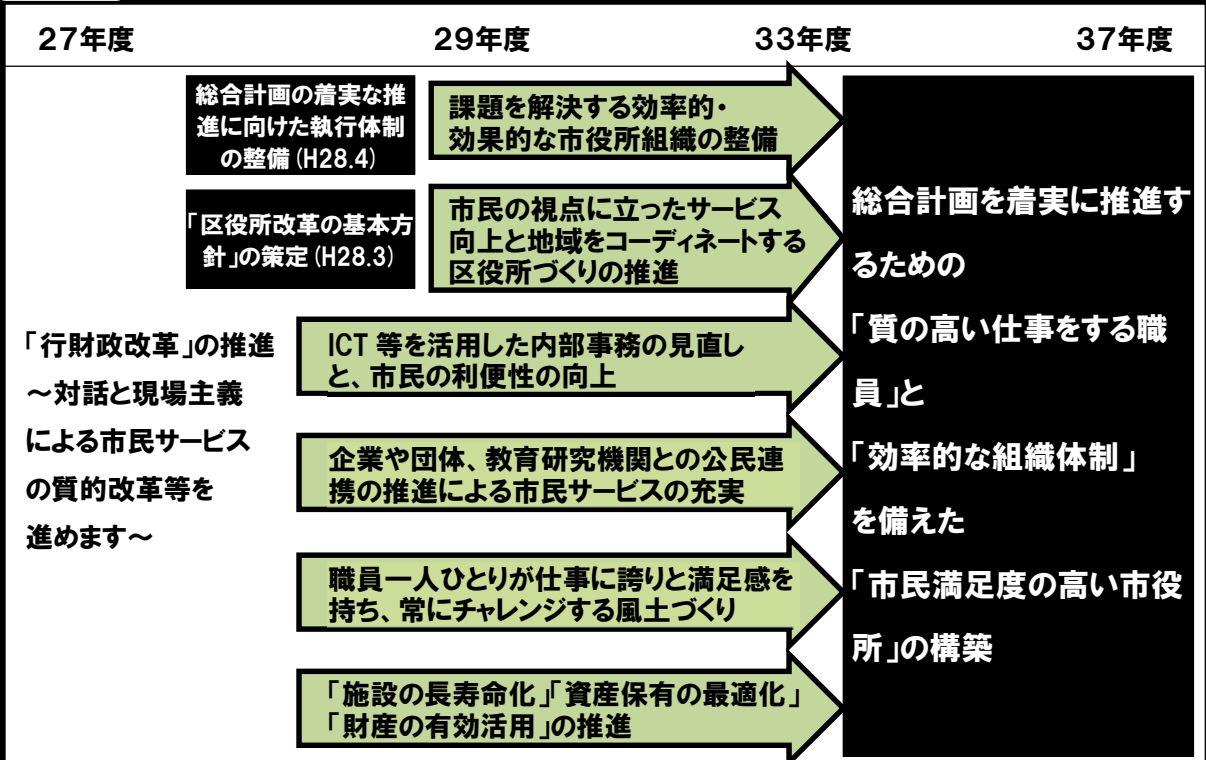
「基盤」

「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

目標

厳しい財政状況が続く中、創意工夫して今あるものを最大限に活かすため、市役所全体の質的な向上をめざします。また、中長期的な視点により、市の資産や債務を適正に管理する資産マネジメントや財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりをめざします。

行程表



「行財政改革」の推進
～対話と現場主義による市民サービスの質的改革等を進めます～

「健全な財政運営」
～少子高齢化の進展を見据えて将来の負担を適正な水準に保ちながら必要な市民サービスの提供と投資を行います～

◎「今後の財政運営に関する基本的な考え方」に基づく財政運営

- 効率的・効果的な事業執行の推進
- 財源確保に向けた取組の推進
- 将来負担の抑制
- 「収支フレーム」に沿った財政運営
- 財政運営の「取組目標」の設定
 - ・ 継続的な収支の均衡
 - ・ プライマリーバランスの安定的な黒字の確保
 - ・ 減債基金借入金の計画的な返済
- 財政指標による財政状況の的確な把握

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理



V

実施計画

実施計画について

1 実施計画の趣旨

実施計画は、基本構想に掲げる「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の実現に向けて、計画期間に取り組む施策の具体的な内容及び目標を明示した計画です。

2 計画の期間

計画の期間は、平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度までの2か年とします。

3 計画の構成

(1) 政策体系別計画

基本構想に掲げる5つの基本政策ごとに、基本計画に基づく23の政策の方向性に沿って、それぞれの施策の現状と課題を明らかにした上で、計画期間内に取り組む事業内容及び目標、指標を示しています。

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が大規模な災害や、世界的規模で発生する気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが暮らしやすくなるよう、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策 1-1 災害から生命を守る
- 政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる
- 政策 1-3 水の安定した供給・環境を支える
- 政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・くみをつくる
- 政策 1-5 種かな暮らしを支える
- 政策 1-6 市民の健康を守る

(2) 区計画

7つの区ごとに、その地域特性を踏まえて区の現状と主な課題をまとめるとともに、まちづくりの方向性や、計画期間に推進する主要な取組を示しています。

また、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」として、市民の参加と協働の取組や、地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組など、それぞれの区で”キラリ”と光る取組を紹介しています。

川崎区

人口 222,158人 面積 40.25km² (平成 27年 8月1日現在)

川崎区の概要

川崎区は、東海道東北側の開港地である川崎港、川崎大規模開港の門前であった開港地、企業で働く人の居住地として発展してきて川崎の2地区を臨海部の理念で構成されてきました。戦後時代から第二次世界大戦にかけて東京から工業地帯として発展し、建設、自動車工業が中心産業となってきました。この間、公害問題などさまざまな課題が生じましたが、環境志向に向けた取り組み、現在は、過去の課題解決の経験を活かした環境課題の解決が注目されています。

臨海部の開発地区では、国際転機拠点「キングスカイフロント」として、ライフウェルネス・複合的な生活環境の充実が図られています。一方、臨海部では、都市性・人口密集を促す臨海部や開発地区から都市生活環境に配慮したまちづくりなどが市民の願いの場になっています。さらに、臨海部の土地や多摩川沿いの土地を有効活用する事業の推進が期待されています。

市の玄関口である川崎駅周辺は、駅周辺の活性化の向上を図るため、北口自由通路の開発が進められているとともに、官庁や商業、サービス業などが集まる中心市街地として充実した都市環境を整えています。また、文化・商業の中心地である臨海部の開発が進んでいます。

また、この特長の一つとして外国人人口増加が顕著で、多文化共生のまちづくりの特色も出てきています。

川崎区のある地域資源・魅力等

- 川崎区立川崎公園
- 川崎区立川崎公園
- 川崎区立川崎公園
- 川崎区立川崎公園

“それいいね”が広がるまちづくりに向けて

「高層ビルが立ち並ぶ近未来」をコンセプトとして、東横線川崎駅周辺の歴史、文化を復活させること、地域の個性を活かしてまちづくりを推進しています。

→「地域資源を活かしたまちづくりは実現ですか？」

川崎区では、川崎区の誕生から40年目を迎える30年に向けて、地域住民との協働により、さらには歴史、文化的資源を活かしたまちづくりを推進しています。民間企業や商売の復活による、東横線沿いの沿道沿いの活性化が期待されています。川崎区は、川崎区立川崎公園、川崎区立川崎公園、川崎区立川崎公園の活用、民間企業や商売の復活によるまちづくりを推進しています。

また、生活の質と文化の発展の促進を図るまちづくりと地域振興、観光の促進を図るまちづくりを推進しています。

さらに、スポーツ振興を進める東横線スタジアム川崎(高層ビル)を推進し、地域の活性化に取り組んでいます。

→「東横線沿いのまちづくりは実現ですか？」

平成25年10月に開催した「東横線沿いのまちづくり」は、京浜東北線から徒歩4分の東横線沿いに沿って、東横線川崎駅周辺の歴史、文化について、さまざまなまちづくりの場を創出しました。まちづくりが実現することによって、地域活性化の促進となる東横線沿いのまちづくりを推進しています。

平成25年11月には「かながわ観光大賞」のグランプリに輝きます。平成27年春に川崎区立川崎公園(高層ビル)が完成しました。今後も文化振興を中心に東横線沿いのまちづくりを推進していきます。

→川崎区には他にどのような地域資源があるのか？

近代化遺産「東横線沿いのまちづくり」川崎区では、これを地域資源として活用し、まちづくりの場を創出しています。まちづくりを行うなど、「かわき産業ミュージアム」推進事業に取り組んでいます。

また、スポーツ振興として、アマチュアレベルが多人数参加できる東横線スタジアム川崎において、市民参加のまちづくりを推進しています。



V 実施計画

政策体系別計画

政策体系別計画の見方について

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

① 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために基本構想において定める5つの基本政策の内容を記載しています。

② 政策の体系

基本政策の下に連なる、23の政策の一覧を表示しています。

③ 政策の方向性

それぞれの基本政策を体系的に進めるために、基本計画において定める政策の方向性を記載しています。

④ 市民の実感指標

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。

⑤ 施策の体系

政策の下に連なる73の施策の一覧を表示しています。

基本政策のページ

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られる必要があります。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策1-1 災害から生命を守る
- 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる
- 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える
- 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
- 政策1-5 確かな暮らしを支える
- 政策1-6 市民の健康を守る

政策のページ

政策1-1 災害から生命を守る

政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつどこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	25%以上

施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る

- 施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- 施策1-1-4 消防力の総合的な強化
- 施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

⑥ 施策の概要

施策の課題や今後の取組の方向性を記載しています。

⑦ 直接目標

施策を推進することによって、市民生活をどのように向上させるのかを端的に文章で表現したものです。

⑧ 主な成果指標

施策に位置づけられた事務事業を推進することにより、直接目標等が、どの程度達成されているか、客観的に評価するための目安として設定したものです。ただし、施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や、社会経済状況などを総合的に分析することにより把握していきます。

※1「主な成果指標の見方」は、次ページを参照

⑨ 計画期間の主な取組

● 事務事業名

・ 事務事業名及び計画期間内の事業概要です。

● 現状

・ 平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけての、取組内容や事業実施量です。

● 事業内容・目標

・ 計画期間中の事業実施内容や目標等を示しています。
 ・ 「現状」や「事業内容・目標」欄に表記している年次「H●●」は特段の記載がない限り、「平成●●年度」を意味しています。

施策 1-1 災害から生命を守る

施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

⑥ 施策の概要

- 大規模な災害が発生した時には、迅速的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組むとともに、近隣自治体等との相互連携、防災訓練や図上訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- 臨海部における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など臨海部の防災・減災対策に取り組めます。
- 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、帰宅困難者対策等を推進します。
- 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、家庭や事業所などにおける災害への備えについて周知・啓発を行い、いざという時に地域で互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組まします。

新たな地震防災戦略における減災目標

- 平成 32 年度までのできるだけ早期に、川崎市直下の地震で想定される死者数の概半減
- 慶長型地震の津波による死者数ゼロ

水難救助訓練

災害時における道路復旧訓練

⑦ 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

⑧ 主な成果指標

名称(指標の名称)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合(総務局調べ)	66.9% (平成26年度)	70.5%以上 (平成29年度)	75.2%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)
避難所を知っている人の割合(市民アンケート)	39.5% (平成27年度)	43.6%以上 (平成29年度)	51.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合(市民アンケート)	56.9% (平成27年度)	57.5%以上 (平成29年度)	58.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

⑨ 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
		平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度以降
防災対策管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 「地域防災計画」各編の策定 「国土強靱化地域計画」策定に向けた検討・策定 「地震防災戦略」の推進、運用管理及び新たな戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域防災計画」等各編訂正の策定と策定 「国土強靱化地域計画」の策定と運用管理 新たな「地震防災戦略」の策定と運用管理 		
地域防災推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に対する補助制度の活用 災害時避難者の避難支援体制の強化 避難所を的確に開設・運営するための避難所運営会議の開催支援、情報提供 イベントの企画、講座等による防災啓蒙の実施 災害時における、企業・事業所と地域住民の内縁な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進 総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に対する補助制度の活用 自主防災組織等への支援活動に関する啓蒙など、災害時避難者の避難支援体制の強化 避難所を的確に開設・運営するための避難所運営会議の開催支援、情報提供 イベントの企画、講座等による防災啓蒙の実施 災害時における、企業・事業所と地域住民の内縁な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進 総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「地震防災戦略」の推進による減災目標の達成(H29) 	事業推進

※1 「主な成果指標」の見方

主な成果指標				
名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
市内全道路延長（自動車専用道路を除く）に対する4m未満の道路の割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成22年度) ★1	16%以上 (平成29年度)	13%以上 (平成33年度)	10%以上 (平成37年度)
出火率 (火災件数／人口1万人) (消防局調べ) ★2	2.58件 (平成22～26年の平均)	2.49件以下 (平成25～29年の平均)	2.48件以下 (平成29～33年の平均)	2.46件以下 (平成33～37年の平均)
町内会・自治会加入率 (市民・こども局調べ)	63.8% (平成27年度)	64%以上 (平成29年度) ★3	64%以上 (平成33年度)	64%以上 (平成37年度)
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73% (平成25年度)	★4 ⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
いじめの解消率 (教育委員会調べ) ※解消した件数／認知件数×100	60.0% (平成25年度:小学校)	80.0%以上 (平成29年度:小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。 ★5	
	86.2% (平成25年度:中学校)	90.0%以上 (平成29年度:中学校)		
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,648人/月 (平成26年度)	4,865人/月以上 (平成29年度)	5,094人/月以上 (平成33年度) ★6	5,333人/月以上 (平成37年度)

第3期障害福祉計画

第4期障害福祉計画

計画の改定で変更の可能性がある

★1

「現状」では、実施計画策定時点での成果指標となる指標の直近数値を記載しています。この現状の数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としています。この現状の数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、現状の値の下に、年度等を示しています。

★2

複数年の実績の平均値を現状として指標としている場合や実施計画策定時点では確定した数値がなく見込値となっている場合等、指標特有の理由があるものについても、現状の値の下にその旨を付記しています。

★3

各実施計画期間の「目標値」では、例えば、目標値が各実施計画期間で同じものを設定している場合であっても、過去の指標の状況が下降傾向にあるため、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

★4

目標達成を判断する時期は、基本的には各実施計画期間の終期（第1期→H29、第2期→H33、第3期→H37）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、各期の目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。また、調査のタイミングにより、各実施計画期間にデータが取得できない場合は、各実施計画期間の目標値を「⇒」で示しています。

★5

いじめ・不登校の解消率や、市民の人権尊重・男女平等への意識等、10年後を見据えた数値による具体的な目標設定がなじまない指標については、よりよい状況の実現（いじめや不登校を限りなく減らすなど）に向けて、第1期実施計画の取組状況を踏まえて、第2期実施計画以降の目標を設定することとしています。

★6

総合計画と連携する計画（P496参照）に掲げている指標や国の上位計画の指標等を本計画の指標として活用している指標は、それらの計画の改定に応じて、指標の目標値を改定する場合があります。

※2 「計画期間の主な取組」の見方

事務事業名	計画期間の主な取組			
	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進 ●県石油コンビナート等防災計画の見直し ●津波避難計画に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充 (H27 施設数：全 92 か所) ●津波避難訓練 (年 300 人程度) の実施 ●津波情報看板等の設置 ●津波ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進 ●県石油コンビナート等防災計画の見直しを踏まえた臨海部防災対策計画の見直し (～H28) ●津波避難計画に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充 (施設数：全 96 か所以上) ●津波避難訓練の実施等 ●津波避難情報等の周知啓発 ●津波ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波避難施設の拡充 (施設数：全 100 か所以上) 	事業推進 ★1 ★2 ★3
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性を確保するため、建替への取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎等建替基本計画の策定 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体に伴う設計の実施 ●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転 ●第2庁舎の耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎基本設計 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体工事 ●民間ビル等への仮移転の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎基本設計・実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎実施設計 (H30 までの予定) ●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成 (最短の場合で H34) ●環境影響評価手続の実施 (H30 までの予定) ●民間ビル等への仮移転の継続 (新本庁舎供用開始時まで) ●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成 (最短の場合で H35)

★1 計画期間の取組について、平成 28 年度と同様に平成 29 年度以降も取組を推進することとしているものを「→」で記載しています。

★2 計画期間の各年度の取組の事業量やめざすべき指標については、「()」内にその項目と数量を記載しています。

★3 計画期間外の平成 30 年度以降の取組で、施設整備等の整備スケジュールや取組の目標として特に表記すべき事項については、個別にその内容を記載しています。

コラム①

みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

● 市民検討会議における議論 ～暮らしを支える「自助」と「共助」が重要！～

日本は、すでに人口減少社会に突入しており、私たちが暮らすこの川崎でも、今後、少子高齢化がさらに進行し、いずれは人口が減少していくことによって、地域の姿が変わり、そこに暮らす人々の生活も変化してくることが見込まれます。

こうした状況にあっても、子ども、若者、子育てをする若い世代、シニア世代など、誰もが安全・安心に暮らすためには、行政によるサービスだけでなく、個人または家庭で自ら行動することや、地域の中でお互いに支え合うことが大切になっています。

そこで、市民検討会議では、「自分・家庭でできること」（自助）、「地域でできること」（共助）、「行政が行うべきこと」（公助）という3つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討しました。その成果は、新たな総合計画にも活かされています。

● 「市民から市民へのメッセージ」とは？

総合計画は、行政として実施する政策や施策を定める計画ですので、「公助」が中心になり、「自助」や「共助」の内容を十分に反映することは困難です。そこで、市民が自ら取り組むべきこととして、市民検討会議から直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えたものを、メッセージとしてまとめることになりました。

このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

メッセージは分野別にまとめてあることから、関連の深い取組の後ろで紹介しています。また、以下には、多くの分野に共通するメッセージについて掲載しています。

コラムの
みんなで取り組もう 私たちができること
～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

「災害から生命を守る地域の助け合い」

【背景】

今後30年間に震度6弱以上の首都圏下型地震が発生する可能性が70%程度と言われているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が個人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。
私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

【メッセージ】

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の77%が死因や原因で亡くなっていることから、家庭の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やヘルプマークの確保をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するため、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃のコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをすることも、避難する際にどこが危険なのか、支度が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域に居る中学生、高校生を巻き若い世代は、地域の災害警報を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようしましょう。

※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありません。「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

【共通メッセージ】

■多世代が参加する地域コミュニティをつくろう！

分野別の提案・呼びかけに入る前に、多くの分野に共通するメッセージがあります。それは、多世代の市民が参加し、互いに支え合う地域コミュニティをつくる、ということです。

超高齢社会を生き生きと暮らすためにも、次代を担う子どもを安心して育てるためにも、地域における支え合いや交流が欠かせません。災害から市民の生命や暮らしを守り、そして安全で快適なまちや交通環境をつくるためにも、地域コミュニティが重要です。

この地域コミュニティをよりよいものとするためには、子ども、若者、子育てをする世代、シニア世代などの多世代が参加し、交流し支え合うことが重要です。

町内会・自治会、小・中学校の校区などさまざまな単位で、こうした地域コミュニティをつくっていきけるよう、市民一人ひとりができることから始めましょう。

政策体系別計画 目次

基本政策	政策	施策	掲載ページ	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	P92	
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	P96	
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	P99	
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	P102	
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	P105	
		政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	P109	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	P110	
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	P113	
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	P116	
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	P119	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	P124	
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	P127	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	P132	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	P138	
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	P142	
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	P145	
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	P148	
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	P151	
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	P154	
		政策 1-5 確かな暮らしを支える	P161	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	P162	
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	P165	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	P168	
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	P172	
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	P175	
	基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			P180
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	P182	
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	P184	
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	P188	
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	P192	
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	P198		
	施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	P204		
	施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	P208		
	施策 2-2-4 学校の教育力の向上	P211		
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	P216		
	施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	P219		
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり			P224	
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	P226		

基本政策	政策	施策	掲載ページ
	政策 3-2 地域環境を守る		P229
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	P230
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	P233
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		P237
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	P238
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	P241
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	P244
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	P246
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	P249
	基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		P252
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		P254
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	P255
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	P258
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	P261
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	P265
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		P269
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	P270
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	P272
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	P275
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	P277
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	P279
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		P283
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	P284
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	P287
	政策 4-4 臨海部を活性化する		P289
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	P290
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	P293
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	P296
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		P299
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	P300
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	P303
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		P307
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	P308
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	P311
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		P315
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	P316
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	P319
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	P322
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	P325
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		P329
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	P330
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	P334
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	P339
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		P343
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	P344
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	P347
	基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		P352
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		P353
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	P354

基本政策	政策	施策	掲載ページ
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	P357
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	P360
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		P363
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	P364
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	P368

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり



**守られて安全。
つながり合って安心。**

自然災害への対策はもちろん、いざという時に助け合える「顔の見える関係」づくりをサポートします。

**住み慣れたまちで、
生きられる幸せ。**

超高齢社会でも、生き生きと安心して暮らし続けられるしくみをつくれます。



川崎の未来がここからはじまります。

新たな総合計画で、もっともっと住みやすいまちへ。

基本 政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

政策1-1 災害から生命を守る

政策の方向性

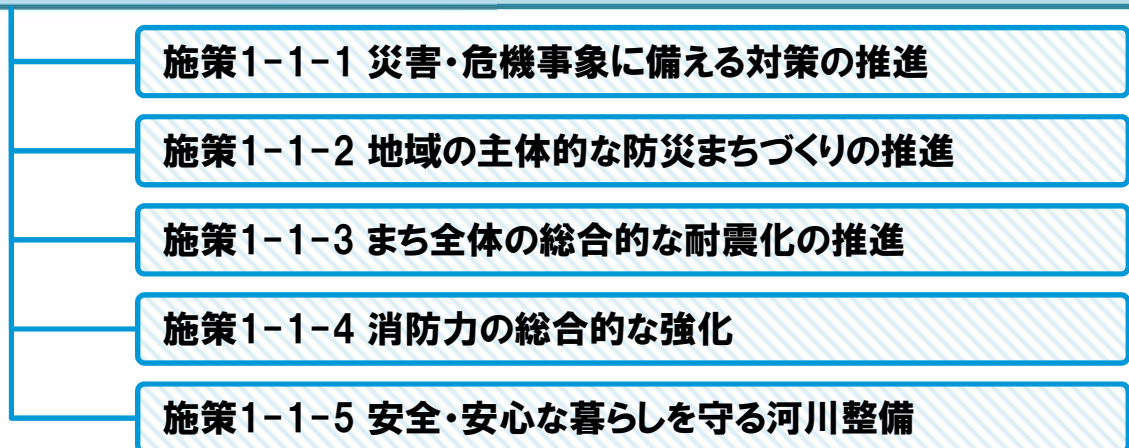
- ✓ 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- ✓ かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	25%以上

施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る



総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

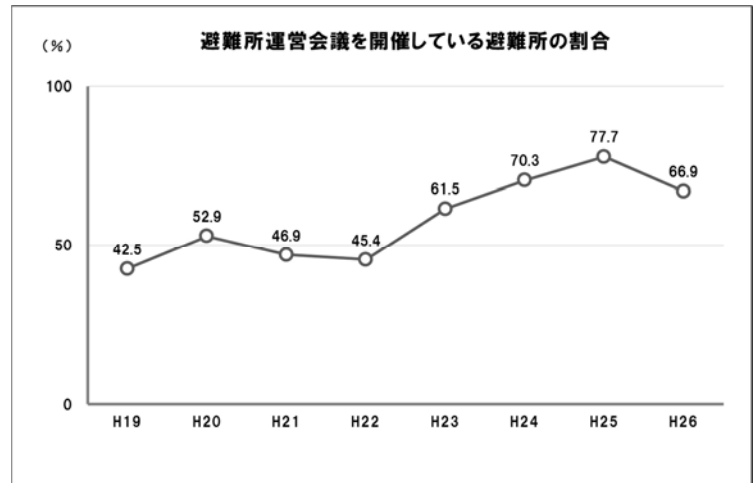
施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

施策の概要

- ✓ 大規模な災害が発生した時には、迅速で的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組むとともに、近隣自治体等との相互連携、防災訓練や図上訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- ✓ 臨海部における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など臨海部の防災・減災対策に取り組めます。
- ✓ 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、帰宅困難者対策等を推進します。
- ✓ 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- ✓ 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、家庭や事業所などにおける災害への備えについて周知・啓発を行い、いざという時に地域で互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ✓ 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組めます。

新たな地震防災戦略における減災目標

- ・平成 32 年度までのできるだけ早期に、川崎市直下の地震で想定される死者数の概ね半減
- ・慶長型地震の津波による死者数ゼロ



資料：総務局調べ



水難救助訓練



災害時における道路復旧訓練

直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	66.9% (平成26年度)	70.5%以上 (平成29年度)	75.2%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5% (平成27年度)	43.6%以上 (平成29年度)	51.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9% (平成27年度)	57.5%以上 (平成29年度)	58.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災対策管理運営事業 地域防災計画や地震防災戦略の推進等、市の災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域防災計画」各編の修正 ●「国土強靱化地域計画」策定に向けた検討・策定 ●「地震防災戦略」の推進、進捗管理及び新たな戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域防災計画」等各種防災計画の推進と見直し ●「国土強靱化地域計画」の推進と進捗管理 ●新たな「地震防災戦略」の推進と進捗管理 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●「地震防災戦略」の推進による減災目標の達成(H32)
地域防災推進事業 自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練を通じた防災意識の向上等を通じて、共助(互助)の取組を進め、地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織に対する補助制度の運用 ●災害時要援護者の避難支援体制の強化 ●避難所を的確に開設・運営するための避難所運営会議の開催支援、情報提供 ●イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施 ●災害時における、企業・事業所と地域住民の円滑な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進 ●総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織に対する補助制度の運用 ●自主防災組織等への支援活動に関する啓発など、災害時要援護者の避難支援体制の強化 ●避難所を的確に開設・運営するための避難所運営会議の開催支援、情報提供 ●イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施 ●災害時における、企業・事業所と地域住民の円滑な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進 ●総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	→	事業推進

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災施設整備事業 防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●同報系防災行政無線の再整備 (H27 屋外受信機の整備数：全 282 台) ●多重系・衛星系防災行政無線の再整備実施設計 ●総合防災情報システムの I D C (インターネットデータセンター) 移行 ●避難所への備蓄倉庫の整備 ●備蓄物資の計画配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●同報系防災行政無線の屋外受信機の増設及び戸別受信機の更新 (屋外受信機の整備数：全 287 台) ●多重系・衛星系防災行政無線の再整備工事 ●被災者支援機能拡充など、総合防災情報システムの機能強化 ●狭小な備蓄倉庫への対応 ●備蓄物資の計画配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●同報系防災行政無線の屋外受信機の増設及び戸別受信機の更新 (屋外受信機の整備数：全 292 台) 	事業推進
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部防災対策計画」に基づく取組の推進 ●「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の見直し ●「津波避難計画」に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充 (H27 施設数：全 92 か所) ●津波避難訓練 (年 300 人程度) の実施 ●津波情報看板等の設置 ●津波ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部防災対策計画」に基づく取組の推進 ●「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の見直しを踏まえた「臨海部防災対策計画」の見直し ●「津波避難計画」に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充 (施設数：全 96 か所以上) ●津波避難訓練の実施等 ●津波避難情報等の周知啓発 ●津波ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波避難施設の拡充 (施設数：全 100 か所以上) 	事業推進
帰宅困難者対策推進事業 一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 (H27 収容人数：17,000 人) ●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 ●リーフレット配布等による帰宅困難者対策の啓発 ●帰宅困難者用備蓄倉庫の整備 ●災害時帰宅支援ステーション (H26 市内登録数 1,215 店舗) の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 (収容人数：17,000 人以上) ●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 ●リーフレット配布等による帰宅困難者対策の啓発 ●災害時帰宅支援ステーションの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 (収容人数：20,000 人) 	事業推進
公園防災機能向上事業 広域避難場所や幹線道路沿いなどの公園において、ソーラー照明灯や避難誘導標識などの防災関連施設を整備し、防災機能の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に配慮した公園施設の整備 (広域避難場所) ・生田緑地 他 6 公園 ●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 ・災害時利用想定図及び施設整備計画の作成 ●ソーラー照明灯・案内板など帰宅困難者対策の取組の推進 ・下作延第 2 公園 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に配慮した公園施設の整備 (広域避難場所) ・稲田公園 ●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 ●ソーラー照明灯・案内板など帰宅困難者対策の取組の推進 ・稲毛公園 ・南河原公園 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 ・設計・施設整備 ●ソーラー照明灯・案内板など帰宅困難者対策の取組の推進 ・上平間公園 ・万福寺おやしろ公園 	事業推進

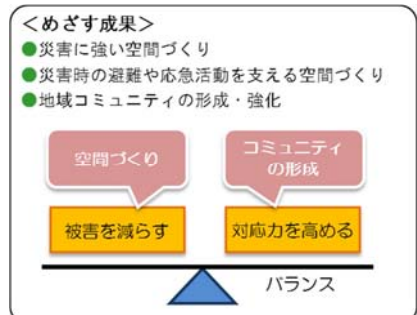
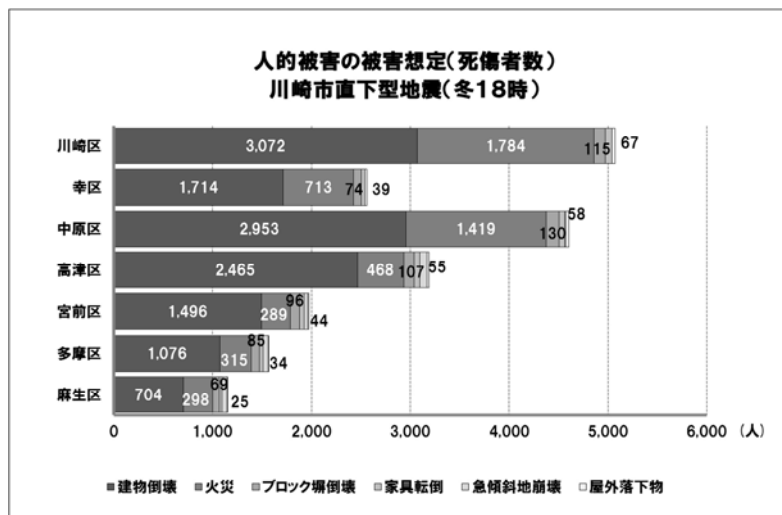
事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
本庁舎等建替事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 本庁舎等について災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「本庁舎等建替基本計画」の策定 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体に伴う設計の実施 ●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転 ●第2庁舎の耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎基本設計 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体工事 ●民間ビル等への仮移転の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎基本設計・実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎実施設計 (H30までの予定) ●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成 (最短の場合でH34) ●環境影響評価手続の実施 (H30までの予定) ●民間ビル等への仮移転の継続 (新本庁舎供用開始時まで) ●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成 (最短の場合でH35)
港湾施設改修（防災・減災）事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震岸壁の整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町7号岸壁耐震改修工事 ●東扇島9号岸壁耐震改修工事 ●緊急物資輸送道路の液状化対策の実施 ●防災用浮き棧橋の整備 (東扇島側への設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町7号岸壁耐震改修工事 ●東扇島9号岸壁耐震改修工事 ●緊急物資輸送道路の液状化対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町7号岸壁耐震改修工事 ●東扇島9号岸壁耐震改修工事 ●緊急物資輸送道路の液状化対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災用浮き棧橋の整備 (水江町側への設置・H30予定)

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画
【政策体系別】
- 実施計画
【区】
- 進行管理

施策2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

施策の概要

- ✓ 防災上課題のある地域等において、防火地域の指定など、予防・減災対策に効果的な、都市計画手法等を活用した防災対策手法の調査・検討を行います。
- ✓ 柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセス等を市民と共有することにより、予防と復興への機運醸成や地域コミュニティの強化から、復興準備の更なる質的向上に連動する取組につなげていきます。
- ✓ 各地域における被害軽減に向けて、建物の不燃化、狭あい道路の改善などの個々のハード面の取組とともに、地域が主体となって防災ルール等を策定するなどのソフト面の取組を地域へ効果的に展開することで、地域の防災まちづくりを推進します。
- ✓ 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある重点密集市街地（川崎区小田2・3丁目地区、幸区幸町3丁目地区）について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、重点的な防災力の向上に取り組めます。また、大規模地震の発生に備え、重点密集市街地に加え、新たに重点的に取り組む対象区域を設定し、火災延焼対策を一層効果的なものとするなど、実効性の高い区域一体で進める減災対策の更なる推進をめざします。
- ✓ 大規模な地震等に対する効率的な予防対策として、防災上の多様な課題がある地域において『地域住民との協働による防災まちづくり』を推進します。これにより、地域住民の防災リスクの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難が可能となる避難路や一時避難場所等の空間確保に努めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。



資料: 防災都市づくり基本計画

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】実施計画
【区】

進行管理

直接目標

- 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす

主な成果指標

名称 (指標の典拠)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重点対策に取り組む密集市街地※における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成27年度)	25%以上 (平成29年度)	30%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)
市内全道路延長(自動車専用道路を除く)に対する4m未満の道路の割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成22年度)	16%以下 (平成29年度)	13%以下 (平成33年度)	10%以下 (平成37年度)

※重点対策に取り組む密集市街地：川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災都市づくり基本計画推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助(互助)の促進や都市計画手法等を活用した減災対策を推進します。 また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「防災都市づくり基本計画」の策定及び対策事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地特性に応じた防火地域拡大等の効果的な防火対策の調査・検証 ・災害リスクマップの作成 ●防災まちづくりや密集市街地対策とあわせて、都市計画手法等を用いた防火対策を講じるなど、施策間連携強化による地域防災力の向上の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「防災都市づくり基本計画」に基づく対策事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・防火地域拡大に関する都市計画手続等の取組の推進 ・防火対策の取組方針に基づく防火対策の推進 ・防災意識の向上と防災まちづくりの啓発活動の実施(出前講座参加者数 年100人以上) ●防災まちづくり支援促進方策など「(仮称)地域防災力向上に関する取組方針」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(仮称)地域防災力向上の取組方針」に基づく防災対策の推進 	事業推進
防災市街地整備促進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●重点密集市街地(小田2・3丁目地区及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅不燃化促進事業(H26:7件) ●密集市街地の改善に向けたまちづくりの方向性などを含む「新たな密集市街地の改善に向けた取組方針」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点密集市街地(小田周辺地区及び幸町周辺地区)における災害に強い住環境形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅不燃化促進事業(年7件) ●「新たな密集市街地の改善に向けた取組方針」に基づく取組の推進 ●「(仮称)防火規制条例」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな重点対策地区における災害に強い住環境形成の推進 ●「(仮称)防火規制条例」に基づく誘導 	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】**
- 実施計画【区】
- 進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災まちづくり支援促進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 防災上課題のある地域において、自助・共助(互助)を中心とした防災まちづくりを推進し、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区において、確保すべき避難路を定めた計画策定など、防災まちづくりの実施(上平間第二町会、渡田山王町会地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区において、計画実施のフォロー支援など防災まちづくりの実施(上平間第二町会、渡田山王町会地区) ●モデル事業を踏まえ、新たな地区での実施に向けた方向性や支援体制等の検証 ●新たに取り組む地区の抽出、地域住民との調整 		事業推進

施策3 まち全体の総合的な耐震化の推進

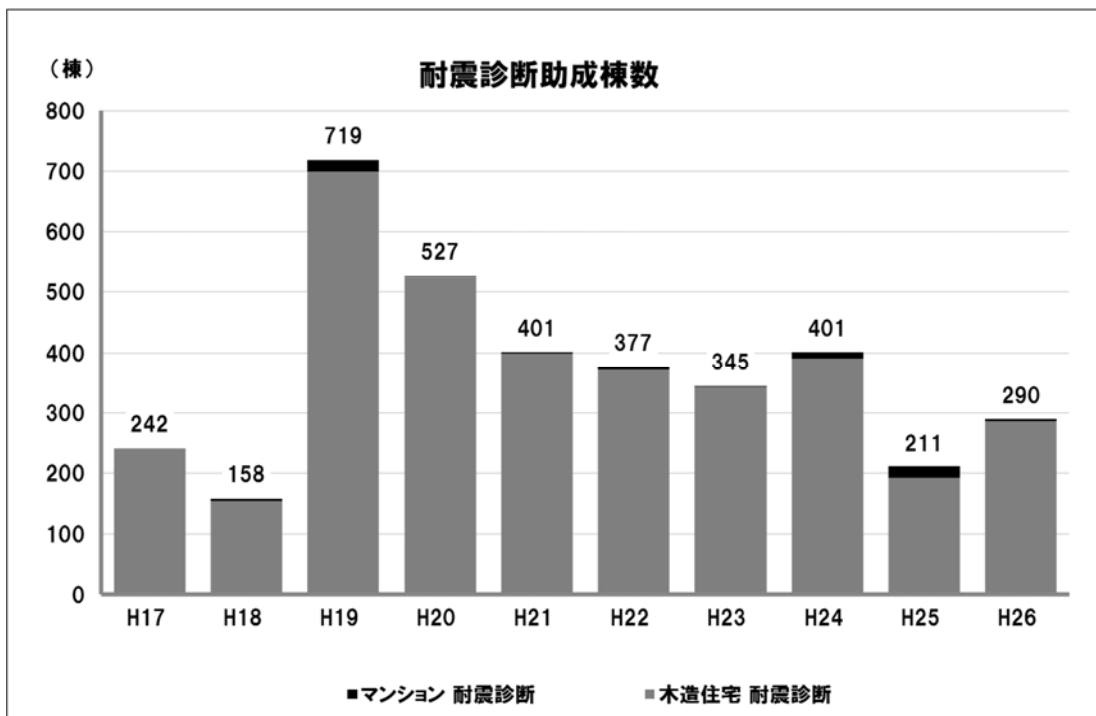
施策の概要

- ✓ 阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、今後想定される首都圏直下型地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、まち全体の総合的な耐震化を進める必要があります。このため、市内の住宅や商業施設、保育所等の民間建築物に加え、崖地等の宅地の安全性の確保に向けた耐震化を促進するとともに、公共建築物や橋りょう等の耐震対策を計画的に推進し、さらに災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ✓ 建築物の耐震化については、平成19年に策定した「耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の取組を推進してきました。今後も、「耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。
- ✓ 宅地の耐震化については、地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、崖崩れ等による被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修等を促進します。
- ✓ 橋りょうの耐震化については、緊急輸送路などに位置づけられる主要な道路の橋りょうを対象に、耐震対策を推進してきました。今後は、市民生活において重要な生活道路などの橋りょうの耐震化の取組を推進します。

住宅の耐震化率

平成15年度	平成20年度	平成25年度
82.4%	86.5%	92.1%

資料：住宅・土地統計調査(総務省統計局)より推計



資料：まちづくり局調べ

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

直接目標

●地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
特定建築物*の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92% (平成27年度)	93%以上 (平成29年度)	95%以上 (平成32年度)	95%以上 (平成37年度)
住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92% (平成27年度)	93%以上 (平成29年度)	95%以上 (平成32年度)	95%以上 (平成37年度)
橋りょうの耐震化率 市管理橋りょう(橋長5m以上) 384橋のうちの耐震対策済橋りょう数(耐震対策済橋りょうには、耐震対策が必要ない橋りょうも含む) (建設緑政局調べ)	47% (平成27年度)	51%以上 (平成29年度)	61%以上 (平成33年度)	79%以上 (平成37年度)

※ 特定建築物：「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定規模以上の建築物

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
特定建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された特定建築物を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「耐震改修促進計画」の改定 ●耐震診断費用の一部助成の実施(H26:7件) ●耐震設計費用の一部助成の実施(H26:7件) ●耐震改修費用の一部助成の実施 ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施(H26:5件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな「耐震改修促進計画」に基づく取組の推進 ●耐震診断費用の一部助成の実施(年75件) ●耐震設計費用の一部助成の実施(年10件) ●耐震改修費用の一部助成の実施(年5件) ●防災イベント等を活用した耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知活動の実施(年5回以上) 	→	事業推進
木造建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅に対する耐震診断士派遣の実施(H26:287件) ●木造住宅に対する耐震診断・設計費用の一部助成の実施(H26:72件) ●木造住宅に対する耐震改修費用の一部助成の実施(H26:65件) ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施(H26:5件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅に対する耐震診断士派遣の実施(年380件) ●木造住宅に対する耐震診断・設計費用の一部助成の実施(年70件) ●木造住宅に対する耐震改修費用の一部助成の実施(年85件) ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施(年5回以上) 	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
民間マンション耐震対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 昭和 56 年以前に建築された分譲マンションを対象に耐震化の意識啓発活動を行い、予備診断の実施や、耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●マンション予備診断の実施 (H26 : 29 棟) ●マンション一般診断費用に対する一部助成の実施 (H26 : 3 棟) ●マンション耐震設計費用に対する一部助成の実施 (H26 : 相談 3 件) ●マンション耐震改修工事費用の一部助成の実施 (H26 : 5 棟) ●マンション管理組合に向けた講習会などを通じた耐震対策の普及啓発活動の実施 (H26 : 2 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●マンション予備診断の実施 (年 60 棟) ●マンション一般診断費用に対する一部助成の実施 (年 436 戸) ●マンション耐震設計費用に対する一部助成の実施 (年 276 戸) ●マンション管理組合に向けた講習会などを通じた耐震対策の普及啓発活動の実施 (参加者数 年 300 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●マンション耐震改修工事費用の一部助成の実施 	事業推進
宅地防災対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 大規模盛土造成地における調査及び必要に応じた対策の検討、擁壁の改修等宅地防災工事への助成を行うことにより、宅地の耐震化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ●大規模盛土造成地マップ改訂版の作成・公表 ●宅地防災工事に対する一部助成の実施 (H26 : 4 件) ●助成金制度を活用した防災対策等の啓発活動の実施 (H26 : 2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ●宅地防災工事に対する一部助成の実施 (年 6 件) ●助成金制度を活用した防災対策等に関する啓発活動の実施 (年 2 回) 		事業推進
耐震対策等橋りょう整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 橋りょうの耐震補強対策を実施し、地震による橋りょうの被害を最小限にとどめます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●対策優先度の高い橋りょうの耐震対策の実施 (対象 124 橋のうち、123 橋が対策済) ●その他の優先的に進める橋りょう耐震対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策優先度の高い橋りょうの耐震対策の実施 ・鹿島田跨線橋 ●その他優先的に進める橋りょう耐震化計画の策定及び対策の推進 ・新船島橋ほか 6 橋 	<ul style="list-style-type: none"> ●その他優先的に進める橋りょうの耐震対策の推進 ・山下橋ほか 3 橋 	事業推進



施策4 消防力の総合的な強化

施策の概要

- ✓ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生などが想定されている中、有事の際に迅速かつ的確な対応が図られるよう、緊急消防援助隊の活動拠点や航空隊庁舎の整備、消防ヘリコプターの配備とともに、東扇島東公園の基幹的広域防災拠点を活用した取組などを推進します。
- ✓ 竜巻や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、日本各地で甚大な被害を及ぼしています。大規模で予期せぬ自然災害等に備える取組が求められていることから、消防隊の各種訓練、消防車両・資機材の充実や消防署所の整備を行うなど、災害時の消火・人命救助体制を確かなものとする事で総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。
- ✓ 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した防災活動機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っています。今後も、震災などの災害に備え、防御に万全を期すことができる体制づくりを進めます。消防団の充実に向けては、女性や学生などへの入団促進を強化するとともに、迅速な救助活動や適切で素早い情報伝達などの実現をめざして、地域住民、町内会・自治会、企業等との一層の連携により消防力の総合的な強化を図ります。

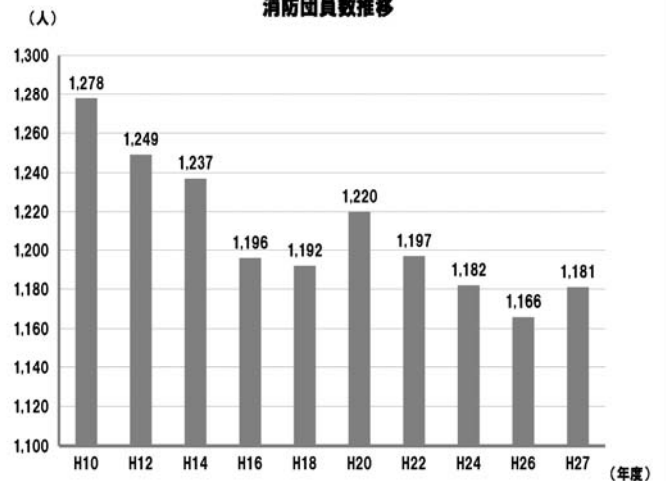
緊急消防援助隊の活動拠点（完成予想図）



情報収集などの機能を強化したヘリコプター「そよかぜ2号」(手前)



消防団員数推移



資料：消防局調べ

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

● 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成22～26年の平均)	2.49 件以下 (平成25～29年の平均)	2.48 件以下 (平成29～33年の平均)	2.46 件以下 (平成33～37年の平均)
消防団員数の充足率 (定員数(1,345人)に対する 現員数の割合) (消防局調べ)	87.8% (平成26年度)	89.7% 以上 (平成29年度)	90.8% 以上 (平成33年度)	93.0% 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標			
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降	
消防署所の適正配置に係る事業 人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。	●地域特性に応じた消防署所配置の調査・検討	●地域特性に応じた消防署所配置の調査・検討	→	●調査・検討に基づく事業推進	
消防署所改築事業 迅速な出場や確実な消防活動を確保するため、老朽化した庁舎・施設を整備し消防力の強化を図ります。	●消防訓練センター(旧消防総合訓練場)内の主訓練塔・補助訓練塔の基本・実施設計 ●新航空隊庁舎の基本・実施設計 ●菅生出張所の改築 ●緊急消防援助隊活動拠点の整備	●消防訓練センター内の補助訓練塔改築工事、旧訓練塔の解体工事 ●新航空隊庁舎の実施設計・改築工事、完成	●消防訓練センター内の主訓練塔改築工事、完成 ●航空隊庁舎の解体工事	事業推進	
消防指令体制整備事業 消防活動に関連するシステム全体を適切に維持管理し、迅速、的確な指令体制を確保します。	●消防指令システムの運用 ●「かわさきWeb119」(音声による119番通報が困難な場合における通報システム)の登録者拡大に向けた説明会の実施(H26説明会数:年2回) ●多言語通訳業務の開始	●消防指令システムの更新整備 ●「かわさきWeb119」(音声による119番通報が困難な場合における通報システム)の登録者拡大に向けた説明会の実施(説明会数:年2回以上) ●多言語通訳業務の利用促進に向けた広報	●消防指令システムの更新整備、運用開始 → ●多言語通訳業務の適切な運用	●消防指令システムの運用・維持管理 ●多重無線設備の再整備の完了(H31予定)	

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)年 度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
消防艇管理事業 発生が危惧される大規模地震、特殊災害や新たな社会的要因による危機事象等、海上及び沿岸における各種災害に対応できる体制を確保します。	●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理	●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理 ●新消防艇に係る設計内容の調整、検討	●新消防艇に係る設計	事業推進 ●新消防艇の建造・運用開始（H30 予定）
消防団関係事業 消防団員の確保及び必要資機材の整備を行います。	●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ・消防団活動の広報の実施 ・消防団員の加入促進に向けたアンケート実施	●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ・消防団活動の広報の実施 ・消防団員アンケート結果の検証・分析	●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ・消防団活動の広報の実施 ・消防団員アンケートを踏まえた取組の実施	事業推進
警防活動事業 各種訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。	●各種訓練や研修による総合的な災害対応力の向上（H26 訓練・研修数：年 32 回） ●地域住民の初期消火活動に有効な消火ホースキットの市内 116 か所（H26：57 か所、H27：59 か所）の避難所への整備、普及啓発及び訓練指導 ●消火ホースキットの利用等に関するアンケート及び事業の検証	●各種訓練や研修による総合的な災害対応力の向上（訓練・研修数：年 36 回以上） ●消火ホースキットの市内 59 か所の避難所への整備（計 175 か所の全避難所への整備完了）及び活用方法等の町内会等への普及啓発及び訓練指導 ●消火ホースキットの利用等に関するアンケート結果の検証・分析	●避難所へ整備した消火ホースキットの活用方法等の町内会等への普及啓発及び訓練指導 ●アンケートの検証結果を踏まえた取組	事業推進
火災予防事業 放火火災防止対策を推進します。また、住宅用火災警報器の設置促進に関する広報活動を推進します。	●防火指導員制度等を活用した放火火災防止対策を中心とする広報活動の実施及び放火火災の実態等の把握 ●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進の広報	●防火指導員制度等を活用した放火火災防止対策を中心とする広報活動の実施及び放火火災の実態等の把握 ●各種掲示板、消防フェア等を活用した住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた広報の継続		事業推進
査察活動事業 火災の予防及び被害の軽減を図るため、効果的な立入検査及び法令違反の是正等を行います。	●立入検査及び違反処理の実施（H26 立入検査対象数：3,470 か所） ●社会的影響が大きい防火対象物での火災発生時の特別立入検査の適切な実施 ●「防火対象物に係る表示制度」（H26 表示数：11 か所）及び「違反対象物に係る公表制度」の推進	●立入検査及び違反処理の実施（対象数：3,500 か所以上） ●社会的影響が大きい防火対象物での火災発生時の特別立入検査の適切な実施 ●「防火対象物に係る表示制度」（表示数：11 か所以上）及び「違反対象物に係る公表制度」の推進		事業推進
危険物施設等規制事業 危険物施設の事故防止対策の推進及び危険物防災に関する講演、講習会を開催します。	●危険物施設の立入検査の実施（H26 検査事業所数：449 か所） ●安全担当者講習会の開催（H26 受講者数：年 200 人） ●危険物施設における地震・津波対策の推進 ●神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正作業に伴う県及び関係機関との調整・連携	●危険物施設の立入検査の実施（検査事業所数：年 431 か所以上） ●安全担当者講習会の開催（受講者数：年 200 人以上） ●準特定屋外タンク・浮き屋根式屋外タンクの新基準適合化の推進 ●神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく地震・津波対策の周知	●危険物施設の立入検査の実施（検査事業所数：年 444 か所以上） ●内部浮き蓋付き特定屋外タンクの新基準適合化の推進 ●神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく地震・津波対策の実態等の把握	事業推進

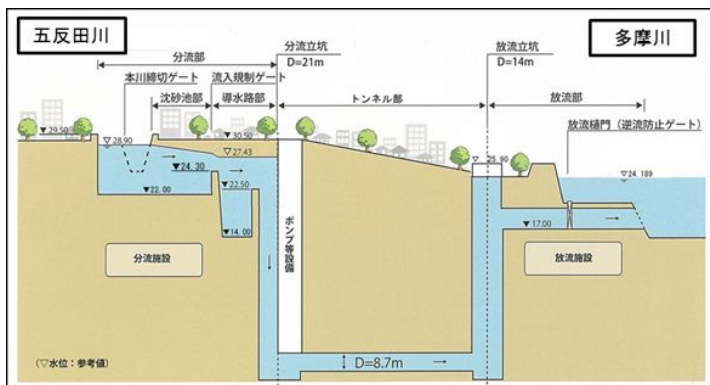
施策5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

施策の概要

- ✓ 近年、局地的な集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されています。本市では、暫定的な取組として3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応できる河川改修を進めており、総合的な治水・浸水対策として、五反田川放水路の整備や、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用とともに、洪水ハザードマップを充実していくことで市民の防災意識を高め、下水道施策とも連携を図りながら、災害に備えた川づくりに向けて取組を進めます。

五反田川放水路整備事業(断面図)

※五反田川と多摩川の水位差を利用して、流下させる自然流下圧力管方式の地下河川



五反田川放水路の放流部完成想定図



一級河川平瀬川支川
改修事業



調整池の活用



河川整備の状況(河川改修率)

河川名	河川延長 (m)	改修率(%)	
		1.5年降雨確率 (35mm/h)	3年降雨確率 (50mm/h)
一級河川			
平瀬川	7,560	—	100
平瀬川支川	2,330	—	66
ニヶ領本川	6,060	100	0
五反田川	1,480	100	0
五反田川	3,275	94	0
三沢川	1,380	—	82
ニヶ領用水 (宿原原線)	2,200	—	100
ニヶ領本川 (上河原線)	1,200	—	100
矢上川	2,480	—	100
有馬川	3,635	—	100
真福寺川	1,045	—	100
麻生川	2,905	—	100
片平川	2,355	—	100
準用河川			
ニヶ領用水 (円筒分水下流)	9,000	—	100
山下川	1,590	—	100
旧三沢川	1,995	—	100
平瀬川支川	1,460	—	83
三沢川	460	—	100
渋川	2,400	—	100
江川	2,700	—	100
矢上川	985	—	99
有馬川	1,460	—	100
早野川	1,900	—	100
真福寺川	1,455	—	100
片平川	425	—	100
普通河川			
合計	63,735	98	81

資料：建設緑政局調べ(平成27年4月現在)

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

● 水害から市民の生命、財産を守る

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
時間雨量 50 mm対応の 河川改修率 (建設緑政局調べ)	81% (平成27年度)	81%以上 (平成29年度)	91%以上 (平成33年度)	91%以上 (平成37年度)
五反田川放水路の整備 により洪水による氾濫 から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	50% (平成27年度)	50% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
河川計画業務 河川整備とあわせ、流域対策及び減災対策を強化することで、効果的・効率的な河川事業の取組や、地域特性に応じた川づくりを進めます。	●「今後の河川整備と流域・減災対策に関する基本方針」の検討	●「今後の河川整備と流域・減災対策に関する基本方針」の策定 ・河川管理調整池の有効活用などの流域対策 ・洪水ハザードマップによる減災対策	●「今後の河川整備と流域・減災対策に関する実施計画」の策定に向けた検討	●実施計画の策定(H31 予定)	
五反田川放水路整備事業 五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路の整備を進めます。	●五反田川放水路整備工事の推進	●五反田川放水路整備工事の推進 ・多摩川放流部施設築造工事着手	→	●供用開始(H31 予定) ●完成(H32 予定)	
河川改修事業 3年に1回程度(時間雨量 50 mm)の降雨に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図ります。	●一級河川平瀬川支川改修事業の推進(H27 改修率: 66%) ●準用河川三沢川改修事業の推進(H27 改修率: 82%)	●一級河川平瀬川支川改修事業の推進 ●準用河川三沢川改修事業の推進	→	事業推進	

コラム②

みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

「災害から生命を守る地域の助け合い」

背景

今後30年間に震度6弱以上の首都直下型地震が発生する可能性が70%程度とされているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が友人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の77%が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをするとともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。



※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。



政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策の方向性

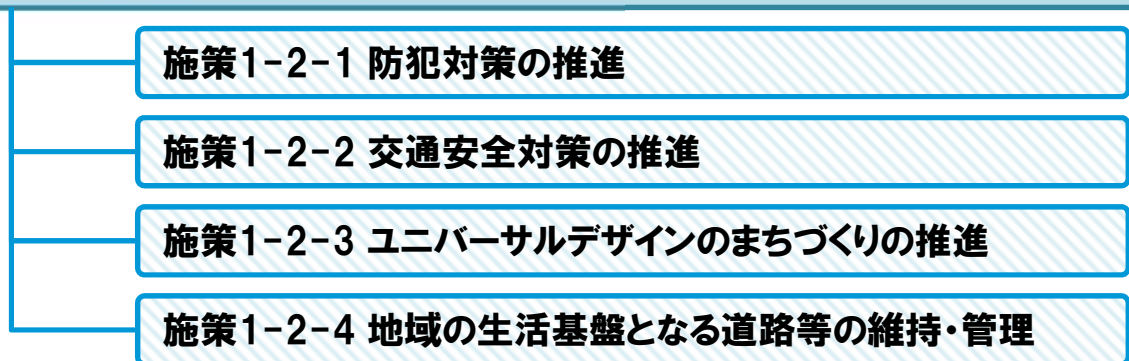
- ✓ 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- ✓ また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	54.1%以上

施策の体系

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる



総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

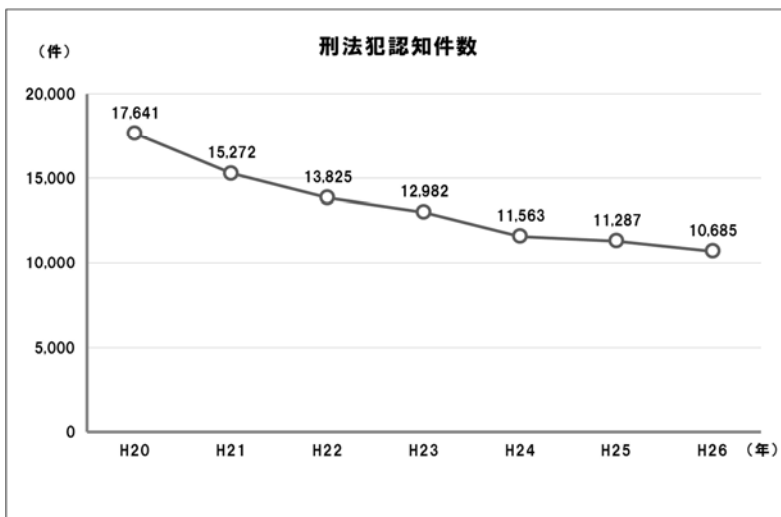
実施
計画
【区】

進行
管理

施策1 防犯対策の推進

施策の概要

- ✓ 地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪の防止に向け、市民、地域団体、事業者、警察、行政などが協働・連携し、防犯意識の高揚・啓発の取組や地域の自主防犯活動を推進するとともに、町内会・自治会が管理してきた防犯灯について、民間に委託し維持管理するESCO事業を導入することで、LED化と合わせた効率的な維持管理を進めます。
- ✓ 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止キャンペーンによる意識啓発や巡回指導員による指導・啓発活動を推進するとともに、商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行利用できるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。
- ✓ インターネットの普及など情報化の進展に伴い、悪質商法や詐欺なども年々巧妙化していることから、複雑かつ専門的な相談内容に的確に対応するための相談窓口の体制づくりを進めます。



資料:神奈川県警察公表資料

消費者行政センターのキャラクター



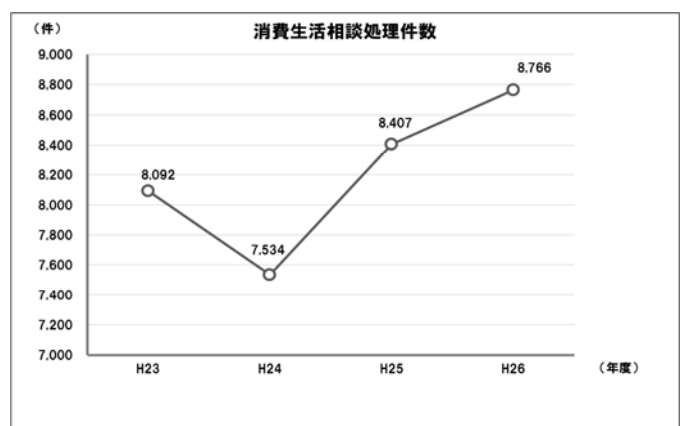
いいカモ



てるみ〜にゃ



猫かぶり



資料:経済労働局調べ

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

● 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	10,685 件 (平成26年)	10,400 件以下 (平成29年)	9,900 件以下 (平成33年)	9,400 件以下 (平成37年)
路上喫煙防止重点区域 通行量調査で確認された喫煙者数 (市民・こども局調べ)	42 人 (平成26年度)	36 人以下 (平成29年度)	29 人以下 (平成33年度)	23 人以下 (平成37年度)
消費生活相談の年度内完了*率 (経済労働局調べ)	97.7% (平成26年度)	98.0%以上 (平成29年度)	98.0%以上 (平成33年度)	98.0%以上 (平成37年度)

※ 完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防犯対策事業 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と協働・連携し、犯罪のない安全・安心な川崎をめざした取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯カメラの設置補助の制度創設の検討 ●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業の導入準備と移行希望調査の実施 ●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 (H26 診断件数：97 件) ●出張防犯相談コーナー（各区役所・支所に臨時設置）の開設 (H26 開設回数：37 回) ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯カメラの設置補助の制度創設の検討及び実施 ●ESCO事業による防犯灯交換工事の実施 (ESCO事業移行防犯灯数：67,881 灯) ●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 (診断件数：100 件以上) ●出張防犯相談コーナー（各区役所・支所に臨時設置）の開設 (開設回数：40 回以上) ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯カメラの設置補助の実施 ●ESCO事業による防犯灯の維持管理の実施 	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

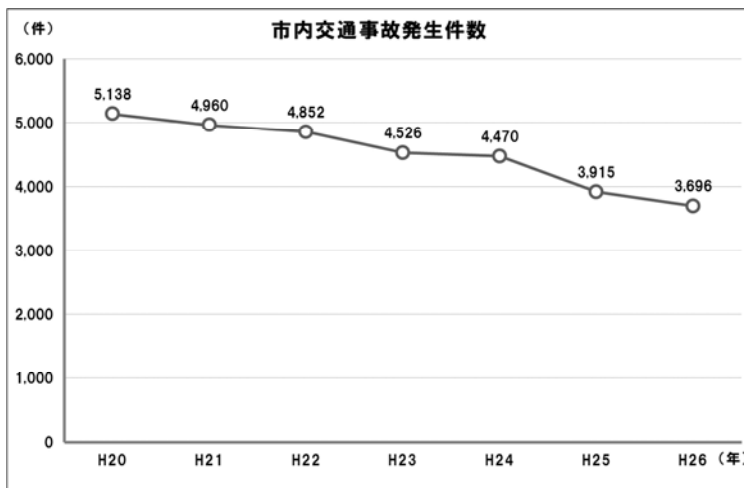
総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
路上喫煙防止対策事業 路上喫煙から歩行者の安全を守るため、喫煙のルール遵守の普及や啓発や重点区域における巡回活動・指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 (H26 開催回数：85 回) ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の指定 (鹿島田・新川崎駅周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> ●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 (開催回数：85 回以上) ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討・実施(溝口駅南口広場等) 	→	事業推進
客引き行為等防止対策事業 商店街等を訪れる市民等が安心して公共の場所を利用することができるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「客引き行為等防止条例」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●客引き行為等防止の重点区域の指定 (川崎駅東口周辺) ●商店街や県警と連携した条例の周知や防止キャンペーン等の実施 (開催回数：2 回以上) ●客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施 	→	事業推進
消費生活相談情報提供事業 消費生活に関する相談に対し必要な情報提供等を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談に係る相談窓口体制の充実 ●「消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・休日の相談受付の試行 ●「次期消費者行政推進計画」(H29 から H31) の策定 ●「消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性等に配慮した人材配置 ・消費生活相談員等に対する研修機会の確保 ・情報の適切な管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・休日の相談受付の検証及び対応 ●「次期消費者行政推進計画」(H29 から H31) の推進 ●条例に基づく消費者行政センターの運営 	事業推進
消費者啓発育成事業 消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費者教育の効果的な推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施 	→	事業推進

施策2 交通安全対策の推進

施策の概要

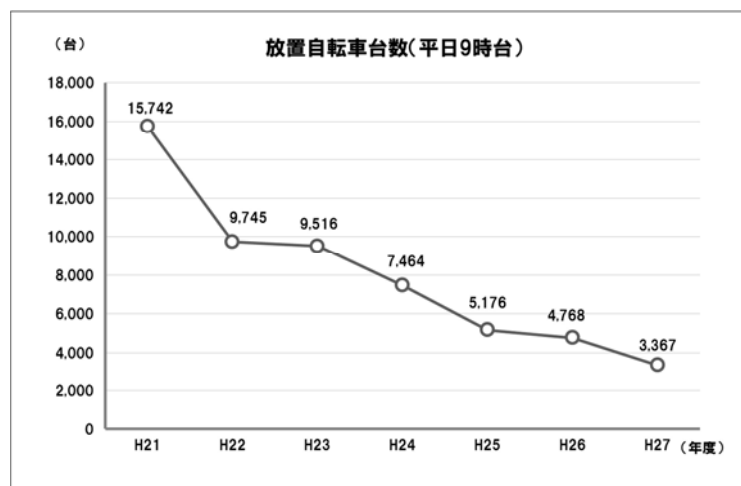
- ✓ 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民に交通安全教育を実施するとともに、家庭・学校・職場・地域における交通安全活動の推進や、歩道・カーブミラー、区画線などの道路安全施設の設置、スクールゾーン対策を進めます。また、交通関係団体、教育関係団体、輸送関係団体、地域関係団体等や警察、他自治体等と協働・連携した取組を進めます。
- ✓ 本市では、交通事故のうち自転車が関係する事故の割合が県内の平均値を上回る水準にあることから、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底や、交通マナーアップに向けた巡回活動などの取組を進めます。また、交通事故の被害者のために、弁護士や専門相談員による交通事故相談を実施します。
- ✓ 市内の各駅周辺や商店街などには、通勤・通学あるいは買い物のため、多くの自転車やバイクが集中しています。こうした自転車等の放置は、歩行者、障害者の通行や救急・消防活動の妨げとなっています。放置のない住みよい安全なまちづくりに向けて、市民や事業者等と連携した自転車利用ルール、マナー等の継続的な啓発活動を推進するとともに、自転車等放置禁止区域等における整理誘導や撤去活動、地域の実情に応じた駐輪場の整備を進めます。



資料：神奈川県警察公表資料



交通安全教室の開催



資料：建設緑政局調べ

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

- 市内の交通事故を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	3,696 件 (平成26年)	3,500 件以下 (平成29年)	3,200 件以下 (平成33年)	3,000 件以下 (平成37年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	3,367 台 (平成27年度)	3,200 台以下 (平成29年度)	2,800 台以下 (平成33年度)	2,600 台以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関連団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現をめざした活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●幼児、小・中・高校生や高齢者への交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施 (H26 開催回数：481 回) ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン路面表示や電柱巻付表示の設置 (H26 設置件数：「路面表示」76 件 「電柱巻付表示」620 件) ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●交通安全意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の実施 (開催回数：490 回以上) ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進 (設置件数：「路面表示」50 件以上 「電柱巻付表示」850 件) ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 	●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進 (設置件数：「路面表示」50 件以上 「電柱巻付表示」750 件)	事業推進
安全施設整備事業 交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 (H26：2,400m) ●交通事故を抑止し、交通の円滑化を図る交差点改良の実施 (H26：29 か所) ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 (1,500m 以上) ●交通事故を抑止し、交通の円滑化を図る交差点改良の実施 (7 か所以上) ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備 		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
放置自転車対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 放置自転車の削減に向けて、駐輪場整備や駐輪場の利用促進などの取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・溝口駅南口駅前広場駐輪場の完成 ・向ヶ丘遊園北口立体駐輪場の整備 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新川通り代替駐輪場の調査 ●放置禁止区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・二子新地駅 ・国道 15 号 ●放置対策・利用環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去 ・駐輪場への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場不足地区への整備・拡充（登戸駅、武蔵溝ノ口駅ほか） ・向ヶ丘遊園北口立体駐輪場の完成 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新川通り通行環境整備及び小川町地区代替駐輪場計画の策定 ・京急高架下駐輪場の設計 ・市役所通り通行環境整備の効果検証 ●放置禁止区域の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・宿河原駅 ●放置対策・利用環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去 ・駐輪場への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新川通り通行環境整備及び小川町地区代替駐輪場の設計 ・京急高架下駐輪場の整備 ●放置禁止区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・宿河原駅 	事業推進



川崎駅東口の立体駐輪場



放置自転車の撤去状況



自転車等放置禁止区域の指定状況
(平成27年4月現在)

川崎区	浜川崎駅・八丁畷駅・小島新田駅 東門前駅・川崎大師駅・鈴木町駅 港町駅・川崎駅東口・川崎新町駅 産業道路駅・京急川崎駅
幸 区	川崎駅西口・尻手駅・鹿島田駅 新川崎駅
中原区	武蔵小杉駅・武蔵新城駅 武蔵中原駅・新丸子駅 元住吉駅・向河原駅
高津区	高津駅・武蔵溝ノ口駅・梶が谷駅 久地駅・津田山駅・二子新地駅
宮前区	宮前平駅・鷺沼駅・宮崎台駅
多摩区	登戸駅・中野島駅・JR稲田堤駅 京王稲田堤駅・向ヶ丘遊園駅 読売ランド前駅・生田駅
麻生区	新百合ヶ丘駅・百合ヶ丘駅 柿生駅・栗平駅・五月台駅 鶴川駅・はるひ野駅・黒川駅
合 計	45区域

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の概要

- ✓ これまで、市民生活に身近な鉄道駅を中心に高齢者、障害者にも使いやすい環境整備に向け、バリアフリー化の取組を推進してきました。今後は、外国人にも配慮した多言語表示など、よりきめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進します。
- ✓ 高齢者や子育て世代、車椅子利用者をはじめとした、誰もが利用しやすい交通手段の確保に向け、車椅子のまま利用できるユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた取組を推進します。
- ✓ 市民にとって身近な鉄道駅の利便性と安全性の確保に向けて、片側改札駅の改良やホームドア等の整備に向けた取組を推進します。



ユニバーサルデザインタクシー（武蔵小杉駅）



ホームドア（武蔵小杉駅）

総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

直接目標

● 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の道路*1の整備割合 (まちづくり局調べ)	35% (平成26年度)	65%以上 (平成29年度)	100% (平成32年度)	100% (平成37年度)
市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5% (平成26年度)	10%以上 (平成29年度)	10%以上 (平成32年度)	10%以上 (平成37年度)
誰もが安全・安心に公共的施設*2を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1% (平成27年度)	49.3%以上 (平成29年度)	49.7%以上 (平成33年度)	50.0%以上 (平成37年度)

※1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

※2 公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想」の改定とともに、「ユニバーサルデザイン方針」を策定し、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語表示など、サインに関する「ユニバーサルデザイン方針」の検討 ●「川崎駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●「新百合ヶ丘駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●バリアフリー基本構想等に基づく駅周辺地区ごとのバリアフリー事業の進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザイン方針」の策定 ●「溝口駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●バリアフリー基本構想等に基づく駅周辺地区ごとのバリアフリー事業の進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ユニバーサルデザイン方針」に基づく誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅周辺地区のユニバーサルデザインの取組の推進 ・川崎駅周辺地区をモデルとした今後の取組に関する検討 ●「武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施 (H26: 5台) ●ユニバーサルデザインタクシー対応の乗り場整備 (新川崎駅、武蔵小杉駅、登戸駅) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施 (8台) ●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 (溝口駅南口、新百合ヶ丘駅南口等) ●H30 以降の導入目標を定める「ユニバーサルデザインタクシー導入方針」の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施 (8台以上) ●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 ●新たな「ユニバーサルデザインタクシー導入方針」の策定 	事業推進
南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●J R 稲田堤駅の橋上駅舎化に関する詳細設計の実施 ●J R 津田山駅の橋上駅舎化に関する詳細設計・用地取得の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●J R 稲田堤駅の橋上駅舎化に関する用地取得 ●J R 津田山駅の橋上駅舎化の工事着手 ●駅アクセス向上方策案の見直しに向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●J R 稲田堤駅の橋上駅舎化に関する用地取得及び工事着手 ●J R 津田山駅の橋上駅舎化に関する事業推進 ●駅アクセス向上方策案の見直し案の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●J R 稲田堤駅の橋上駅舎化整備の完了 (H31 予定) ●J R 津田山駅の橋上駅舎化整備の完了 (H31 予定)
鉄道駅ホームドア等整備事業 高齢者や障害者をはじめとする駅利用者のホームからの転落や、ホーム上の列車接触事故を防止するため、ホームドア等の整備の促進により、安全で安心な公共交通環境の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●東急東横線武蔵小杉駅 (H26) ●東急大井町線溝の口駅 (H27) ●東急田園都市線宮前平駅 (H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームドア等の整備促進 ・ 東急田園都市線 	→	事業推進

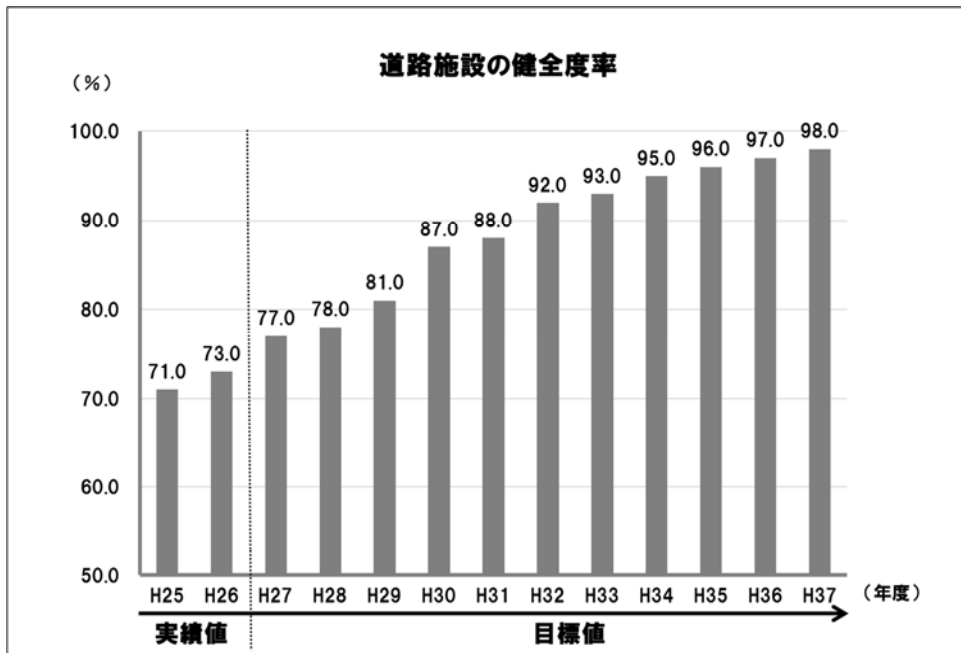


J R 津田山駅橋上駅舎化イメージパース

施策4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

施策の概要

- ✓ 経済活動を支える道路、橋りょう、トンネル、また、日常的に人々に利用される歩道橋、エスカレーター、エレベーターについては、常に安全で良好な状態で快適に利用できるよう適切に管理するとともに、事故を未然に防止することが求められています。さらに、今後、多くの施設が更新時期を迎え、維持管理費用の増大や一時期への集中が想定されるため、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図り、誰もが安全・安心に道路を利用できるようにします。また、道路照明については、環境に配慮し、経済的に優れたLEDを積極的に採用するとともに、長期的な視点に立った計画的な更新を進めます。
- ✓ 河川や水路については、多発する局地的集中豪雨等による水害から地域を守るため、河川管理施設などの点検や維持管理を適切に行い、良好な状態を維持します。さらに施設の老朽化が進んでいることから、河川管理施設などの補修を計画的に進めます。
- ✓ 本市が管理する道水路敷には、正当な権利なく家屋や工作物等が占有している箇所があり、本来の用途が妨げられているため、除去指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。



さまざまな道路施設の維持管理の状況



定期点検(トンネル)



定期点検(橋りょう)



道路維持作業

直接目標

- 誰もが安全、快適に道路を利用できる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕 が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73% (平成26年度)	81%以上 (平成29年度)	93%以上 (平成33年度)	98%以上 (平成37年度)
不法占拠解消の累計件数 (平成27年3月末時点の 不法占拠件数1,305件) (建設緑政局調べ)	90件 (平成26年度)	330件以上 (平成29年度)	650件以上 (平成33年度)	970件以上 (平成37年度)
被災時に復旧に寄与する 道路台帳図の割合 (建設緑政局調べ)	6% (平成27年度)	53%以上 (平成29年度)	100% (平成31年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
計画的な道路施設 補修事業 道路や橋りょう等の効果的・計画的な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕 (H26 道路擁壁:1か所) (H26 歩道橋:12橋) (H26 トンネル:1か所) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・小倉跨線橋ほか6橋 	<ul style="list-style-type: none"> ●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕及び点検 (道路擁壁:1か所以上) (歩道橋:5か所以上) (トンネル:5か所) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の着手 ・境橋ほか4橋 	<ul style="list-style-type: none"> ●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕 (道路擁壁:3か所以上) (歩道橋:4か所以上) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の事業推進 ・敵島橋ほか4橋 	<ul style="list-style-type: none"> ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の完成(H30予定)
道路・橋りょう等の 維持補修事業 道路施設、駅前広場、橋りょうの清掃や警備等を行い、適切な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設、駅前広場、橋りょうなどの適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設、駅前広場、橋りょうなどの適切な維持管理の推進 	→	事業推進
河川・水路維持補修 事業 河川、水路施設等の効果的・計画的な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川維持管理計画」の検討 ●河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川維持管理計画」の策定 ●河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川維持管理計画」に基づく河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理の推進 	事業推進

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
道水路不法占拠対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 道路、水路及び河川の不法占拠の解消に取り組み、適正に管理します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路パトロール等の実施による不法占拠の予防と早期発見 ●不法占拠者に対する継続的な除去指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路パトロール等の実施による不法占拠の予防と早期発見 ●不法占拠者に対する継続的な除去指導の実施 	→ →	事業推進
道水路台帳整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 道水路の効率的な管理や災害復旧に寄与する道路台帳図のデジタル化を進めます。 </div>	●道路台帳図のデジタル化の実施	●道路台帳図のデジタル化の実施	→	事業推進

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

コラム③

みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（交通）

背景

超高齢社会に向け、これまで以上に安全で快適な交通環境の整備が求められ、長期展望を意識した鉄道・バス等の公共交通ネットワークの整備や、歩行者・自転車にとっての安全性・快適性の向上が重要な課題です。特に自転車では、自転車通行帯の整備などの行政の取組に加え、市民一人ひとりがルール・マナーを守り、適正利用に努めることが必要です。また地域交通では、家庭・地域・行政・企業等の連携した取組が大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 自転車はエコで、お金もかからない便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な事故につながります。ルールを正しく理解し、家庭でもしっかり教えましょう。

知ろう！守ろう！自転車の交通ルール

- ✓ 暗くなる前にライトをつけましょう。
- ✓ 自転車は、原則として車道左側通行です。
- ✓ 歩道上は歩行者優先。自転車は徐行するのがルールです。
- ✓ 自転車は縦一列走行です。横に並んで通行することはできません。
- ✓ 二人乗り、飲酒運転、傘さし運転は禁止です。
- ✓ 乗用中の携帯電話（スマホ）・イヤホン等の利用は禁止です。
- ✓ 子どもにはヘルメットを着用させましょう。（*努力義務）
- ✓ 自転車は道路交通法で軽車両に位置づけられており、違反者には罰金等が科せられます。



軽車両である
自転車も
ルールを守ろう

小冊子「自転車もハンドル握ればドライバー」（川崎市交通安全対策協議会・川崎市）より

- 自転車を路上や駅前などに放置すると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすとともに、盗難の誘発や美観の悪化にもつながります。自転車を放置せず、駐輪場を利用し、まちを美しく豊かにしていくことを市民のプライドにしましょう。また、自転車は必ず防犯登録し、駐輪するときは盗難防止のために二重施錠しましょう。



- コミュニティ交通の検討では、ショッピングバスの活用等、地域特性に応じた新しいアイデアを皆で考え、一緒に議論していきましょう。

※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策の方向性

- ✓ 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
上下水道サービスについて満足している市民の割合 (市民アンケート)	60.6%	65%以上

施策の体系

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

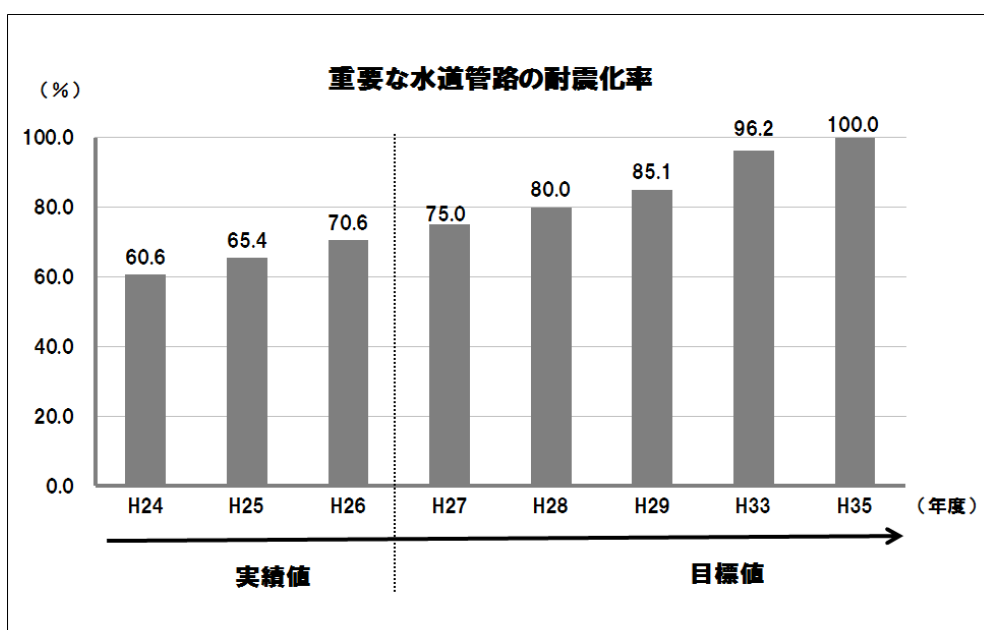
総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

施策1 安定給水の確保と安全性の向上

施策の概要

- ✓ 安心して使用することのできる水道水をいつまでも安定して供給するため、将来の水需要を的確に捉え、老朽化した施設や水道管路の更新や耐震化を適切に実施する必要があります。そのため、これまで長沢浄水場や生田配水池などの重要な施設の計画的な整備を進めてきました。今後も、末吉配水池や宮崎配水塔などの施設や古くなった水道管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、施設の整備から維持管理、更新に至るライフサイクル全体にわたって管理運営を行うアセットマネジメントの考え方に基づいた最適な施設管理を行います。
- ✓ 大規模災害時においても必要な水道水の供給を維持するため、電源・通信の二重化など被災時においても水の供給が行えるバックアップ機能を整えるとともに、地域防災計画に定める避難所のうち、これまで耐震化を進めてきた市立中学校、重要な医療機関等に加え、市立小学校、高校等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて、効率的かつ効果的な耐震化を進めます。また、応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小学校・中学校に、給水器具の設置等なしで利用できる開設不要型応急給水拠点を整備するなど災害対応力を強化します。
- ✓ 安全で良質な水道水を確実にお届けするために、水源から給水栓に至るまで水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のあるすべての要因を分析し、徹底した水質管理を実施するとともに、ホームページなどにより水道水の安全性に関する情報の提供等を積極的に行います。
- ✓ 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、老朽化した施設の更新や耐震化を適切に実施していく必要があります。そのため、これまで生田浄水場や平間配水所などの重要な施設の更新を計画的に進めてきました。今後も、長沢浄水場の工業用水道施設の耐震化や古くなった工業用水道管路の更新を計画的に実施するとともに、大規模災害時においても必要な工業用水の供給を維持するため、電源・通信の二重化などのバックアップ機能の整備を推進します。また、施設の整備から維持管理、更新に至るライフサイクル全体にわたって管理運営を行うアセットマネジメントの考え方に基づいた最適な施設管理を行います。



(資料: 上下水道局調べ)

直接目標

安全でおいしい水を安定的に供給する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	70.6% (平成26年度)	85.1%以上 (平成29年度)	96.2%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)
災害時の確保水量※ (上下水道局調べ)	6 日分 (平成26年度)	24 日分以上 (平成29年度)	35 日分 (平成30年度)	35 日分 (平成37年度)
開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	7.6% (平成26年度)	26.2%以上 (平成29年度)	65.7%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)

※ 配水池等の水道施設の耐震化や緊急遮断弁の整備等により、応急給水などで使用する水道水を配水池等に確保した水量で、すべて飲料水としての使用を想定し、1人1日3リットルで計算しています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
主要施設の更新・耐震化事業 配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●再構築計画に基づく長沢浄水場更新工事の完了 ●配水池・配水塔など主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水池・配水塔など主要な水道施設の更新・耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・末吉配水池の更新・耐震化の推進 ・宮崎配水塔の更新・耐震化の推進 ・黒川配水池の耐震化の推進 ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・黒川配水池、宮崎配水塔への整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水池・配水塔など主要な水道施設の更新・耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・末吉配水池の更新・耐震化の推進 ・宮崎配水塔の更新・耐震化の完了 ・黒川配水池の耐震化の完了 ・潮見台配水池の耐震化の推進 ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・黒川配水池、宮崎配水塔への整備の完了 ・末吉配水池、潮見台配水池への整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水池・配水塔など主要な水道施設の更新・耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・末吉配水池の更新・耐震化の完了 (H30 予定) ・潮見台配水池の耐震化の完了 (H30 予定) ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・末吉配水池、潮見台配水池への整備の完了 (H30 予定) 	
送・配水管の更新・耐震化事業 老朽化した送・配水管を計画的に更新・耐震化します。また、災害に備えて、重要な管路の耐震化や開設不要型応急給水拠点の整備を優先的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水場から配水池などを結ぶ送水管や配水本管の更新工事の推進 ●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化の推進 ●配水池・配水塔と市立小・中学校への、給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備 (拠点整備か所数 (H27) : 全 23 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水本管の更新工事の推進 ●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化の推進 ●配水池・配水塔と市立小・中学校への、給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備 (拠点整備か所数 : 全 33 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水池・配水塔と市立小・中学校への、給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備 (拠点整備か所数 : 全 45 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な管路の耐震化の完了 (H35 予定) ●配水池・配水塔と市立小・中学校への、給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の完了 (H35 予定) 	

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理



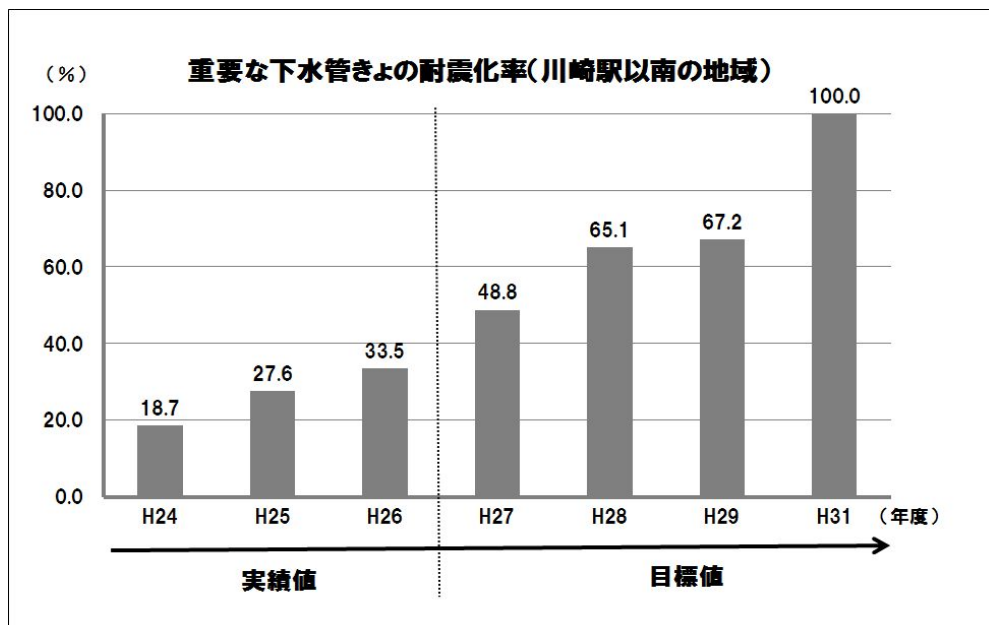
総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
給水管の更新事業 漏水の主な原因となっている老朽給水管の計画的な更新を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●配水管の更新に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●給水管の漏水修理に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●計画的な老朽給水管更新工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水管の更新に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●給水管の漏水修理に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●計画的な老朽給水管更新工事の推進 	→	事業推進
水道水質の管理業務 安全で良質な水道水をご家庭に届けるため、水源から給水栓まで徹底した水質管理を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水源から給水栓までの徹底した水質管理の実施 ●ホームページなどによる水道水の安全性に関する情報(水質試験年報等)の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●水源から給水栓までの徹底した水質管理の実施 ●ホームページなどによる水道水の安全性に関する情報(水質試験年報等)の提供 	→	事業推進
工業用水道施設の整備事業 浄水場など主要な工業用水道施設の耐震化や老朽化した管路の更新を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●再構築計画に基づく稲田取水所、平間配水所の更新工事完了 ●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の推進 ●老朽化した管路の更新工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の推進 ●老朽化した管路の更新工事の推進 	→	●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の完了(H30 予定)

施策2 下水道による良好な循環機能の形成

施策の概要

- ✓ 下水道は大規模地震発生時でも欠くことのできない重要なライフラインですが、下水道の耐震化は、既存施設を使いながらの工事となるため長い期間を要します。そこで、被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ重要な下水管きよに重点化を図り、まずは、老朽化した下水管きよが多く地盤の液状化による被害も想定される、川崎駅以南の地域の耐震化を重点的に推進します。また、その他の地域については、重要な下水管きよの耐震診断を実施し、耐震化が必要となる管きよの抽出作業を進め、次期整備に向けた取組を推進します。
- ✓ 近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の対策を推進するとともに、浸水の状況を計算で再現するシミュレーションや、過去の実績などを踏まえ、浸水被害の大きさや起こりやすさに着目してリスクが高い地区を抽出し、新たに重点化地区に位置づけて効果的・効率的な浸水対策を推進します。
- ✓ 快適な水辺環境を確保するため、通常の下水处理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やりんも大幅に除去することができる下水处理方法（高度処理）の導入を、東京湾の水質環境基準の達成・維持に向けて推進します。また、古くから下水道整備に着手した南部地域で採用している、汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策（合流改善）を、法令に基づいて推進します。
- ✓ 下水道の人口普及率は99.4%となり、多くの市民が下水道を利用できるようになりましたが、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備した下水道施設が、今後耐用年数を迎え、老朽化した施設の急激な増加が見込まれています。こうしたことから、健全な下水道機能を継続的に維持していくため、予防保全的な維持管理などによる長寿命化対策を推進するとともに、中長期的な視点に基づき、サービス水準の維持・向上をめざしたアセットマネジメントを導入し、適切な維持管理を推進します。



(資料:上下水道局調べ)

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理



直接目標

● 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)	33.5% (平成26年度)	67.2%以上 (平成29年度)	100% (平成31年度)	100% (平成37年度)
浸水対策実施率 (丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	22.6% (平成26年度)	57.8%以上 (平成29年度)	100% (平成30年度)	100% (平成37年度)
合流改善率 (大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)	68.5% (平成26年度)	73.5%以上 (平成29年度)	83.6%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
下水道施設・管きよの地震対策事業 避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な下水管きよや、水処理センター、ポンプ場などの耐震対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の推進（川崎駅以南の地域） ●重要な下水管きよの耐震診断の推進（川崎駅以北の地域） ●水処理センター、ポンプ場などの耐震化の推進（加瀬水処理センターなど） ●津波対策の推進（入江崎処理区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の推進（川崎駅以南の地域） ●重要な下水管きよの耐震診断の推進（川崎駅以北の地域） ●水処理センター、ポンプ場などの耐震化の推進（加瀬水処理センターなど） ●慶長型地震の規模を対象とした津波対策の推進（入江崎処理区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●慶長型地震の規模を対象とした津波対策の完了（入江崎処理区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の完了（川崎駅以南の地域）（H31 予定） ●川崎駅以北の地域の耐震診断に基づく重要な下水管きよの耐震化の推進（H32 以降）
浸水対策事業 浸水実績や浸水シミュレーションに基づき、浸水リスクの高い地区に重点化を図り、雨水管きよや貯留管などの整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・丸子地区、宮崎地区の整備推進 ・大師河原地区の整備推進 ・馬絹地区、久末地区の整備完了 ●浸水シミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・丸子地区、宮崎地区の整備完了 ・大師河原地区の整備推進 ●浸水シミュレーションに基づく新たな重点化地区の抽出及び効果的な対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大師河原地区の整備推進 ●新たな重点化地区の計画策定及び整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大師河原地区の整備完了（H30 予定）

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高度処理事業 これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、下水の高度処理化を推進します。	●下水の高度処理化の推進（入江崎、等々力水処理センター）	●下水の高度処理化の推進（入江崎、等々力水処理センター）	→	●下水の高度処理化の完了（入江崎、等々力水処理センター）（H36 予定） ●下水の高度処理化の推進（加瀬・麻生水処理センター）
合流式下水道の改善事業 合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備やごみの流出防止対策などを推進します。	●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 ・ごみの流出防止対策の推進	●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 ・六郷遮集幹線*の整備の推進 ・ごみの流出防止対策の推進	●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 ・六郷遮集幹線*の整備の推進 ・ごみの流出防止対策の完了	●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備完了（H30 予定） ・六郷遮集幹線*の整備完了（H35 予定）
下水道施設・管きよの老朽化対策及び未普及解消事業 長寿命化計画に基づく下水管きよや施設・設備の更新等を進めるとともに、アセットマネジメントの本格的な導入に向けた取組を推進します。また、未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●老朽化した下水管きよの計画的な再整備の推進（入江崎処理区） ●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進（渡田ポンプ場など） ●アセットマネジメントの本格導入に向けた取組の推進 ●未普及地域解消の推進	●老朽化した下水管きよの計画的な再整備の推進（入江崎処理区） ●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進（渡田ポンプ場など） ●アセットマネジメントの本格導入に向けた取組の推進 ●未普及地域解消の推進	→	事業推進

※遮集幹線：合流式下水道の管きよの中で、晴天時は汚水を、雨天時は汚水と一定量の雨水を水処理センターまで運ぶ幹線





政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策の方向性

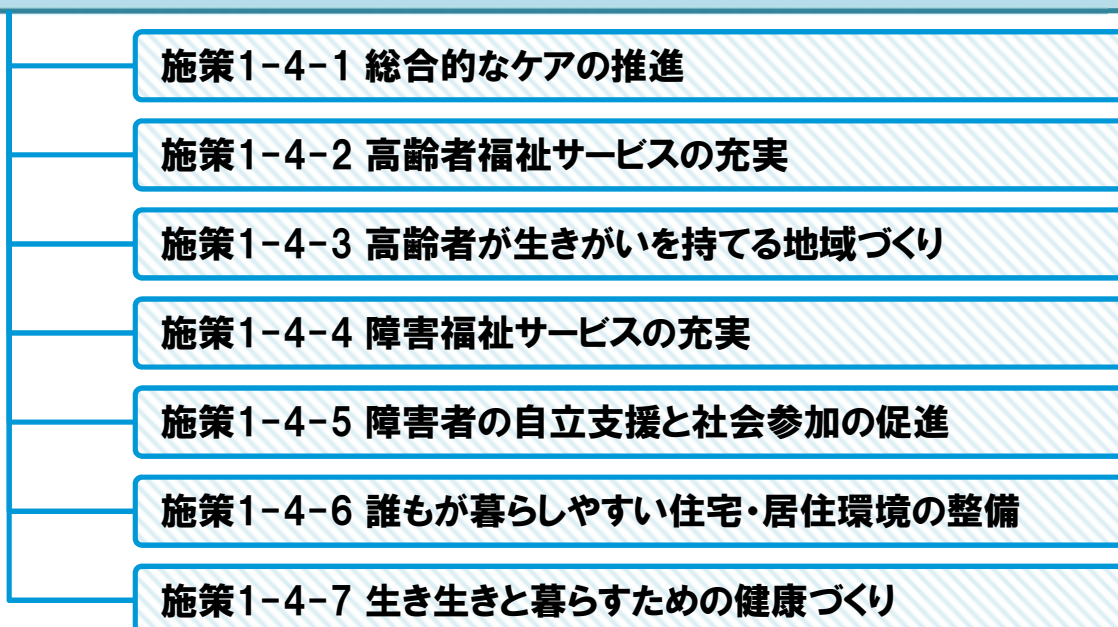
- ✓ ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	25%以上

施策の体系

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる



総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

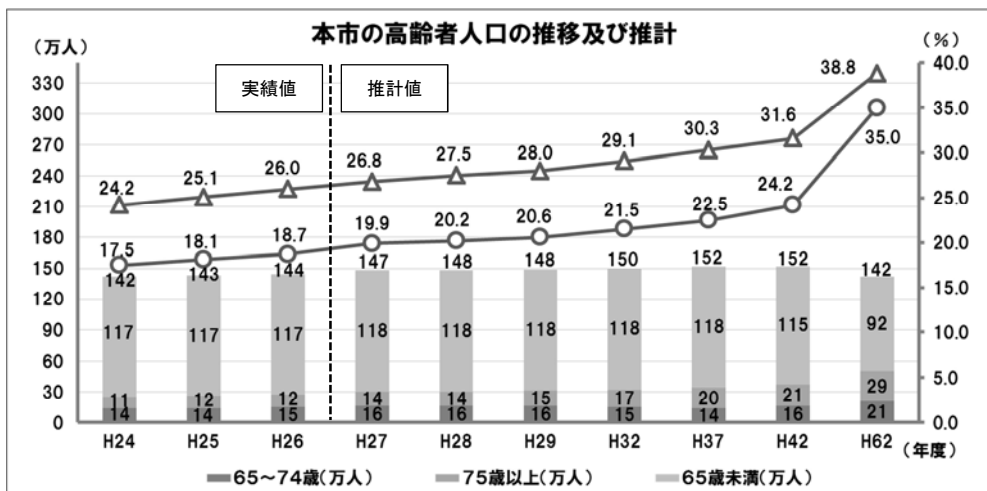
実施
計画
【区】

進行
管理

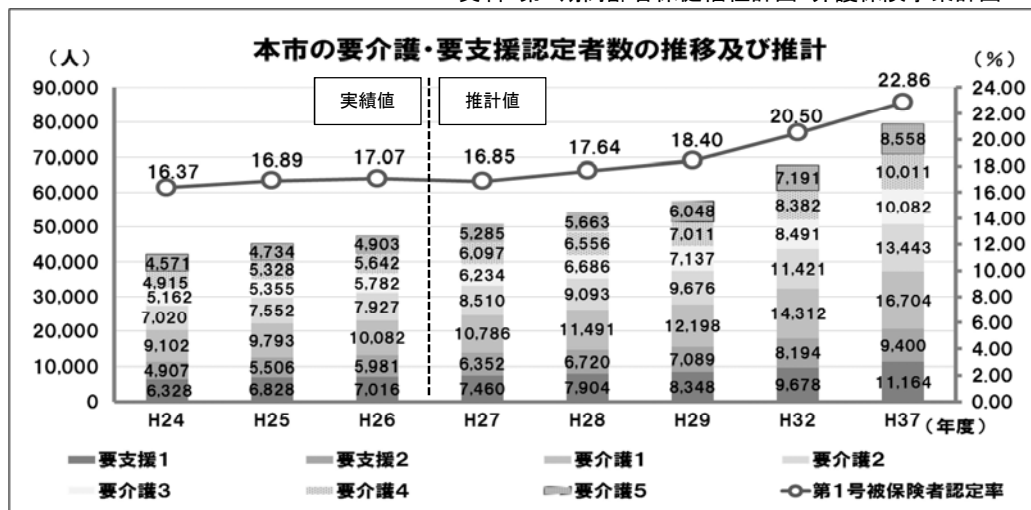
施策1 総合的なケアの推進

施策の概要

- ✓ 団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりを推進します。
- ✓ 高齢者をはじめとする誰もが、地域で生きがいを持ちながら安心して生き生きと暮らし続けられるよう、市民一人ひとりのセルフケア意識の醸成や介護予防の取組の充実、地域の支え合い・助け合いの促進に取り組めます。
- ✓ 身近な地域において保健・福祉・医療などの総合的かつ専門的な支援を効果的に受けることができるよう、さまざまなサービスにつなぐ人材の育成を進めるとともに、区役所や地域包括支援センター、障害者相談支援センター、地域リハビリテーションセンター等の相談支援機能の強化に向けた取組を推進します。
- ✓ 我が国における認知症高齢者の人数は平成24（2012）年に約462万人で、今後、さらに増加し、平成37（2025）年には65歳以上の高齢者のうち、約5人に1人が認知症となる見込みです。こうしたことから、認知症を理解するサポーターの養成や、かかりつけ医に対する研修の充実など、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざします。
- ✓ 複数の慢性疾患を抱えながら在宅で生活する高齢者やその家族等を支えるため、在宅医療を担う人材の育成や市民への普及啓発など、多職種が連携し、医療・介護サービスを一体的に提供する環境づくりに取り組めます。



資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

直接目標

- 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合※ (健康福祉局調べ)	17.07% (平成26年度)	18.40%以下 (平成29年度)	20.50%以下 (平成32年度)	22.86%以下 (平成37年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理解度* (市民アンケート) * 考え方を知っていて、かつ何に 取り組むべきかを理解している こと	10.1% (平成27年度)	16.0%以上 (平成29年度)	32.0%以上 (平成33年度)	42.0%以上 (平成37年度)
在宅チーム医療を担う 人材育成研修の受講者 累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26年度)	750 人以上 (平成29年度)	1,350 人以上 (平成33年度)	1,950 人以上 (平成37年度)
介護予防の取組として、 地域の活動に参加 する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6% (平成25年度)	10.6%以上 (平成28年度)	15.0%以上 (平成31年度)	20.0%以上 (平成37年度)
民生委員児童委員の充 足率 (健康福祉局調べ)	90.5% (平成27年度)	96.2%以上 (平成29年度)	97.2%以上 (平成33年度)	98.2%以上 (平成37年度)
認知症サポーター養成 者数（累計） (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26年度)	35,900 人以上 (平成29年度)	53,900 人以上 (平成33年度)	71,900 人以上 (平成37年度)

※ 要介護・要支援認定者の割合は、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における推計値を用いて、推計値以下とすることを目標としています。

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

計画期間の主な取組

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができるしくみである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な考え方を示す、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定 ●区役所等の推進体制の検討 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の設置・運営(H27 開催数：3回) ●地域包括ケアシステム懇話会の設置・運営(H27 開催数：3回) ●「地域包括ケアシステムポータルサイト」の開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレットの配布等、地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 ●区役所等の推進体制の整備 ●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の運営(開催数：3回) ●地域包括ケアシステム懇話会の運営(開催数：3回) ●「地域包括ケアシステムポータルサイト」の運営 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみの構築 ●介護、医療、健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進
介護予防事業 元気な高齢者を増やすとともに、要支援認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防事業推進体制構築モデル事業」の実施、検証を踏まえた、「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討 ●H28 からの総合事業への円滑な移行に向けた準備 ●二次予防事業のプログラム内容を一体的に提供する「複合型プログラム事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じて多様なサービスを提供するしくみである「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始 ●「総合事業」の充実に向けた、多様なサービス提供主体の参入促進と、地域の担い手づくり及び活動への支援 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防・日常生活支援総合事業」の継続実施
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症介護指導者養成研修(H26 受講者数：3人)、認知症サポート医養成研修(同3人)・フォローアップ研修(同26人)、かかりつけ医研修(同19人)や病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修(同88人)の実施 ●認知症サポーター養成講座の実施(H26 受講者数：6,134人) ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●民間事業者や警察等と連携し、広域的な探索を行う「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施 ●本人・家族のニーズや地域の社会資源の実態等を踏まえた、若年性認知症者対策の検討 ●状態に応じた適切なサービス提供の流れを表す「認知症ケアパス」の作成・普及 ●認知症初期集中支援チームによる取組の実施に向けた検討 ●認知症カフェの普及に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症介護指導者養成研修(受講者数：2人以上)、認知症サポート医養成研修(同3人以上)・フォローアップ研修(同30人以上)、かかりつけ医研修(同50人以上)や病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修(同150人以上)の実施 ●認知症サポーター養成講座の実施(受講者数：4,500人以上) ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施 ●若年性認知症者向けのガイドブック等の作成・普及 ●「認知症ケアパス」の作成・普及 ●認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた訪問などの取組の実施(1区で試行) ●認知症カフェの普及に向けた取組の実施 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症介護指導者養成研修(受講者数：2人以上)、認知症サポート医養成研修(同3人以上)・フォローアップ研修(同30人以上)、かかりつけ医研修(同50人以上)や病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修(同150人以上)の実施 ●認知症サポーター養成講座の実施(受講者数：4,500人以上) ●認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた訪問などの取組の実施(3区で試行) ●認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた訪問などの取組の実施(H30)(全区)

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
在宅医療連携推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養推進協議会の運営（年3回開催） ●地区在宅療養推進協議会の試行実施 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施（H27 実施回数：1回） ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる在宅療養に向けた退院調整や医師のグループ化等の推進 ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進（H27 シンポジウム開催数：1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養推進協議会の運営（3回開催） ●各区における地区在宅療養推進協議会の取組の推進 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施（実施回数：1回） ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる医療と介護の連携に向けたコーディネートの実施 ●在宅療養推進に向けた医療・介護連携のしくみづくり ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進（シンポジウム開催数：1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養推進協議会の運営（3回開催） 	事業推進
福祉センター再編整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 高齢者や障害者の在宅生活の支援を推進するため、地域リハビリテーションセンターや、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等を含む福祉センター跡地活用施設を整備します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉センター跡地活用施設整備基本計画」の改訂 ●運営法人の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営法人の選定 ●整備事業者の募集・選定 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本・実施設計 ●既存建物解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉センター跡地活用施設の完成（H32 予定） ●福祉センター跡地活用施設への南部リハビリテーションセンター整備による、南中北3地域における地域リハビリテーションセンター整備の完了・開所（H32 予定）
地域見守りネットワーク事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者（39事業者）の拡充 ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰（H26 表彰数 8件） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者の拡充（事業者数：全 44） ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ●協力民間事業者の拡充（事業者数：全 49） 	事業推進
災害救助その他援護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害時に高齢者や障害者等の要援護者の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者避難支援制度の広報、対象者の把握、災害時の円滑な支援等の取組の実施 ●二次避難所の整備（H27.10 現在 189 か所） ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給（H26 支給件数 81件） 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者避難支援制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、災害時の円滑な支援等の取組の実施 ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者避難支援制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、災害時の円滑な支援等の取組の実施 	事業推進

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「民生委員の定数に関する条例」の制定 (H26) ●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」による定数充足に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会（民児協）への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 ●民生委員制度創設 100周年記念事業準備への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員制度創設 100周年記念事業実施への支援を通じた、制度の理解促進 	事業推進
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートキーパー養成や、メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座の実施 (H26 実施回数：2回) ●民間事業者や、美容組合等の職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施 (H26 実施回数：15回) ●障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策の推進に関する条例」に基づく、「自殺対策総合推進計画」の策定 (H26) 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な人の悩みに気づき、寄り添い、見守り、解決のきっかけとなる役割を担う、ゲートキーパーの養成や、メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座の実施 (実施回数：3回) ●民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施 (実施回数：20回) ●地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●次期「自殺対策総合推進計画」の策定に向けた取組の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援する「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（H26実施回数：4回） ●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ●障害者虐待防止法に基づく障害者虐待への的確な対応が可能となる研修体制、法的サポート体制の構築（研修実施回数：2回） ●障害者差別解消推進法に基づく取組の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の服務規律である「対応要領」の策定 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（実施回数：4回） ●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催、及び弁護士等による相談支援事業の実施（研修実施回数：2回） ●障害者差別解消推進法に基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・分野別民間事業者向け「対応指針」の広報・周知 ・市民への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組の実施 	事業推進	事業推進

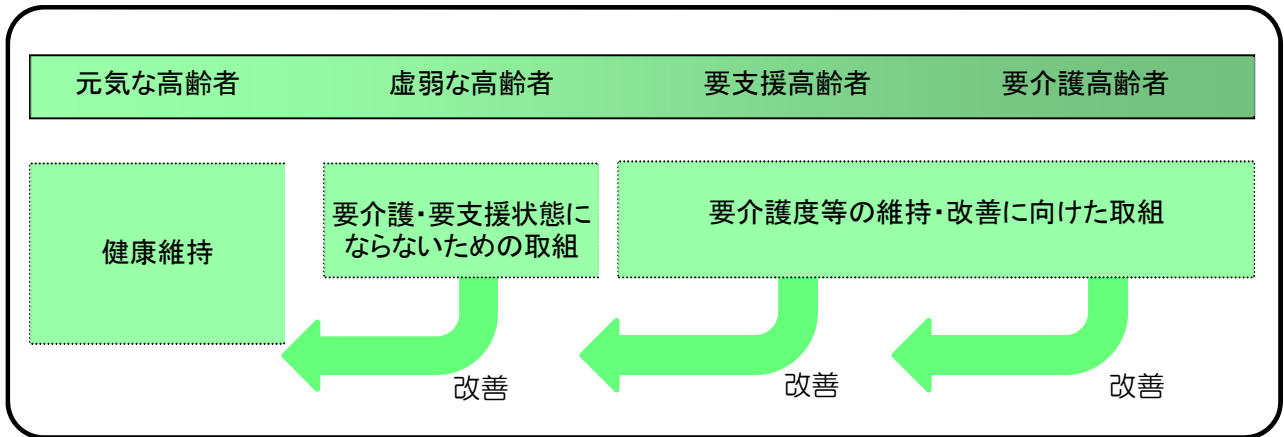
- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

施策2 高齢者福祉サービスの充実

施策の概要

- ✓ 急速な高齢化が進む中、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、在宅での生活を基本とした介護サービスや、在宅での生活が困難となった際に利用できる特別養護老人ホーム等の施設サービスの効果的かつ計画的な整備を進め、高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる質の高い介護サービス基盤の整備を推進します。
- ✓ 介護サービス事業者が提供するサービスの質を適正に評価することにより、要介護度の維持・改善に対する取組意識を高め、無理なく安心して介護サービスを利用できる新たなしくみである「かわさき健幸福寿プロジェクト」を推進することで、介護保険給付費上昇の抑制をめざします。
- ✓ 介護現場では、要介護・要支援認定者の増加に伴う介護人材の不足や定着率の低さが課題となっていることから、福祉・介護に関する普及啓発や介護職のイメージアップにより新たな人材の掘り起こしを図るとともに、有資格者への就労支援や介護職員の定着に向けた職場環境の改善支援等に取り組みます。

「健幸福寿プロジェクト」 要介護度維持・改善の取組のイメージ



資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

直接目標

- 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	10,380 人/年 (平成27年度)	19,668 人/年 以上 (平成29年度)	26,340 人/年 以上 (平成32年度)	36,554 人/年 以上 (平成37年度)
現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	94.3% (平成25年度)	94.3%以上 (平成28年度)	94.3%以上 (平成31年度)	94.3%以上 (平成37年度)
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率) (健康福祉局調べ)	維持 63.9% 改善 16.7% (平成27年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成29年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成33年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成37年度)
介護人材の不足感(介護人材の確保・定着に関する実態調査)	75.7% (平成25年度)	74%以下 (平成28年度)	72%以下 (平成31年度)	70%以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援(H27参加者数:56人) ●福祉人材確保に向けた事業者の支援(H27就職相談会参加者数:385人) ●人材開発研修センターによる研修の実施(H26実施回数:67回) ●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進(H26就労実績:59人) ●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援(参加者数:45人以上) ●福祉人材確保に向けた事業者の支援(就職相談会参加者数:280人以上) ●人材開発研修センターによる研修の実施(実施回数:62回以上) ●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進(就労目標:50人以上) ●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発 	→ → → → →	<ul style="list-style-type: none"> ●人材開発研修センターの福祉センター跡地活用施設への移転(H33予定)及び研修機会の充実

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (H27 開所：104 床) ・宮前区野川地区 (累計：4,212 床) ●福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホームの整備の検討 ●介護付有料老人ホームの整備 (H27.4 の定員数：7,050 名) ・H27 整備 2 か所 135 名増 ●認知症高齢者グループホームの整備 (H27.4 のユニット数：201 ユニット) (H27 整備：1 か所 2 ユニット) ●介護老人保健施設の整備 (H27.4 の定員数：2,281 名) ●地域密着型サービスの充実 ・H27.4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数：11 か所 ・H27.4 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所数：46 か所 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (H28 開所予定：220 床) ・川崎区境町地区 ・麻生区王禅寺東地区 (累計：4,432 床) ●福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホームの整備推進 ●介護付有料老人ホームの整備 (H30.3 の定員数：7,425 名) ・H29 までに 240 名増 ●認知症高齢者グループホームの整備 (H30.3 のユニット数：247 ユニット) ・H29 までに 22 か所 44 ユニット増 ●地域密着型サービスの充実 (H29 までに) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備数：7 か所 ・(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所整備数：23 か所 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導の体制整備及び適正実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホームの整備 (H29 開所予定：316 床) ・麻生区東百合丘地区 ・高津区久末地区 等 (累計：4,748 床) 	<ul style="list-style-type: none"> ●開設 (H32 予定)
ひとり暮らし支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員の協力によるひとり暮らし高齢者等の状況把握や安否確認等の、地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターを中心とした、地域特性に応じた市民主体の見守り体制の構築の推進 ●緊急通報システムの運用 ●福祉電話相談の実施及び事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守り体制の構築に向け、他都市事例の情報提供など取組支援の実施 ●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の段階的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> → → → 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
介護保険事業 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるように、介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施 ●「第6期介護保険事業計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施 	→ → <ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める、「第7期介護保険事業計画」の策定 	事業推進
かわさき健幸福寿プロジェクト 要介護度の維持・改善を図った事業者に、インセンティブを付与することで、無理なく安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル事業の実施(137事業所)及び検証 ●表彰、公表等インセンティブの具体的な内容の構築 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(2年間のプログラム)(H27・28参加者:32人) ●取組事例発表会の開催(H27:2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト本格実施による要介護度の維持・改善の推進(参加数:200事業所以上) ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(H28・29参加者:50人以上) ●取組事例発表会の開催(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト本格実施による要介護度の維持・改善の推進(参加数:300事業所以上) ●表彰、公表等インセンティブの付与 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(H29・30参加者:50人以上) →	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

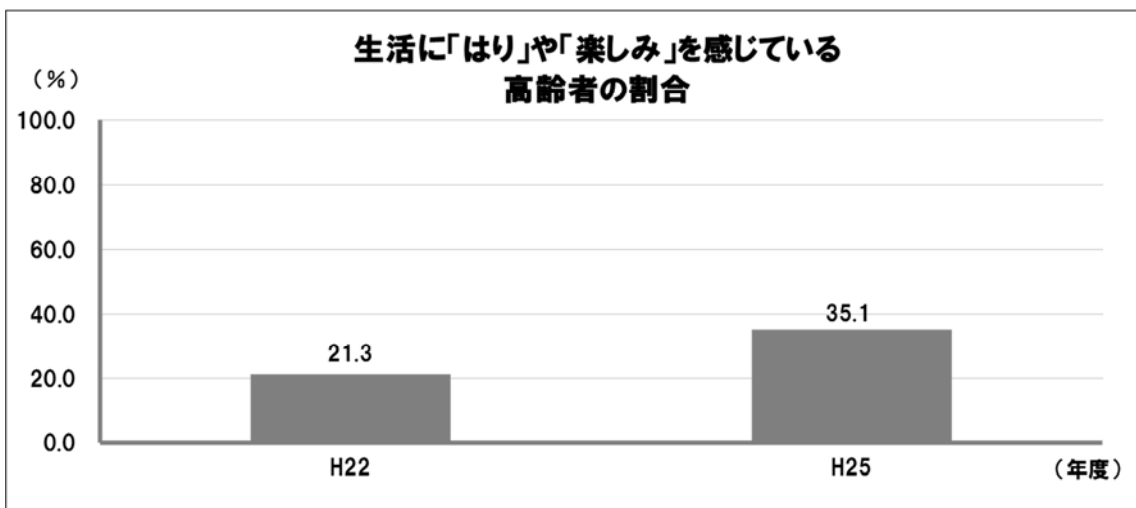
実施計画
【区】

進行管理

施策3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

施策の概要

- ✓ 高齢化がますます進行し、高齢者の孤立化・閉じこもり予防の重要性が増す中、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域で、生き生きと活動できるよう、シルバー人材センター等を通じて、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するとともに、社会参加の促進につながる各種講座等の開催や、地域活動の促進に向けた情報提供の充実、外出の支援等に取り組むことにより、高齢者の生きがい・健康づくりの取組を推進します。
- ✓ 高齢化が進む中では、高齢者が、生きがい・健康づくりなどの地域活動を主体的に行う環境づくりや居場所づくりが必要です。元気な高齢者のふれあいの場や介護予防拠点としての機能を担う「いこいの家」、教養の習得やレクリエーション活動を行う「いきいきセンター」の運営や、「いこいの家」と「こども文化センター」との連携を通じて、高齢者の社会参加の場づくりを支援するとともに、高齢者の更なる生きがいづくりのための多世代交流の場の確保を進めます。



資料：高齢者実態調査



高齢者の地域活動



シルバー人材センターを通じた就業

直接目標

● 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	26.7% (平成25年度)	27.8%以上 (平成28年度)	28.9%以上 (平成31年度)	30.0%以上 (平成37年度)
シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数 (健康福祉局調べ)	2,453 人 (平成25年度)	2,500 人以上 (平成29年度)	2,550 人以上 (平成33年度)	2,600 人以上 (平成37年度)
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	48.1% (平成25年度)	50.0%以上 (平成28年度)	52.5%以上 (平成31年度)	55.0%以上 (平成37年度)
高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25年度)	29 万人以上 (平成29年度)	29.1 万人以上 (平成33年度)	29.2 万人以上 (平成37年度)
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1% (平成25年度)	36%以上 (平成28年度)	37%以上 (平成31年度)	38%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	●高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	●バス優待乗車証の交付など、高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	→	事業推進
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	→	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

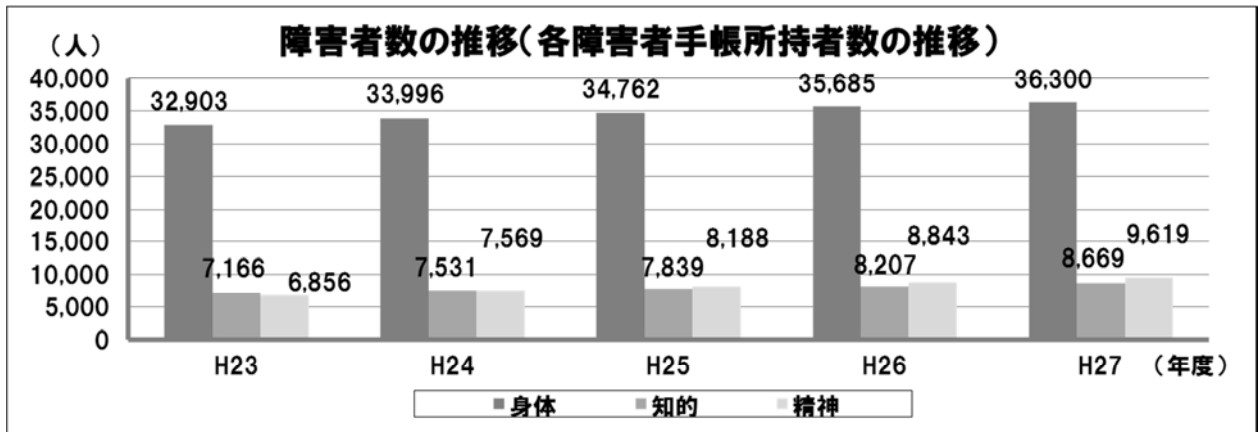
総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア世代の地域社会への参加を支援する「シニアパワーアップ推進事業」の実施 ●生きがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気で生き生きと暮らすための取組を地域全体で進める「介護予防いきいき大作戦」の推進 (H27 講演会開催：1回) ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 (H27 対象者数 4,528人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「シニアパワーアップ推進事業」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発講演会 ・シニア向け講座（傾聴講座（1講座）、パソコン講座（3講座）） ・情報誌の発行（年4回） ●「介護予防いきいき大作戦」の推進（講演会開催：1回） ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 	→	事業推進
いきいきの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いきいきの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいきいきの家 49か所、いきいきセンター7か所の運営 (H26 いきいきの家利用者数：585,213人) ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施 (H27 実施数：5か所) ●等々力緑地再編整備に係る等々力いきいきの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の実施（藤崎・子母口） 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいきいきの家 48か所、いきいきセンター7か所の運営 ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施（実施数：2か所） ●等々力緑地再編整備に係る等々力いきいきの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●中原いきいきセンターにおける指定管理者の選定 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の拡大及び検証（全6か所） ●多世代交流を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりの場や青少年健全育成の場となる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●中原いきいきセンターの中原区・日本医科大学地区への移転 (H35 予定) ●移転・供用開始 (H30 予定)

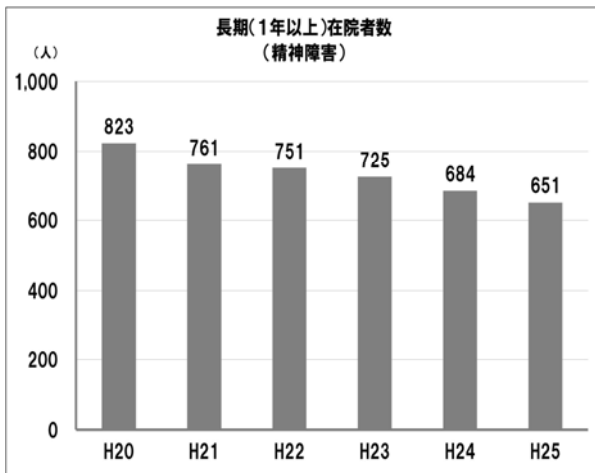
施策4 障害福祉サービスの充実

施策の概要

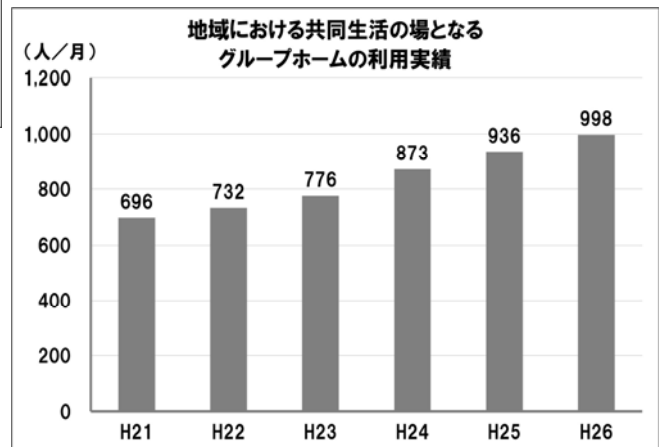
- ✓ 障害者が増加傾向にあり、また発達障害など障害の多様化、高齢化に伴う障害の重度化・重複化が進んでいます。このような状況の中で、障害者が、安心して自立した地域生活を送れるようにするために、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができるしくみづくりが必要になることから、行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージに応じて障害特性に合わせた支援体制を構築します。
- ✓ 地域で暮らす中・重度の障害者に対して、生活介護サービスを提供する通所施設や介護者の負担軽減を図る短期入所を整備するほか、「親なき後」を見据えた障害者の地域における住まいとしてグループホームを計画的に整備し、障害者の地域生活を支援する取組を推進します。



資料:健康福祉局調べ



資料:健康福祉局調べ



資料:健康福祉局調べ

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

直接目標

● 障害者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人/月 (平成26年度)	4,865 人/月以上 (平成29年度)	5,094 人/月以上 (平成33年度)	5,333 人/月以上 (平成37年度)
グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	998 人/月 (平成26年度)	1,331 人/月以上 (平成29年度)	1,669 人/月以上 (平成33年度)	2,093 人/月以上 (平成37年度)
長期(1年以上)在院者数(精神障害) (健康福祉局調べ)	651 人 (平成25年度)	561 人以下 (平成29年度)	462 人以下 (平成33年度)	364 人以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者入所施設、通所事業所等の整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備 (H27.4 生活介護 事業所数：全 59) <ul style="list-style-type: none"> ・幸区(開所) ・高津区(開所) ・宮前区(開所) ・川崎区建築工事 ・その他の区への整備の検討 ●「第2期障害者通所事業所整備計画」の策定 ●老朽化した障害者施設の現況調査等の実施 ●サービスの質を確保するための監査指導体制の検討 ●福祉センター跡地活用施設における障害者入所施設の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備 (H28.4 生活介護 事業所数：全 60) <ul style="list-style-type: none"> ・中原区(平間配水所用地)整備手法検討 ・川崎区(開所) ・その他の区への整備の検討 ●老朽化した障害者施設の建替え等支援策の検討 ●サービスの質を確保するための監査指導の体制整備及び適正実施 ●福祉センター跡地活用施設における障害者入所施設の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備 (H29.4 生活介護 事業所数：全 62) <ul style="list-style-type: none"> ・中原区(平間配水所用地)設計 ・その他の区への整備の検討 ●サービスの質を確保するための監査指導の適正実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中原区開所 (H31 予定) ●開設 (H32 予定)
障害者日常生活支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ●精神障害者への地域移行支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会(年2回)、協議会(年6回)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ●中部リハビリテーションセンターと連携した、精神障害者への地域移行支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスの質を確保するための監査指導の適正実施 	事業推進

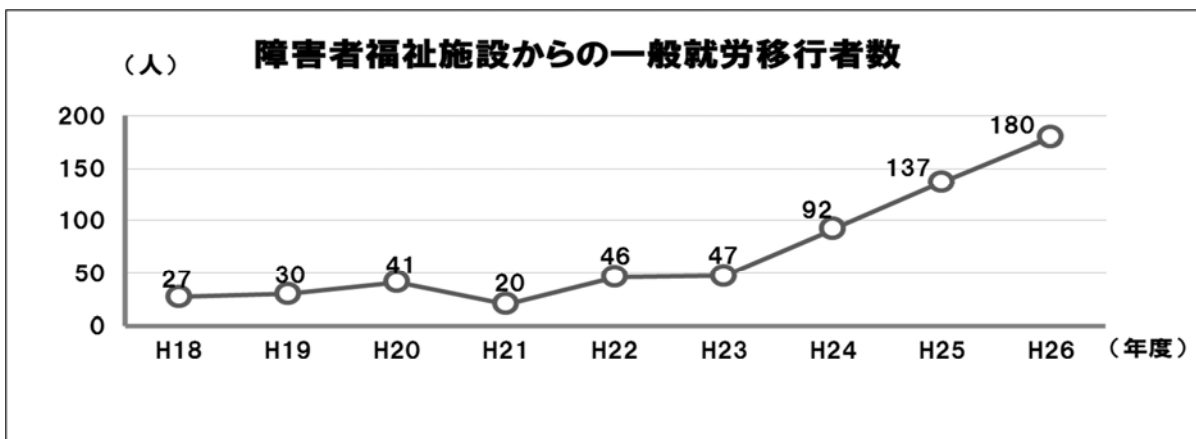
事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害児施設事業 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害(児)福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(H27.4 事業所数：41) 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(事業所数：2 事業所指定 計 43) 	→	事業推進
障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 	→ →	事業推進

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

施策5 障害者の自立支援と社会参加の促進

施策の概要

- ✓ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ✓ 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者スポーツに関する専門スタッフを配置した団体の育成等、障害者が身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めます。
- ✓ 市民、団体、企業等と連携しながら、さまざまなイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図るなど、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。



資料：健康福祉局調べ



さまざまな職場で働く障害者

市障害者スポーツ大会



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

● 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの 一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	180 人 (平成26年度)	214 人以上 (平成29年度)	250 人以上 (平成33年度)	300 人以上 (平成37年度)
市障害者スポーツ大会 競技参加者数 (健康福祉局調べ)	359 人 (平成26年度)	383 人以上 (平成29年度)	415 人以上 (平成33年度)	447 人以上 (平成37年度)
障害者が社会参加しや すいまちだと思ふ市民 の割合 (市民アンケート)	30% (平成27年度)	31%以上 (平成29年度)	33%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
障害者就労支援事業 さまざまな主体との協働による働く意欲の向上や雇用先の拡充などの取組を通じて、障害者の就労の機会拡大に向けた取組を進めます。	●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施(職場インターン H26実績:23件40人) ●スポーツやエンターテイメントの場における就労体験の実施(H26実績:11件136人) ●企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施 ●障害者の安定就労と働きやすい職場環境づくりをめざす、職場定着支援プログラム(K-S T E Pプロジェクト)の実施 ●就労支援機関向け人材育成研修の実施(H27実績:スキルアップ研修3回、法改正等に伴う研修2回) ●障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉施設事業所の工賃向上に向けた取組の実施	●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施(職場インターン:20件40人以上) ●スポーツやエンターテイメントの場における就労体験の実施(30件500人以上) ●企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施 ●障害者の安定就労と働きやすい職場環境づくりをめざす、職場定着支援プログラム(K-S T E Pプロジェクト)の実施 ●就労支援機関向け人材育成研修の実施(実施回数:スキルアップ研修3回) ●障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉施設事業所の工賃向上に向けた取組の実施	→	→	→
	→	→	→	→	→
	→	→	→	→	→
	→	→	→	→	→
	→	→	→	→	→
	→	→	→	→	→

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

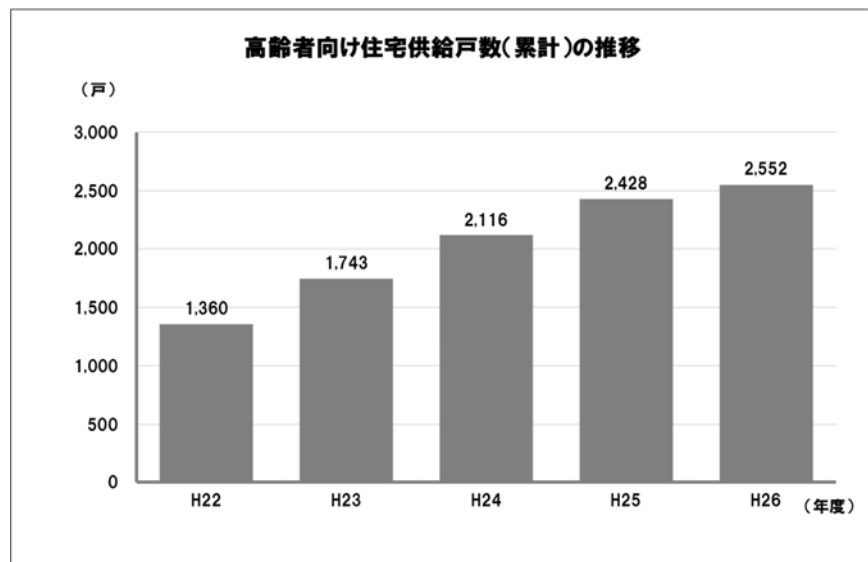
- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害者社会参加促進事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者社会参加推進協議会の実施 (H27: 2回) ●障害者週間記念のつどいの開催 (H27 開催数: 1回) ●障害者スポーツ大会の開催 (競技数: 6) ●障害者作品展の開催 (H27 開催数: 1回) ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 (H26 参加者数: 3,474人) ●障害者スポーツ協会の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者社会参加推進協議会の実施 ●障害者週間記念のつどいの開催 (開催数: 1回) ●障害者スポーツ大会の開催 (競技数: 6) ●障害者作品展の開催 (開催数: 1回) ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 (参加者数: 3,606人) ●障害者スポーツ協会の運営支援 ●障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツ振興に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 (参加者数: 3,672人) → → 	<ul style="list-style-type: none"> ●パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツ振興の取組の推進
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●バス乗車券（ふれあいフリーバス）の交付 (H26 交付者数: 16,116人) ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 (H26 交付者数: 10,003人) ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ●バス乗車券（ふれあいフリーバス）の交付 ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行 	<ul style="list-style-type: none"> → → → 	事業推進

施策6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

施策の概要

- ✓ 高齢者から子育て世帯まで誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上を図るため、住宅の質の向上や既存住宅ストックの再生・利活用、市場流通の円滑化に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、市民に届きやすい住まいの情報提供の充実や、民間事業者による多様な住宅の供給促進などの住宅施策の推進に取り組みます。
- ✓ 医療・介護など福祉に関する制度が次々と改革され、高齢者をはじめとする市民の住まい・住まい方が多様化していることから、本市の住宅政策のあり方を示す「住宅基本計画」を改定し、社会経済状況の変化や、多様化する市民ニーズに適切に対応する住宅施策の推進に取り組みます。
- ✓ 今後の超高齢社会における市営住宅のあり方を示すために「市営住宅等ストック活用計画」を改定し、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給だけでなく、地域包括ケアシステムを構築する中での住宅の役割を明確にし、時代の要請に即した有効活用を図ります。また、公営住宅だけでなく民間住宅も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組みます。



資料：まちづくり局調べ



リノベーション前



リノベーション後

既存住宅のリノベーション実施例

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

- それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (住生活総合調査)	73% (平成25年度)	⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数※に対する割合 (住宅・土地統計調査)	2.2% (平成25年度)	⇒	3.2%以上 (平成30年度)	4.5%以上 (平成35年度)
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅団地(100戸以上※※)の割合 (まちづくり局調べ)	17% (平成26年度)	24%以上 (平成29年度)	26%以上 (平成33年度)	28%以上 (平成37年度)

※ 住宅ストック戸数：市内にある住宅の総戸数（平成25年度：約753,000戸）

※※ 施設の併設等には、一定以上の規模を要することから100戸以上の市営住宅を対象としています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導を行うための施策立案や調査等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」の改定に向けた検討 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析 ●既存住宅流通促進モデル事業の実施・検証 ●サンプル調査を踏まえた空き家利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」の改定 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析 ●リノベーション（建物の機能更新）等による高経年化した既存住宅地の再生に向けた協議・調整 ●「空き家の利活用に関する計画」の策定 ●「空き家再生等推進事業」を活用した事業方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」に基づく取組の推進 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査結果等の公表（「川崎市の住宅事情2016」の発行） ●リノベーション等による高経年化した既存住宅地の再生に向けた取組の検討 ●「空き家の利活用に関する計画」に基づく取組の推進 ●「空き家再生等推進事業」を活用したモデル事業の展開 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高齢者等に適した住宅供給推進事業 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世代から高齢者までの多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者居住安定確保計画」に基づく取組の推進 ●医療・介護との連携や既存ストックの活用を考慮した高齢者向け賃貸住宅制度の検討 ●高齢者向け賃貸住宅の供給促進 (H26: 124 戸) ●子育て世帯向け住宅の供給促進に向けた、「子育て等あんしんマンションの認定制度」の改定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けた検討 ●医療・介護サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の適正誘導 ●既存ストックを活用した「高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅制度」の構築 ●高齢者向け賃貸住宅の供給促進(年 240 戸以上) ●「子育て等あんしんマンション認定制度」の改定 ●「子育て等あんしんマンション認定制度」を活用した子育て等あんしんマンションの認定の促進(年 4 件以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者居住安定確保計画」の改定 ●既存ストックの活用を含む「高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅制度」を活用した賃貸住宅の供給促進(年 250 戸以上) 	事業推進
住情報提供推進事業 総合的な住宅窓口相談の実施や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談 (H26 相談件数: 511 件) ・住まいに関する既存相談窓口の再構築に向けた検討 ●高齢者の住み替え等に関する相談体制の検討 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催 (H27: 4 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅のリフォームや、マンション管理に関する新たな相談窓口の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営(相談件数: 700 件以上) ●高齢者の住み替えや空き家の利活用等に関する新たな相談体制の構築・運営(相談件数 年 100 件以上) ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催(参加者数 年 100 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存ストックの活用を含む「高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅制度」を活用した賃貸住宅の供給促進(年 250 戸以上) 	事業推進
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保証人がいない高齢者等に対し、市が指定する保証会社を利用することで入居支援する居住支援制度の推進 ●不動産や福祉関係団体等との連携に向けた手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援制度の推進(支援件数 年 240 件以上) ●不動産や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットフォーム「居住支援協議会」の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●「居住支援協議会」による住居支援・入居後の生活支援等の推進 	事業推進
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替え等の実施や、地域包括ケアシステムと連携した市営住宅の活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定に向けた検討 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施 (H26: 3 棟建替え完了) ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●「地域包括ケアシステム」と「住宅基本計画」の市営住宅のあり方の検討状況を踏まえたモデル的事業の実施(小向・南平住宅) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな「住宅基本計画」の考え方に基づく「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施(着手 5 棟、完了 4 棟) ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●「地域包括ケアシステム」と連携した市営住宅活用の推進(1 団地) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく取組の推進 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施(完了 7 棟) ●「地域包括ケアシステム」と連携した市営住宅活用の推進(2 団地) 	事業推進

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

施策7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策の概要

- ✓ 健康志向の高まりなどにより、健康づくりに関する知識の理解は進んでいますが、健康的な生活習慣の形成をより一層促進するためには、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりが重要です。そのため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの促進を図るなど、地域団体・NPO法人・企業等の多様な主体と協働しながら生き生きと暮らすための健康づくりに向けた取組を推進します。
- ✓ 近年、ライフスタイルの変化等により、栄養の偏りや食生活の乱れ、生活習慣病の増加等の問題が深刻化していることから、乳幼児期からの健全な食習慣・良好な生活習慣の定着、食育イベント等を通じた普及・啓発など、幼稚園、保育所、学校、食育関連団体、企業等と連携した食育の取組を推進します。
- ✓ 日本人の3人に1人が、がんで亡くなっているなど、国民病ともいうべき、「がん」の早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率の向上を図る必要があります。総合的な視点からのがん対策を見据え、生活習慣の改善等がんにならないための取組とともに、がん検診等に関するコールセンターの設置、企業等との連携による普及啓発など、受診率の向上に向けて検診を促す取組を推進します。
- ✓ 「歯と口の健康」は、健康的で質の高い生活を送る上で、基礎的かつ重要なものです。市民の主体的な歯と口の健康づくりを促進するため、普及啓発等、歯科口腔保健の取組を進めます。

本市のがん検診の受診率の推移

	平成22年度		平成25年度
肺がん	24.4%	+20.1	44.5%
大腸がん	25.3%	+15.2	40.5%
胃がん	34.2%	+8.0	42.2%
子宮がん	39.2%	+6.9	46.1%
乳がん	41.2%	+4.9	46.1%

資料：国民生活基礎調査



地域における健康づくり活動

直接目標

健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主観的健康観※1（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合） （健康意識実態調査）	男性 73.7% 女性 76.8% （平成23年度）	男性 75.5% 以上 女性 78.5% 以上 （平成28年度）	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （平成33年度）	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （平成38年度）
特定健康診査実施率※2 特定保健指導実施率 （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	24.5% 6.0% （平成26年度）	33% 以上 22% 以上 （平成29年度）	33% 以上 22% 以上 （平成33年度）	33% 以上 22% 以上 （平成37年度）
がん検診受診率 （国民生活基礎調査（厚生労働省））	肺がん 44.5% 大腸がん 40.5% 胃がん 42.2% 子宮がん 46.1% 乳がん 46.1% （平成25年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 45% 以上 胃がん 45% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成28年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成33年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成37年度）
40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険） （健康福祉局調べ）	3.1% （平成26年度）	3.0% 以下 （平成29年度）	3.0% 以下 （平成33年度）	3.0% 以下 （平成36年度）
食に関する地域での活動に参加する人の割合 （食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）	食育に関する地域活動参加 38.3% （平成24年度） 食生活改善推進員数 3,862 人 （平成26年度）	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100 人以上 （平成29年度）	食育に関する地域活動参加 40% 以上 （平成32年度） 食生活改善推進員数 4,300 人以上 （平成33年度）	食育に関する地域活動参加 41% 以上 （平成37年度） 食生活改善推進員数 4,500 人以上 （平成37年度）

※1 主観的健康観については、国の「健康寿命」の算出状況等を踏まえ、第2期実施計画以降、引き続き適切な指標を検討します。

※2 特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率については、第3期特定健康診査等実施計画の策定にあわせて、目標値を見直します。

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの開発 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置(H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの導入 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●がん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の実施 ●包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等、がんに対する意識向上の取組の実施 	→	事業推進
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の実施等、生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●若年層への生活習慣病対策の検討 ●企業等と連携したイベント実施や広報等効果的な普及啓発の実施 ●個別アプローチ等の生活習慣病重症化予防の取組の試行実施(幸区)(H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や地域活動団体等と連携した生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●職域保健や企業等と連携した若年層への生活習慣病対策の広報等の取組の実施 ●企業等と連携したイベント実施や広報等効果的な普及啓発の実施 ●試行実施を踏まえた個別アプローチ等の生活習慣病重症化予防の取組の実施(全区) ●働き盛り世代の健康づくりを担う職域保健と連携した生活習慣病予防等健康づくりの取組の実施 	→	事業推進
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●歯科口腔保健に関する各種事業やホームページ・チラシ等を活用した普及啓発の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●歯科口腔保健に関する各種事業やホームページ・チラシ等を活用した普及啓発の取組の実施 ●若い世代の口腔保健向上に向けた効果的な普及啓発についての検討・調整 	→	事業推進
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期食育推進計画」に基づく取組の推進 ●市民、食育関連団体、企業等、さまざまな主体との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発(H26 イベント等開催実績：3,259回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期食育推進計画」に基づく、人材育成や普及啓発等の取組の推進 ●「第4期食育推進計画」の策定 ●市民、食育関連団体、企業等、さまざまな主体との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発 	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民健康保険特定健康診査等事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2期特定健康診査等実施計画」に基づく取組の推進 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置(H27) ●被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に向けた保健事業の実施計画である、「データヘルス計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2期特定健康診査等実施計画」に基づく、特定健康診査・特定保健指導及び実施率向上に向けた受診勧奨等の取組の実施 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●「データヘルス計画」に基づく効率的・効果的な保健事業の実施 	<div style="text-align: center;">→</div>	事業推進
			<div style="text-align: center;">→</div>	
			<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期特定健康診査等実施計画」の策定 	

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

コラム④

みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

「超高齢社会においても生き生きと暮らし続けることができる地域の 支え合いのために」

背景

10年後の平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、川崎市民の3人に1人が高齢者となります。超高齢社会を迎えて、成熟化した社会の中で誰もが生きがいを持って幸せに暮らしていくためには、地域でお互い助け合うしくみが必要となります。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 地域の高齢世代同士や世代間で支え合うためには、支援が必要になる前から近所の人たちとの顔の見える人間関係をつくるのが大切です。挨拶や声掛けから始めて、地域に知り合いや友達をつくりましょう。
- 町内会などの地域活動や社会貢献活動など、地域にはシニア世代の「出番」がたくさんありますので、どんどん参加しましょう。高齢者になっても元気なうちは、これまで培ってきたスキルや経験を活かして、「地域の担い手」になりましょう。
- シニア世代には仕事や子育てで培った知識・経験があります。こども・若者も含めた多世代交流を通じて、地域で次世代を育成し、世代間交流による支え合いを大切にしましょう。
- 一人一人がいつまでも元気で暮らすために、外出する機会を増やして積極的に人と交流しましょう。また、できるだけ徒歩で移動するなど、生活の中に適度な運動を取り入れましょう。



※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきたいと思います。」という市民委員の願いがこもったものです。

コラム⑤

みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（暮らし）

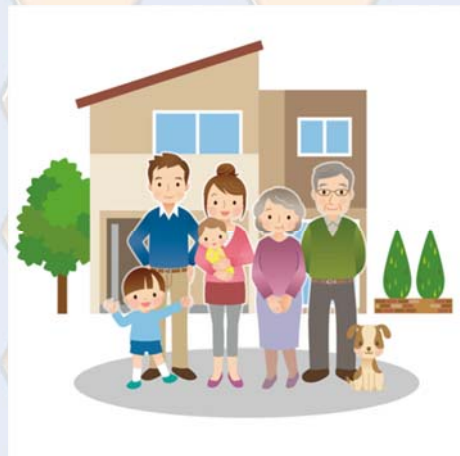
背景

川崎市においても、家族構成人数が多い子育て世帯が狭い住宅に、単身もしくは夫婦世帯の高齢者が広い住宅に住むという、いわゆるミスマッチが生じていると言われていいます。豊かな暮らしを実現するためには、年齢を重ねるごとに変化していくライフスタイルや、体の状態に合わせて、住まいを選ぶことも重要です。このような住まいの課題は、税制を始めとする制度や安心できる施策などの公助の取組、さらに不動産流通などの事業者の取組などを総合的に進めていく必要があります。自助の取組だけで解決することは困難ですが、少しずつ市民一人ひとりの意識を変えていくことも大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- いつまでも住み慣れた家で暮らしたいという方も多いと思います。しかし、子どもの独立で夫婦2人だけで広い家を持て余すようになった、階段や段差の昇り降りが辛くなった、家が老朽化してきた、といったことを感じたら、ライフステージに合わせた住み替えを考えてもいいかもしれません。よりポジティブにシニアライフを送るためには、持ち家にこだわらずに、バリアフリーで、もう少しコンパクトで、交通利便性の良いところへ住み替えるという意識の改革が必要です。
- 地域で孤立してしまうことがないように、近所に友達をつくったり、地域の集まりに参加してみたり、まちなかのちょっとした空間で地域交流するなど、近くに住む人とのゆるやかなネットワークを大切にしましょう。
- 高齢になったら、親子での「同居」が難しくても、できれば「近居」することで、祖父母は孫の成長を見守り、孫は祖父母の介護を支えるなど、多世代がゆるやかにつながりながら、安心した生活を送りましょう。



※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。



政策1-5 確かな暮らしを支える

政策の方向性

- ✓ 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- ✓ 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	20%以上

施策の体系

政策1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

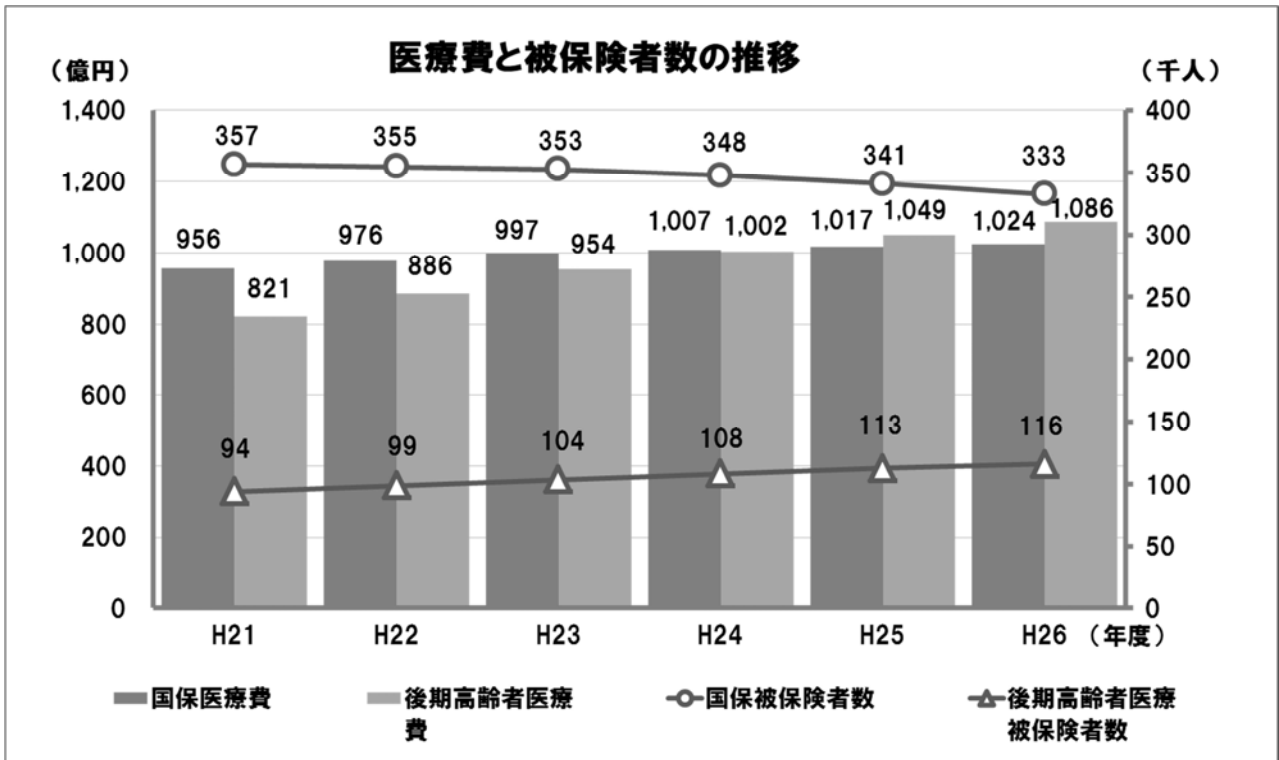
総論

基本
構想基本
計画10年
戦略実施
計画
【政策体
系別】実施
計画
【区】進行
管理

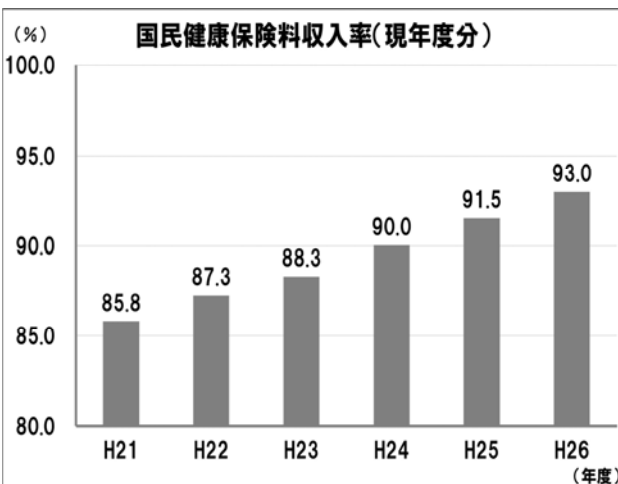
施策1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策の概要

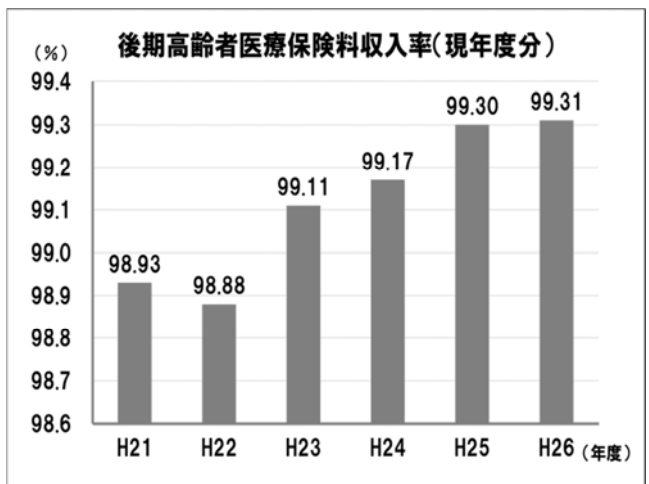
- ✓ 国民健康保険や後期高齢者医療制度については、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、医療費が増加傾向にあることから、特定健康診査・特定保健指導の実施や診療報酬明細書の点検など、医療費の適正化に取り組むとともに、保険料の収納対策を強化し、保険料収入率の向上や未納となっている保険料の縮減を図ることで、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。
- ✓ 障害者が安心して日々の生活を送れるように、重度障害者など医療費助成制度対象者への経済負担の軽減等の支援が求められる一方で、障害者の増加や多様化に対応した市の医療費助成制度のあり方が課題となっています。より多くの障害者の暮らしの安心を支えるため、受益と負担の適正化などを考慮しながら、持続可能で安定的な給付制度の構築を進めます。



資料: 健康福祉局調べ



資料: 健康福祉局調べ



資料: 健康福祉局調べ

直接目標

- 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 92.96% 【収入未済額】 67億5,319万円 (平成26年度)	【現年度分】 93.8%以上 【収入未済額】 50億円以下 (平成29年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成33年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成37年度)
後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 99.31% 【収入未済額】 9,737万円 (平成26年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成29年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成33年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定的に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	→ → → →	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 (法改正に伴う国民健康保険財政運営の都道府県単位化等 (H30 予定))

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

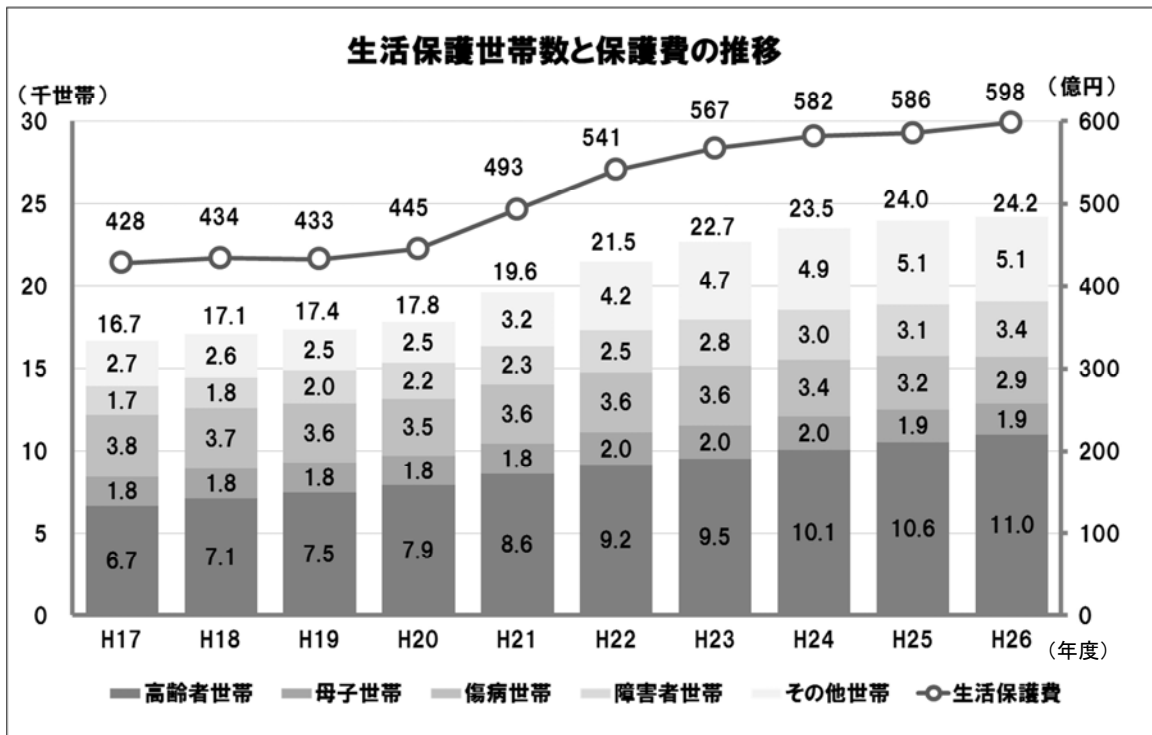
総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民健康保険料等 収納業務 国民健康保険料の滞 納整理を強化し、収入 を確保するとともに、 収入未済額の縮減を 推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間委託による全市域での訪問収納の実施など、保険料収納対策の推進 ●収納業務の適正な執行体制の構築に向けた検討 ●保険料負担の偏りを改善するための賦課方式・賦課割合等の見直しの実施（H26） 	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間活力の効率的な運用や口座振替納付の推奨等の実施 ●適正な執行体制の構築による効果的な収納業務の実施 	→	事業推進
後期高齢者医療事 業 75 歳以上の高齢者等 に対し、広域連合によ る独立した医療制度 等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	→	事業推進
障害者等医療費支 給事業 医療費の一部を助成 し、重度障害者の保健 の向上及び福祉の増 進を推進します。	●重度障害者医療費の助成	●重度障害者医療費の助成	→	事業推進
成人ぜん息患者医 療費助成事業 成人の気管支ぜん息 患者に係る医療費の 一部を助成すること により、健康の回復と福 祉の増進を図ります。	●医療費自己負担の一部助成	●医療費自己負担の一部助成	→	事業推進

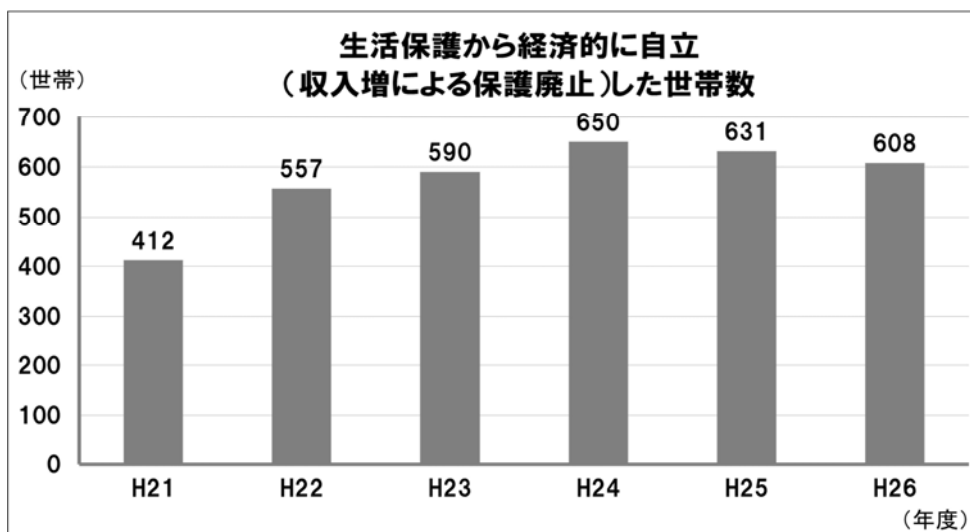
施策2 自立生活に向けた取組の推進

施策の概要

- ✓ 生活保護受給世帯の数が年々増加傾向にある中、セーフティネットとして持続可能な生活保護制度を維持するため、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障するとともに、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。
- ✓ 解雇や倒産による離職などにより、生活保護を受けることとなった方の自立を一人でも多く促す必要があることから、個々の能力を最大限に活かせるよう、就労支援の取組を進めるとともに、「貧困の連鎖」対策として、生活保護家庭への学習支援による高等学校への進学を推進します。
- ✓ 生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、社会的経済的に自立ができるよう、「生活自立・仕事相談センター（だい）JOBセンター」において、相談者の状況に応じた就労・生活支援の取組を推進します。



資料：健康福祉局調べ



資料：健康福祉局調べ

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

- 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数（健康福祉局調べ）	608 世帯 (平成26年度)	650 世帯以上 (平成29年度)	650 世帯以上 (平成33年度)	650 世帯以上 (平成37年度)
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率（健康福祉局調べ）	99% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護家庭への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施（8か所・中学3年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭の中学生への学習支援の実施（8か所・中学1年生から3年生） 	→	事業推進
生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた、必要な治療行為や年金等の収入確保への支援の実施 ●必要な方に確実に支給されるよう漏給防止の取組、及び厳格な調査・判定により要件を欠く者には支給しない濫給防止の取組等による適正実施の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた、必要な治療行為や年金等の収入確保への支援の実施 ●漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保 	→	事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 	→	事業推進

政策1-6 市民の健康を守る

政策の方向性

- ✓ 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- ✓ 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	60%以上

施策の体系

政策1-6 市民の健康を守る

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

総論

基本
構想

基本
計画

10年
戦略

実施
計画
【政策体
系別】

実施
計画
【区】

進行
管理

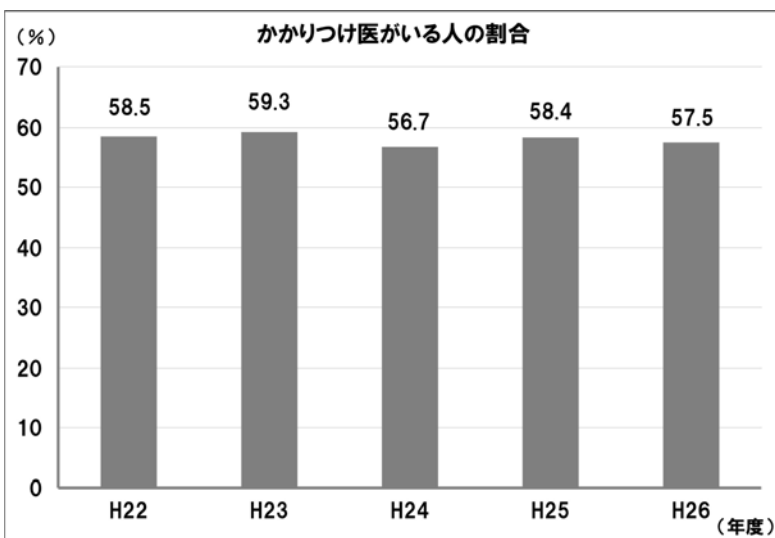
施策1 医療供給体制の充実・強化

施策の概要

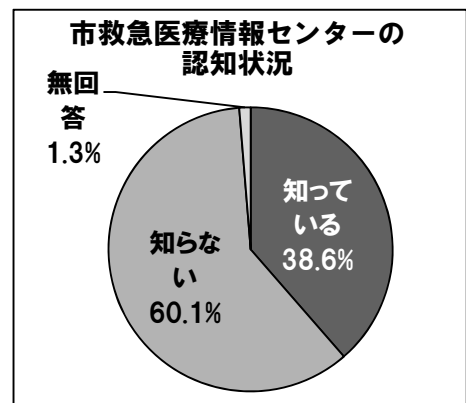
- ✓ 住み慣れた地域ですこやかに暮らせる医療環境の整備に向け、病院や診療所など地域の医療機関が機能を分担し、連携することで地域の医療供給体制の充実を図るとともに、誰にでも状況に応じた適切な医療が提供されるよう積極的な情報発信等に取り組みます。また、出産年齢の高齢化等により需要が見込まれる周産期医療及び小児救急医療体制を含めた、総合的な救急医療体制の充実を図ります。
- ✓ 大規模災害の発生時には、ひとりでも多くの市民の命を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することが必要です。川崎DMAT（災害医療派遣チーム）や災害医療コーディネーターなどが、それぞれの役割の中で十分に機能を発揮できる災害時医療救護体制の構築に向けた取組を推進します。
- ✓ 医療技術の進歩による医療の高度化等に対応するため、資質の高い看護職員を養成するとともに、看護人材の市内医療機関への定着促進を図ります。
- ✓ 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等により、今後も救急需要の高まりが見込まれることから、高度な救急救命処置が行える救急救命士を養成し、病院に到着するまでの救護体制の確保を図るとともに、救急車の適正利用に向けた広報や救急隊の適正配置などを行い、救急搬送時間の短縮に取り組みます。



新生児集中治療管理室(NICU)の様子



資料: 休日急患診療所患者統計



資料: 平成 22 年度

かわさき市民アンケート報告書

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進化管理

直接目標

いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
かかりつけ医がいる人の割合 (休日急患診療所患者統計)	57.5% (平成26年度)	58%以上 (平成29年度)	59%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合 (平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	86.9% (平成27年度)	87%以上 (平成29年度)	88%以上 (平成33年度)	90%以上 (平成37年度)
川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	130人 (平成26年度)	170人以上 (平成29年度)	250人以上 (平成33年度)	350人以上 (平成37年度)
救急搬送者の医療機関までの平均搬送時間 【うち救急車の現場到着時間】 (消防局調べ)	42.6分 【8.4分】 (平成26年度)	42.6分以下 【8.4分以下】 (平成29年度)	42.6分以下 【8.4分以下】 (平成33年度)	40.0分以下 【8.0分以下】 (平成37年度)
救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	31.4% (平成26年度)	32.1%以上 (平成29年度)	33.0%以上 (平成33年度)	33.9%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会において重要事項を調査審議するとともに、病院と診療所等の機能分担による医療機関の連携を推進するなど、地域医療の充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域医療計画」に基づく、地域医療環境の充実にに向けた取組の推進 ●地域医療審議会の運営(H26開催：2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●病床の機能別整備を進め、良好な医療供給体制を確保するなど、「地域医療計画」に基づく地域医療環境の充実にに向けた取組の推進 ●地域医療審議会の運営 	●次期「地域医療計画」の策定	事業推進
災害時医療救護対策事業 災害発生時に、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時の医療体制の整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護マニュアル改訂等、実効性のある災害時医療体制の整備 ●川崎DMAT隊員養成研修の実施(年1回) ●備蓄医薬品の更新・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各病院の役割の明確化や、医療救護所の整備等について災害医療コーディネーターと連携するなど、実効性のある災害時医療体制の整備 ●川崎DMAT隊員養成研修の実施(年1回) ●備蓄医薬品の更新・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●会議や訓練等を通じた災害時医療体制の検証 	事業推進

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
救急医療体制確保対策事業 小児救急や周産期救急等の救急医療体制の安定した運営を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ●総合（地域）周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ●休日急患診療所の医師会による自主事業化に向けた取組の調整 ●歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ●救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ●総合（地域）周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ●休日急患診療所の医師会による自主事業化に向けた取組の推進 ●歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ●救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営 	●休日急患診療所の医師会による自主事業化の実施	事業推進
医務・薬務事業 医療機関及び薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ●病院及び有床診療所等への立入検査の実施（H26 実施回数：41 回） ●医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ●医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施 ●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施（H26 実施回数：147 回） ●危険ドラッグに関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院及び有床診療所等への立入検査の実施（実施回数 41 回以上） ●医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ●医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施 ●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施（実施回数：150 回以上） ●危険ドラッグに関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 	●病院及び有床診療所等への立入検査の実施	事業推進
看護師確保対策事業 民間養成施設への支援などを実施し、資質の高い看護職員の養成を支援するとともに、看護人材の市内医療施設への確保・定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師養成施設の運営支援 ●看護師等修学資金の貸与の実施 ●子育て中の看護師等が働きやすい職場環境をつくるための、病院内保育所の運営費補助の実施 ●看護師養成・確保の取組の課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師養成施設の運営支援 ●看護師等修学資金の貸与の実施 ●子育て中の看護師等が働きやすい職場環境をつくるための、病院内保育所の運営費補助の実施 ●市立看護短期大学及び川崎看護専門学校の今後のあり方の検討 		事業推進
救急活動事業 救急車の適正利用や市民の応急手当知識・技術の習得などにより、救命効果の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進 ●市民救命士の養成 ・H27 から民間への委託を開始 (養成数：年 14,290 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進 ●市民救命士の養成 ・民間への委託を拡大 (養成数：年 14,290 人以上) 	●有料化による市民救命士の養成 ・民間への全部委託 (養成数：年 14,290 人以上)	事業推進
救急隊整備事業 人口動態等を踏まえ救急隊を適正に配置し、現場到着時間の維持・短縮による救命効果の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急隊の増隊 ・栗木出張所の新設で 27 隊目（H26） 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急隊の増隊に合わせた新規職員の採用 ●王禅寺出張所の改築設計 ●人口動態を踏まえた、効率的・効果的な救急体制に向けた取組の推進 	●救急隊の増隊に合わせた採用職員の研修 ●王禅寺出張所の改築工事 ●救急車等の新規購入	●救急隊の増隊 ・王禅寺出張所で 28 隊目（H30 予定）

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
救急救命士養成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の運用 (H26 養成数：年 5 人) ●高度な救命処置が行える認定救急救命士などの養成 (H26 養成数：年 52 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の維持 (養成数：年 13 人以上) ●高度な救命処置が行える認定救急救命士などの養成 (養成数：年 52 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の維持 (養成数：年 7 人以上) ●高度な救命処置が行える認定救急救命士などの養成 (養成数：年 52 人以上) 	事業推進

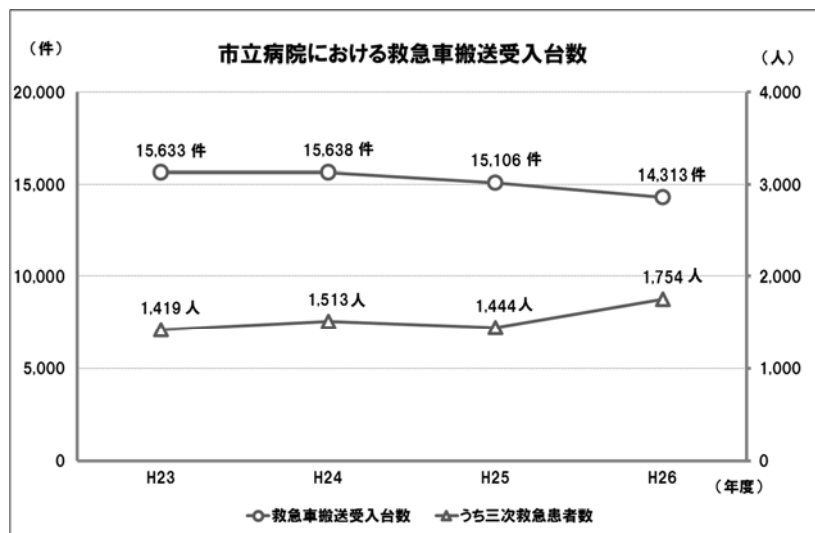
- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

施策2 信頼される市立病院の運営

施策の概要

- ✓ 川崎病院は市の基幹病院として、また、井田病院及び多摩病院は地域の中核病院として高齢化の進展や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医療の高度・専門化等への的確に対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、継続的かつ安定的に提供します。
- ✓ 今後増加が見込まれる救急搬送患者に対応するため、より効率的な受入体制の整備を進めます。また、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を視野に入れながら、地域の医療機関との機能分担や連携により、診療所等では提供が困難な高度な治療や検査、手術などの医療サービスを、迅速かつ確実に提供します。
- ✓ 整備から一定程度の時間が経過している川崎病院については、超高齢社会に向けた医療機能の強化・拡充など医療機能再編整備に向けた取組を進めます。
- ✓ 公立病院としての使命と役割を果たし、地域で必要な医療を継続的かつ安定的に提供していくため、医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と育成に積極的に取り組むとともに、強固な経営基盤を確立し、より効率的な病院経営を推進します。

市立3病院の主な医療機能



資料：病院局調べ

直接目標

● 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
入院患者満足度・ 外来患者満足度 (病院局調べ)	入院 87.5% 外来 77.6% (平成27年度)	入院 88.4% 以上 外来 79.3% 以上 (平成29年度)	入院 90.0% 以上 外来 82.0% 以上 (平成33年度)	入院 90.0% 以上 外来 82.0% 以上 (平成37年度)
病床利用率(一般病床) (病院局調べ)	72.9% (平成26年度)	83.0% 以上 (平成29年度)	83.0% 以上 (平成33年度)	83.0% 以上 (平成37年度)
救急患者受入数 (病院局調べ)	49,873 人 (平成26年度)	50,800 人以上 (平成29年度)	52,000 人以上 (平成33年度)	52,500 人以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
川崎病院の運営 川崎病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●高度・特殊・急性期医療の充実に向けた「医療機能再編計画」の検討 ●地域医療支援病院の承認に向けた検討、取組の実施 ●県がん診療連携指定病院の指定に向けた検討及びがん診療機能の充実・強化 ●市立川崎病院におけるスマート化の基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急やがん等の医療機能強化に向けた「医療機能再編基本構想」の策定 ●救命救急センターの安定的な運営及び体制強化に向けた検討 ●地域医療支援病院の承認 (紹介率：50%以上) (逆紹介率：70%以上) ●県がん診療連携指定病院の指定に向けた取組の推進 ●がん治療先進医療機器の導入 ●中長期的な視点に立った計画的な施設の保全及びE S C O事業等の活用による省エネルギー設備への更新方法の検討等、スマート化の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急やがん等の医療機能強化に向けた「医療機能再編基本計画」の策定 ●地域医療支援病院の安定的な運営 (紹介率：50%以上) (逆紹介率：70%以上) ●県がん診療連携指定病院の新規指定の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく取組の推進 	
井田病院の運営 井田病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療の充実に向けた取組の推進 ●地域がん診療連携拠点病院としてのがん診療機能の強化 ●地域医療支援病院の承認に向けた取組の推進 ●再編整備第2期工事の完了(全面開院) ●第3期工事(立体駐車場等の整備)の推進 ●斜面防護工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療の充実に向けた取組の推進 ●地域がん診療連携拠点病院としてのがん診療機能の強化 ●がん治療先進医療機器の導入 ●地域医療支援病院の承認に向けた取組の推進 (紹介率：50%以上) (逆紹介率：70%以上) ●第3期工事の推進(立体駐車場の供用開始) ●斜面防護工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療支援病院の承認 (紹介率：50%以上) (逆紹介率：70%以上) ●第3期工事の完了 	事業推進	

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

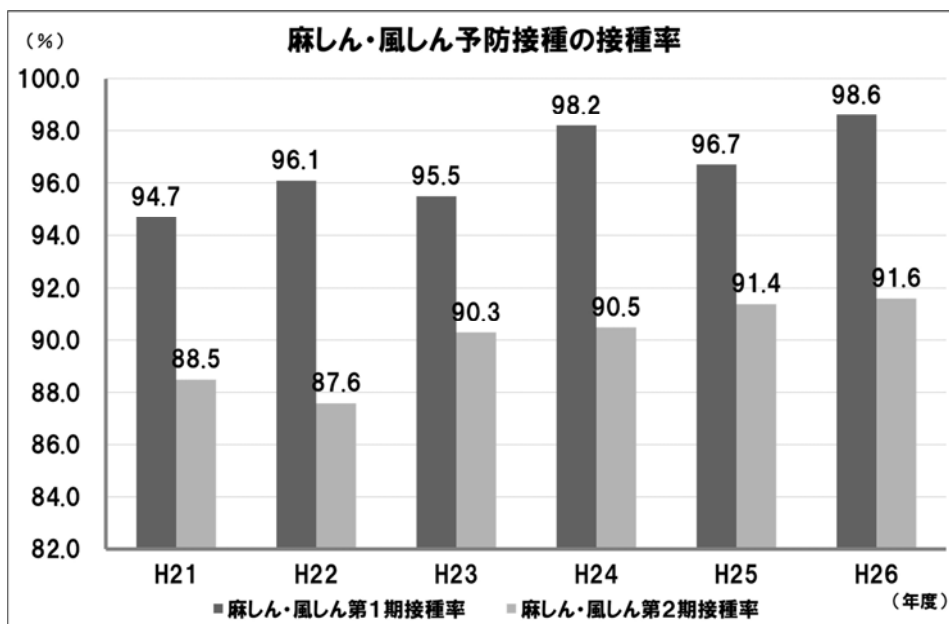
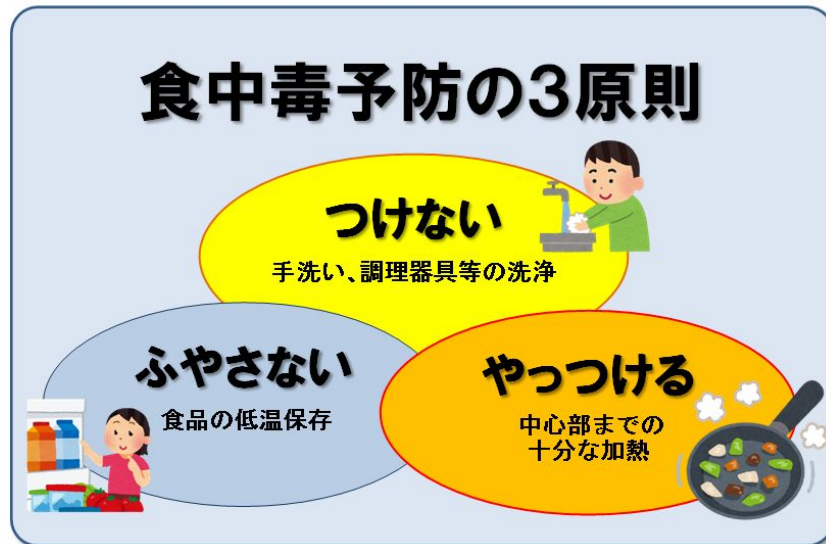
総論
基本構想
基本計画
10年戦略
実施計画【政策体系別】
実施計画【区】
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多摩病院の運営管理 指定管理者制度を活用した多摩病院の効率的な運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を活用した効率的な病院運営の推進 ●外部有識者等第三者による病院の管理運営状況の適正な審議 ●市北部地域の中核病院として、救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 ●長寿命化に向けた適切な施設維持の実施、医療需要に基づいた確かな医療機器更新の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を活用した効率的な病院運営の推進 ●外部有識者等第三者による病院の管理運営状況の適正な審議 ●市北部地域の中核病院として、救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 ●長寿命化に向けた適切な施設維持の実施、医療需要に基づいた確かな医療機器更新の推進 	→	事業推進
良質な医療の提供を担う人材の確保・育成 質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供するために必要な医療人材の確保・育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●医師・看護師等の人員体制の整備（井田病院全面開院に向けた医師・看護師等の増員） ●効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保（H27 助産師・看護師の合同就職説明会：11 回開催） ●人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成（認定看護師数：全 40 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師・看護師等の人員体制の検討（地域における医療需要や必要な医療機能を踏まえた医療提供体制の検討） ●効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保（助産師・看護師の合同就職説明会：年 13 回開催） ●人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成（認定看護師数：全 42 人） 	→	事業推進
経営健全化の推進 市立病院の経営の健全化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「新公立病院改革プラン」の策定 ●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備検討 ●患者サービスの向上等に資する ICT を活用した医療支援・医療連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新公立病院改革プラン」に基づく安定的な病院運営及び経営の効率化の推進 ●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備（手術支援ロボットの新規導入） ●患者サービスの向上等に資する ICT を活用した医療支援・医療連携の推進 	→	事業推進 ●新たな地域医療計画策定を踏まえたプランの整合性の評価 ●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備（MRI 装置の更新）

施策3 健康で快適な生活と環境の確保

施策の概要

- ✓ 国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中、新型インフルエンザ等の感染症をはじめ、新たな感染症に対しても的確な対応を図る必要があります。このことから、各種予防接種の実施、発生状況に応じた医療提供体制の確保など、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を推進します。
- ✓ 食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するため、食品関係施設等に対する監視指導及び食品等の検査を実施するとともに、食品の製造工程管理の国際標準であるHACCP（ハサップ）の普及を推進します。
- ✓ 高齢化が進展する中、日常生活に支援を必要とする市民が増加する傾向にあることから、住まいをはじめとする生活環境を衛生的かつ快適に維持管理するための支援や、多くの市民が利用する理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設の監視指導を実施し、健康で快適な生活環境の確保に向けた取組を推進します。



資料:健康福祉局調べ

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画
【政策体系別】

実施計画
【区】

進行管理

直接目標

- 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ) ※第1期：1歳の間 第2期：小学校入学前の1年間	第1期 98.6% 第2期 91.6% (平成26年度)	第1期 98.6% 以上 第2期 95% 以上 (平成29年度)	第1期 98.6% 以上 第2期 95% 以上 (平成33年度)	第1期 98.6% 以上 第2期 95% 以上 (平成37年度)
感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	95% (平成27年度)	95% 以上 (平成29年度)	95% 以上 (平成33年度)	95% 以上 (平成37年度)
食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	8件 (平成26年度)	8件 以下 (平成29年度)	8件 以下 (平成33年度)	8件 以下 (平成37年度)
「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	86.8% (平成27年度)	87% 以上 (平成29年度)	88% 以上 (平成33年度)	90% 以上 (平成37年度)
市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	95回 (平成26年度)	116回 以上 (平成29年度)	144回 以上 (平成33年度)	172回 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
予防接種事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を実施します。	●ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、麻しん、風しん、結核等の予防接種の接種率の維持、向上 ●予防接種台帳管理システムの導入 (H27)	●予防接種の接種率の維持・向上 ●予防接種台帳管理システムを活用した接種勧奨等、接種率向上に向けた取組の推進	→	事業推進

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
感染源対策事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、 新型インフルエンザ等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●薬品及び医療資器材等の備蓄、知識の普及等、 新型インフルエンザ等感染症の発生に備えた対策の推進 ●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握 ・市ホームページ、メールマガジン等による情報提供 ●社会福祉施設等への感染症対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●薬品及び医療資器材等の備蓄、知識の普及等、 新型インフルエンザ等感染症の発生に備えた対策の推進 ●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握 ・市ホームページ、メールマガジン等による情報提供 ●インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育の実施 (実施回数：40回以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育の実施 (実施回数：45回以上) 	事業推進
食品安全推進事業 飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 (H26 監視指導率：96.2%) ●HACCP(ハサップ)の普及に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 (監視指導率：96.2%以上) ●HACCP(ハサップ)の普及に向けた取組の実施 ・講習会等による導入支援 		事業推進
公衆衛生に関する試験検査等業務 公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施 ●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究及び成果の評価・公表 ●感染症情報の迅速な収集・解析・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施 ●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究及び成果の評価・公表 ●感染症情報の迅速な収集・解析・発信 		事業推進
動物愛護管理事業 動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する社会の実現に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護フェア等による、動物愛護と適正飼養の普及啓発活動の推進 ●多様な主体と連携した、いのちの教室の実施や、広報活動等による「ひと・どうぶつMIRAIプロジェクト」の取組の開始 ●狂犬病予防接種促進等、動物由来感染症対策の強化 ●動物愛護センターの再編整備の推進(基本設計) 	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護フェア等による、動物愛護と適正飼養の普及啓発活動の推進 ●「ひと・どうぶつMIRAIプロジェクト」の取組の推進 ・市民公開講座(3回)の実施 ・意見交換会(5回) ●狂犬病予防接種促進等、動物由来感染症対策の強化 ・広報による啓発及び情報提供の拡充 ●動物愛護センターの再編整備の推進(実施設計) 	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護センターの再編整備の推進(建設工事) 	●竣工・開設(H30 予定)



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
環境衛生事業 環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組むとともに、衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 (H26 監視指導率：88.3%) ●衛生的な住環境に関する講習会の実施 (H26：95回) ●施設訪問等による、環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 (監視指導率：100%) ●衛生的な住環境に関する講習会の実施 (109回以上) ●施設訪問等による、環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 	●衛生的な住環境に関する講習会の実施 (116回以上)	事業推進
葬祭場管理運営事業 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、衛生的かつ安定的な葬祭場運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭場の安定的な運営 ●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉設備改修(完了) ・増築棟整備設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭場の安定的な運営 ●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・増築棟整備工事 	●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・増築棟整備工事(完了) ・既存施設改修(完了) 	●かわさき北部斎苑駐車場整備 (H30 予定)